

朝日町こども計画

令和8年度～令和11年度

基本理念

みんなで育てるあさひっ子

～豊かな心をはぐくむまちづくり～



令和8年3月
富山県朝日町

は じ め に

近年、全国的に、少子化が進み、人口減少が社会全体の問題となる中で子育て家庭の負担や不安、いじめや不登校など、こどもを取り巻く環境も深刻な状況となっています。

こうした状況に対し、国では、令和5年4月に「こども家庭庁」が創設され、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。同年12月には「こども大綱」が閣議決定され、全てのこども・若者が自立した個人としてひとしく健やかに成長し幸せな状態(Well-being)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指し、こども施策を推進することが示されています。本町におきましても、令和5年7月に「朝日町こどもまんなか応援サポーター宣言」を行い、「子育て応援日本一のまち」を目指し、出産から高校生世代までのライフステージに応じた切れ目のないトータルな形での子育て支援に取り組んでいるところです。また、母子保健と児童福祉の両機能が連携・共働し、すべての妊産婦、子育て家庭、こどもへの切れ目のない包括的な相談支援体制を構築するため、令和6年4月に「こども家庭センター」を開設しました。



こどもは地域の宝であり、未来の担い手であります。そのこども・若者一人ひとりが、自分らしく健やかに育て、豊かな心を持って成長していけるよう、家庭、地域、学校、行政、企業など、社会全体で支えていくまちづくりを一層推進するため、この度、「朝日町こども計画」を策定いたしました。

この計画は、こども・若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、全てのこども・若者の健やかな成長を目指し、必要な取組を総合的に進めていくものです。重点的な取組としては、こども・若者の社会参画・意見表明を促進する機会の創出や安全で安心して過ごしなが、多様な体験活動等に接することができる居場所の充実を図ります。また、「あさひっ子」を育む事業の推進や、社会生活に困難を有するこども・若者やその家庭への支援の充実を図ります。

次代を担うこども・若者の健やかな成長と自立を積極的に支援し、こども・若者が自分らしく生きることができるまちの実現を目指し、事業計画の着実な実行に取り組んでまいりますので、町民の皆様の御支援と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたり、御尽力いただきました「朝日町子ども・子育て会議」の皆様、町民アンケート調査やパブリックコメントなどにおいて、広く御意見をいただきました町民の皆様に、この場をお借りして、厚くお礼を申し上げます。

令和8年3月

朝日町長 笹原 靖直

目 次

第 1 章 計画策定について	1
1 計画策定の背景・趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の対象	3
第 2 章 朝日町の状況について	4
1 町の現状	4
(1) 人口	4
(2) 世帯	5
(3) 出生数・出生率	5
(4) 女性の年齢別労働力率	6
(5) 未婚率の推移	6
(6) 教育・保育の状況	7
(7) こどもの居場所・支援拠点の状況	10
(8) 母子保健	12
(9) こども・若者の支援	14
2 アンケート調査結果	16
(1) 調査の概要	16
(2) 調査結果	16
3 課題の整理	44
第 3 章 計画の基本的な考え方	48
1 基本理念	48
2 基本方針	48
3 計画の体系	50
第 4 章 施策の展開	51
基本方針 1：こども・若者の権利の保障と主体的な参加の促進	51
施策 1－1：こども・若者の権利理解の促進	51
施策 1－2：意見表明・社会参加の機会づくり	52
施策 1－3：多様性を認め合う環境づくり	53
施策 1－4：年齢に応じた居場所づくり	54
施策 1－5：児童虐待・ヤングケアラー等への対応	55
施策 1－6：こども・若者の社会的自立支援	57

基本方針 2：切れ目のない成長支援体制の構築	60
施策 2－1：妊娠期から乳幼児への支援	60
施策 2－2：子育て家庭の経済的負担の軽減	62
施策 2－3：相談支援体制の整備	63
施策 2－4：ひとり親家庭への支援	65
施策 2－5：発達支援・障害のあるこども・若者への支援	66
施策 2－6：地域や関係機関の連携強化	68
基本方針 3：安心して子育て・子育てできる環境整備	70
施策 3－1：教育・保育の質の向上	70
施策 3－2：学童期・思春期の成長支援	71
施策 3－3：仕事と子育て・生活の両立支援	73
施策 3－4：地域の子育て・成長支援	74
施策 3－5：地域の安全の確保	77
施策の目標とする指標	78
第 5 章 計画の推進	79
1 計画の推進体制	79
(1) 庁内推進体制の構築	79
(2) 朝日町こども・子育て会議	79
(3) 地域・関係機関との連携強化	79
2 計画の進捗管理	80
(1) PDCA サイクルによる進行管理	80
(2) 町民への情報公開	80
(3) 計画の見直しと評価	80
資 料 編	81

第1章 計画策定について

1 計画策定の背景・趣旨

我が国では少子化が急速に進行しており、こどもを取り巻く環境は大きく変化しています。核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、子育て家庭の孤立化が進み、子育てに対する不安や負担感が増大しています。また、こどもの貧困、児童虐待、いじめや不登校、ヤングケアラーなど、こどもや子育て家庭が抱える課題は多様化・複雑化しており、より包括的な支援が求められています。

こうした状況を踏まえ、国は令和5年4月にこども基本法を施行し、すべてのこどもが健やかに成長できる社会の実現を目指すこととしました。同法では、「こどもの最善の利益」を第一に考えることを基本理念とし、こどもを権利の主体として尊重し、その意見を年齢や発達段階に応じて尊重することを定めています。

また、同法第10条では、市町村に対して、国の「こども大綱」と「都道府県こども計画」を勘案し、こどもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（市町村こども計画）を策定することが努力義務として規定されました。「こども大綱」においても、市町村が地域の実情に応じた計画を策定し、こども・若者や子育て当事者等の意見を反映しながら施策を推進していくことの重要性が示されています。

朝日町においても、少子化の進行とともに、子育て家庭のニーズが多様化・複雑化しており、妊娠期からこどもの自立に至るまで、切れ目のない支援体制を構築することが喫緊の課題となっています。特に、若者の町外流出やこどもの減少は、地域の活力維持の観点からも重要な課題となっています。また、課題先進地である町の現状を踏まえ、持続可能な施策を展開していくことが重要であります。

これらを踏まえ、本計画は、こども基本法の理念に基づき、すべてのこどもが健やかに育ち、保護者が安心して子育てができる環境を整備するとともに、若者が希望を持って自立し、地域社会の担い手として活躍できる環境を整備し、「こどもまんなか社会」の実現のため、朝日町におけるこども・若者支援施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第 10 条に基づく市町村こども計画として位置づけます。

「子ども・若者育成支援推進法」第 9 条第 2 項に基づく「子ども・若者計画」を一体として策定する計画です。加えて、貧困状況にあるこどもに対する教育、生活、保護者の就労、経済的支援について、必要な施策を展開していくため、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第 10 条第 2 項に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を内包した、こども・子育て・若者支援にかかる総合的な計画として策定するものです。さらに、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づき策定された「朝日町次世代育成支援計画」、「朝日町母子保健計画」を継承し、「こども・子育て支援法」第 61 条に基づき策定された「第 3 期朝日町こども・子育て支援事業計画」との連携を図ります。

なお、計画の策定にあたっては、国から示される「こども大綱」及び県の「富山県子育て支援・少子化対策に関する基本計画」を勘案して策定します。

また、朝日町総合計画を上位計画とし、朝日町地域福祉計画、朝日町健康増進計画など、関連する各種計画との整合性を図りながら、こども・若者・子育て支援に関する施策を総合的に推進するための基本計画として策定します。

本計画は、行政だけでなく、地域住民、関係団体、企業、NPO など、地域社会全体でこども・若者の育ちと子育てを支えていくための指針となるものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、先に策定した「第 3 期朝日町子ども・子育て支援事業計画」と計画の終期を合わせるため、令和 8 年度から令和 11 年度までの 4 か年とします。ただし、社会情勢の変化や制度改正等により、必要に応じて見直しを行うものとします。



4 計画の対象

本計画は、こども（概ね 18 歳未満）から若者（概ね 30 歳代まで）を対象とし、成長段階に応じた切れ目のない支援を提供します。また、こどもを育てる保護者や、こども・若者を支える地域全体も計画の対象に含むものとします。

第2章 朝日町の状況について

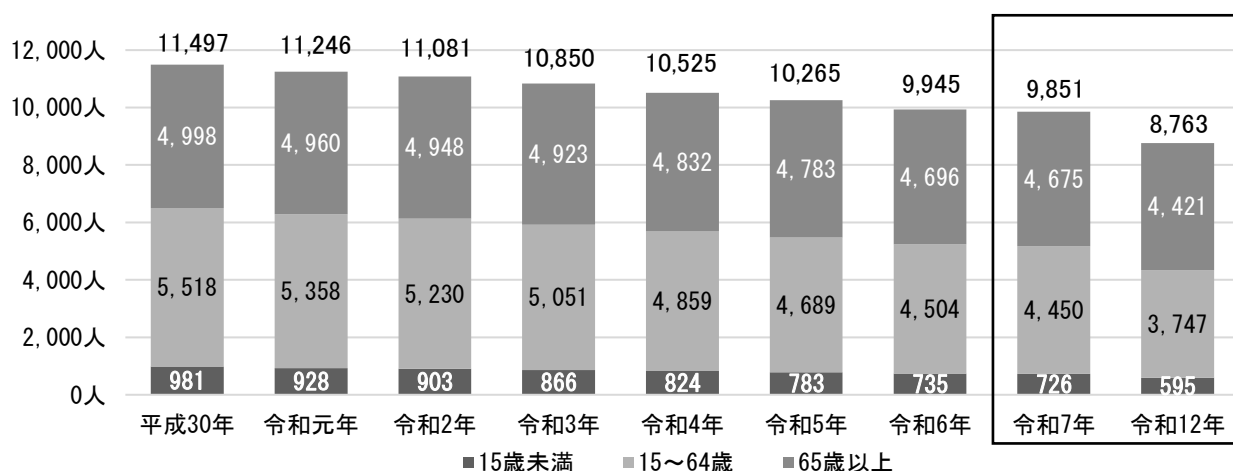
1 町の現状

(1) 人口

朝日町の人口は年々減少しており、令和6年は9,945人となっています。年代別の人口をみると、0～4歳と20歳代の女性が特に少ない状況にあります。

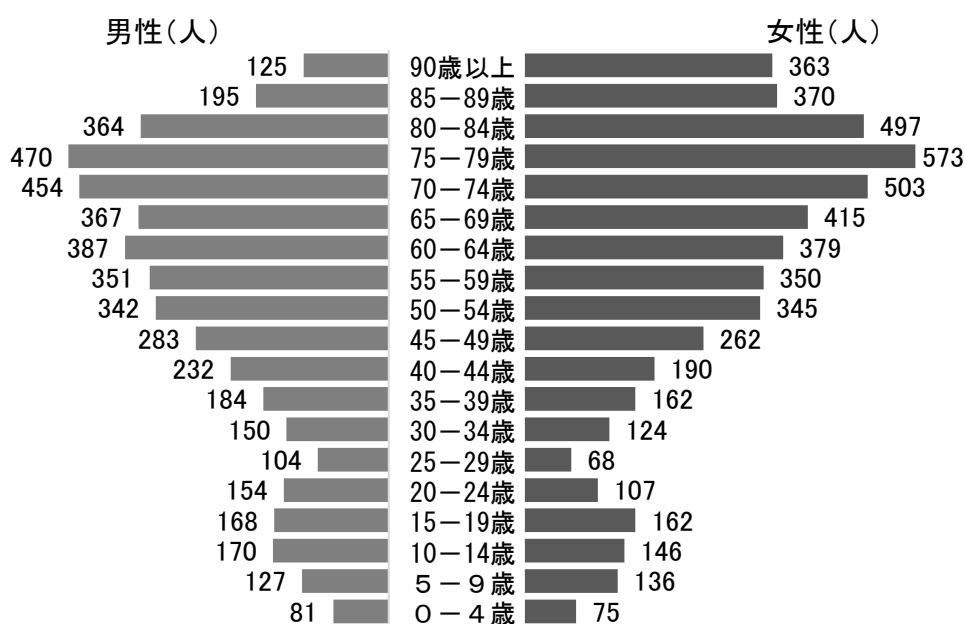
図表 年齢3区分別人口の推移と推計

推計



資料：富山県人口移動調査（各年10月1日現在）、令和2年は国勢調査
令和7・12年は国立社会保障・人口問題研究所による推計
※総数は年齢不詳を含む

図表 朝日町の人口構成



資料：富山県人口移動調査（令和6年10月1日現在）

(2) 世帯

世帯数は減少が続いていますが、核家族世帯の割合や単独世帯数は増加しています。母子世帯数・父子世帯数ともに横ばいが続いています。

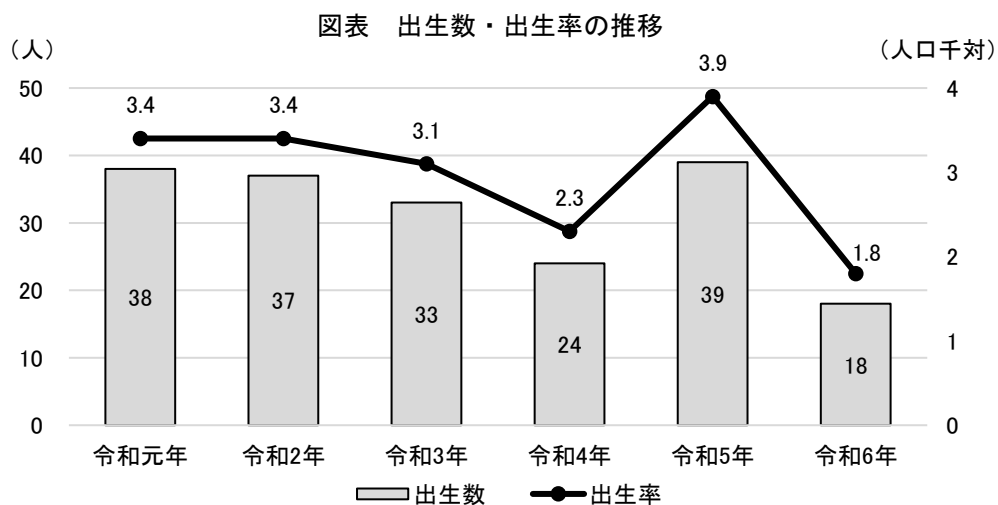
図表 世帯数の推移

	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
一般世帯数	4,711	4,502	4,340
親族世帯数	3,665	3,405	3,171
核家族世帯数	2,357	2,351	2,351
親族世帯に占める割合	64.3%	69.0%	74.1%
その他の親族世帯数	1,308	1,054	820
親族世帯に占める割合	35.7%	31.0%	25.9%
非親族世帯数	14	17	16
単独世帯数	1,032	1,080	1,153
母子世帯数	50	53	48
親族世帯に占める割合	1.4%	1.6%	1.5%
18歳未満親族がいる母子世帯	47	48	41
親族世帯に占める割合	1.3%	1.4%	1.3%
父子世帯数	5	5	5
親族世帯に占める割合	0.1%	0.1%	0.2%
18歳未満親族がいる父子世帯	5	5	3
親族世帯に占める割合	0.1%	0.1%	0.1%

資料：国勢調査

(3) 出生数・出生率

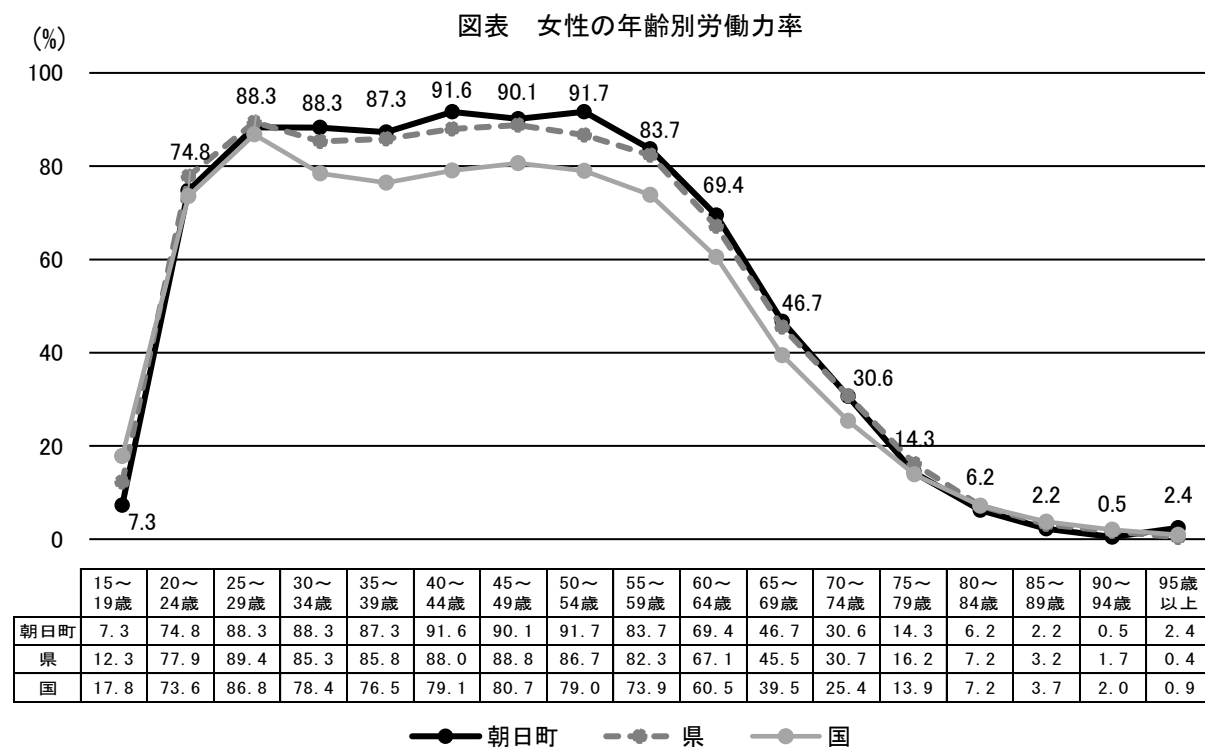
出生数・出生率ともに減少傾向にあり、令和5年には一時回復したものの、令和6年には再び落ち込み、出生数は18人となっています。



資料：富山県人口動態総覧

(4) 女性の年齢別労働力率

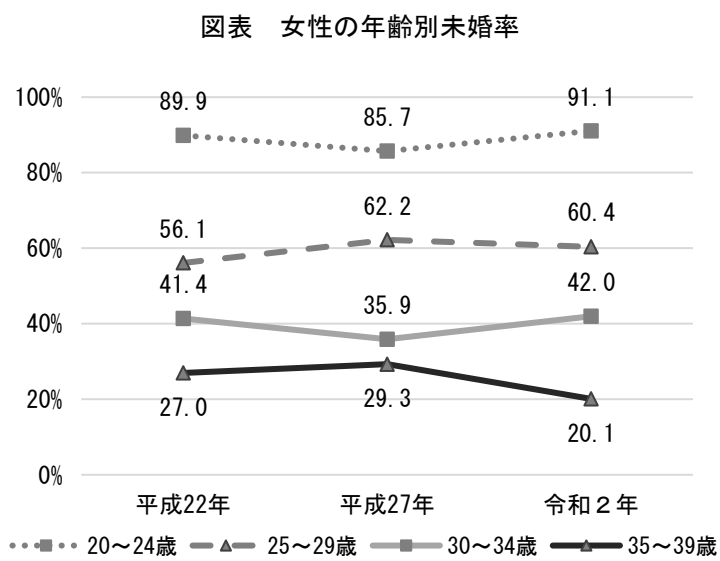
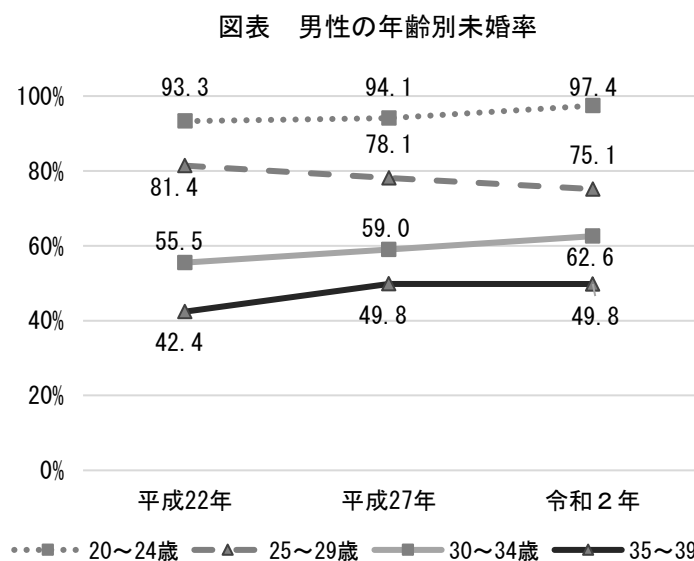
令和2年の女性の年齢別労働力率をみると、30～60歳代で国と県より高くなっています。また、25～54歳では9割前後と高くなっています。



資料：国勢調査（令和2年）

(5) 未婚率の推移

未婚率をみると、特に男性で上昇傾向にあり、令和2年の男性30歳代の未婚率は平成22年と比べて約7ポイント上昇しています。一方、女性の未婚率は35～39歳で下がっているものの、30～34歳で42.0%と高くなっています。



資料：国勢調査（令和2年）

(6) 教育・保育の状況

①保育所

保育所は、町立の3保育所（ひまわり保育園・さくら保育園・いちご保育園）があり、定員は340人、実保育人数は183人となっています。

全体の保育児童数は減少傾向となっています。

図表 保育所の状況（各年度3月1日現在）

■ひまわり保育園

（単位：人、％）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員		160	160	160	160	160
児童数	3歳以上	85	91	86	78	62
	1-2歳	51	34	33	31	22
	0歳	10	11	6	4	7
	計	146	136	125	113	91
稼働率		91.3%	85.0%	78.1%	70.6%	56.9%
保育士数		27	27	24	24	20

■さくら保育園

（単位：人、％）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員		60	60	60	60	60
児童数	3歳以上	37	38	41	34	31
	1-2歳	24	20	11	13	10
	0歳	2	2	2	2	4
	計	63	60	54	49	45
稼働率		105%	100%	90.0%	81.7%	75.0%
保育士数		16	15	16	14	12

■いちご保育園

（単位：人、％）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員		120	120	120	120	120
児童数	3歳以上	42	42	37	34	32
	1-2歳	21	19	20	14	10
	0歳	3	5	6	2	5
	計	66	66	63	50	47
稼働率		55.0%	55.0%	52.5%	41.7%	39.2%
保育士数		15	13	14	13	12

各年度3月1日（住民・子ども課）

②障害児保育

障害児保育は、3か所（ひまわり保育園・いちご保育園・さくら保育園）で実施しており、令和3年度以降は3人、令和6年度は5人の利用となっています。

図表 障害児保育の状況

（単位：か所、人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
か所	3	3	3	3	3
児童数	1	3	3	3	5

（住民・子ども課）

③小学校の状況

当町には小学校がさみさと小学校とあさひ野小学校の2校設置されています。児童数は、さみさと小学校で270人前後で推移していますが、あさひ野小学校の児童数は年々減少し、令和6年度で83人となっています。

図表 小学校の児童数の状況

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
さみさと小学校	1年	46	42	47	39	48
	2年	45	46	43	46	39
	3年	47	46	47	43	46
	4年	35	47	46	47	44
	5年	56	35	47	47	47
	6年	51	56	36	48	47
計		280	272	266	270	271
あさひ野小学校	1年	19	14	15	10	11
	2年	13	19	14	15	10
	3年	21	13	19	14	15
	4年	15	21	13	19	14
	5年	25	15	22	13	19
	6年	21	25	15	21	14
計		114	107	98	92	83

（教育委員会事務局）

④中学校の状況

当町には中学校が1校（朝日中学校）設置されています。生徒数は、令和6年度で204人となっています。

図表 中学校の生徒数の状況

朝日中学校	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年	67	71	81	51	72
2年	73	67	71	80	51
3年	77	72	68	69	81
計	217	210	220	200	204

（教育委員会事務局）

(7) こどもの居場所・支援拠点の状況

①放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は令和5年度まで、あさひ野小学校のあさひ野っ子放課後児童クラブにおいてのみ実施していましたが、令和6年6月からさみさと小学校のさみっ子放課後児童クラブが開設されました。令和6年度の利用登録者数は、さみっ子放課後児童クラブで75人、あさひ野っ子放課後児童クラブで53人となっています。

図表 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の状況

■さみっ子放課後児童クラブ

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年					27
2年					17
3年					16
4年					10
5年					2
6年					3
計					75

■あさひ野っ子放課後児童クラブ

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年	16	12	14	7	9
2年	12	16	11	13	5
3年	19	9	16	12	13
4年	12	17	5	14	9
5年	16	7	13	3	13
6年	8	8	5	8	4
計	83	69	64	57	53

※さみっ子放課後児童クラブは令和6年6月1日開設。数値は令和6年6月1日現在

※あさひ野っ子放課後児童クラブの数値は4月1日現在

※R2～R5.5月頃までの間コロナ禍のため、利用に制限あり（年度によって制限の内容は異なる）

（住民・子ども課）

②児童館

児童館は1館が整備されており、令和5年度は年間で5,322人の利用がありました。

図表 児童館の状況

(単位：か所、人、人／か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
か所	1	1	1	1	1
利用人数	3,574	3,652	3,388	5,322	1,766
小学生	3,574	3,652	3,388	5,315	1,740
就学前児童	0	0	0	0	13
中学生・高校生	0	0	0	3	0
保護者	0	0	0	4	13
1日平均	13.6	12.6	14.4	18.0	6.05

(住民・子ども課)

※令和2年～令和5年5月頃までの間コロナ禍のため、利用を制限（年度によって制限内容は違う）。

また、令和6年6月からさみっ子放課後児童クラブ併設のため令和6年度利用者減。

③こどもの居場所づくり事業

こどもの居場所づくり事業は、カルチャーセンターみやざき（宮崎地区）、五箇庄コミュニティセンター彩の里（五箇庄地区）で行っています。利用者数は、令和6年度で3,178人となっています。

図表 こどもの居場所づくり事業の状況

(単位：か所、人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
か所	2	2	2	2	2
利用者数	1,399	1,611	1,964	2,800	3,178

(住民・子ども課)

④地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、子育て支援センターひまわりと子育て支援センターいちごの2か所で実施されています。令和6年度で利用者数は0歳から2歳の低年齢児を中心に年間で1,927人の利用があります。

図表 地域子育て支援拠点事業の状況

(単位：延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	1,361	1,974	401	1,130	1,927

(住民・子ども課)

(8) 母子保健

①母子健康手帳交付

妊娠の届出をされた方に対して母子健康手帳を交付しています。令和6年度の交付者数は30人となっています。

図表 母子健康手帳交付の状況

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
交付者数	39	34	41	29	30

(保健センター)

②妊婦一般健康診査

妊娠中は、母体と赤ちゃんの健康管理のため、定期的に健康診査を受ける必要があります。この健康診査のうち、14回分を公費負担しています。令和6年度の妊婦一般健康診査の受診者数(延べ人数)は277人となっています。

図表 妊婦一般健康診査の状況

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診者数	実数	61	48	55	55	41
	延べ人数	512	411	361	424	277

(保健センター)

③妊婦訪問事業

初産婦や転入した妊婦、支援が必要な妊婦等に対して保健師による訪問指導を行っています。

図表 妊婦訪問事業の状況

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問人数	実数	9	7	8	7	9
	延べ人数	9	7	8	7	13

(保健センター)

④産婦健康診査

産後うつ予防や新生児への虐待予防等の観点から、すべての産婦を対象に産婦健康診査2回分に係る費用を公費負担しています。令和6年度の受診者数(延べ人数)は40人となっています。

図表 産婦健康診査の状況

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診者数	実数	46	35	27	42	21
	延べ人数	84	65	48	80	40

(保健センター)

⑤乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後2～3か月の乳児すべてを対象に、保健師または助産師が訪問し、子育てに対する悩み等の相談に応じるほか、母親の育児不安の軽減に努めています。令和6年度では延べ21人を訪問しています。

図表 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の状況

(単位：人、%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者	38	37	28	44	21
訪問実数	34	34	27	44	21
実施率	89.5	91.9	96.4	100	100
延べ人数	34	34	27	44	21

(保健センター)

⑥乳幼児健康診査・幼児歯科健康診査

乳幼児健康診査は4か月児健康診査から3歳児健康診査まで、乳幼児の発達段階に応じて健康診査を実施しています。各年齢の受診率はほぼ100%に近い、高い受診率となっています。

幼児歯科健康診査は幼児健康診査とあわせ、1歳6か月児から3歳6か月児を対象とし、半年毎に計5回実施し、希望者へのフッ化物塗布を行っています。

図表 乳幼児健康診査の状況

(単位：人、%)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
4か月児 健康診査	対象者	36	36	33	39	25
	受診数	36	36	33	39	25
	受診率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
10～11か月児 健康診査	対象者	25	40	31	29	33
	受診数	25	35	30	29	29
	受診率	100.0	87.5	96.8	100.0	87.8
1歳6か月 児 健康診査	対象者	47	36	40	32	31
	受診数	47	36	39	31	31
	受診率	100.0	100.0	97.5	96.9	100.0
3歳児 健康診査	対象者	60	54	44	35	32
	受診数	60	53	44	35	32
	受診率	100.0	98.1	100.0	100.0	100.0

(保健センター)

図表 幼児歯科健康診査の状況

(単位：人、%)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1回目 歯科健康診査 (1歳6か月児健康診査)	対象者	46	36	39	29	31
	受診数	44	35	39	29	31
	受診率	95.7	97.2	100.0	100.0	100.0
2回目 歯科健康診査	対象者	50	40	42	35	19
	受診数	47	39	38	34	18
	受診率	94.0	97.5	90.5	97.1	94.7
3回目 歯科健康診査	対象者	54	43	32	36	27
	受診数	49	41	29	34	26
	受診率	90.7	95.3	90.6	94.4	96.3
4回目 歯科健康診査	対象者	47	46	35	35	35
	受診数	47	37	33	31	32
	受診率	100.0	80.4	94.3	88.6	91.4
5回目 歯科健康診査 (3歳児健康診査)	対象者	52	50	40	33	32
	受診数	51	48	39	33	32
	受診率	98.1	96.0	97.5	100.0	100.0

(保健センター)

⑦障害児を持つ母親の集い（たんぽぽの集い）

障害児を持つ親は精神的負担が大きく、サポートが必要であるため、定例会や研修会等を行うことで、児童の健全な発達を促し、家族の悩みや不安の軽減に努めています。令和6年度は11回開催しています。

図表 障害児を持つ母親の集い（たんぽぽの集い）の状況

(単位：回、延べ人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数		2	5	12	12	11
参加者数	親	7	15	30	42	42
	子	0	0	0	0	0

(保健センター)

(9) こども・若者の支援

①児童虐待相談

当町においても、わずかながら虐待に関する相談がみられます。

図表 児童虐待相談件数

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
朝日町	2	5	4	5	
富山県	1,035	894	864	1,054	
全国	205,044	207,660	214,843	225,504	

※令和6年度の富山県・全国の値は未発出

(県児童相談所)

②相談指導件数

少子化・核家族化に伴い、子育てに対する不安や悩みを抱える家庭に対応するため、子育て専用電話を設置するなど、子育て相談に随時対応できる体制を整えています。育児に関する相談件数は令和6年度では25件となっています。

図表 相談指導件数（テレホン育児相談・来所育児相談）

（単位：件）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	105	80	56	26	25

（保健センター）

③児童扶養手当・特別児童扶養手当

令和6年度の母子・父子家庭に対する児童扶養手当の給付件数は57件、障害児に対する特別児童扶養手当は15件となっています。

図表 児童扶養手当の状況

（単位：件）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	75	72	61	51	57

（住民・子ども課）

図表 特別児童扶養手当の状況

（単位：件）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	12	14	14	15	15

（住民・子ども課）

2 アンケート調査結果

(1) 調査の概要

計画策定にあたり、小学生・中学生・高校生、若者、保護者の意向を伺い、朝日町こども計画策定に向けた基礎資料とするため、令和7年11月に3種類のアンケート調査を実施しました。

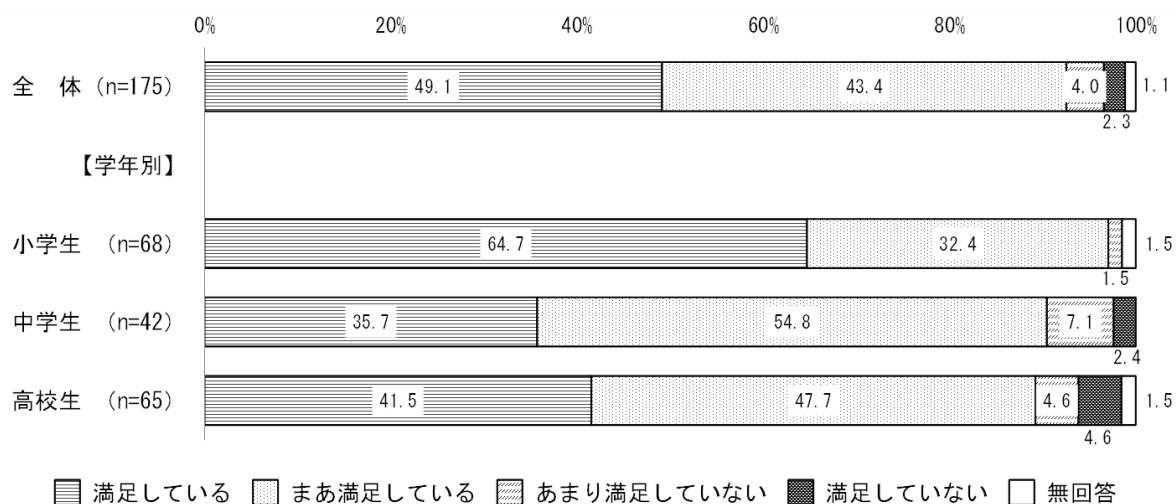
調査の種類	調査対象	実施方法	配布数	有効回答数 (有効回答率)
小中高生 アンケート	町在住の小学5・6年生 中学2・3年生 高校1～3年生	学校を通じた配布・ 郵送による配布 オンラインによる回収	533 件	175 人 (32.8%)
若者 アンケート	町在住の18～39歳の若者	郵送による配布 オンラインによる回収	594 件	174 人 (29.3%)
保護者 アンケート	町在住の子どもの保護者	郵送による配布 オンラインによる回収	477 件	234 人 (49.0%)

(2) 調査結果

①小中学生アンケート

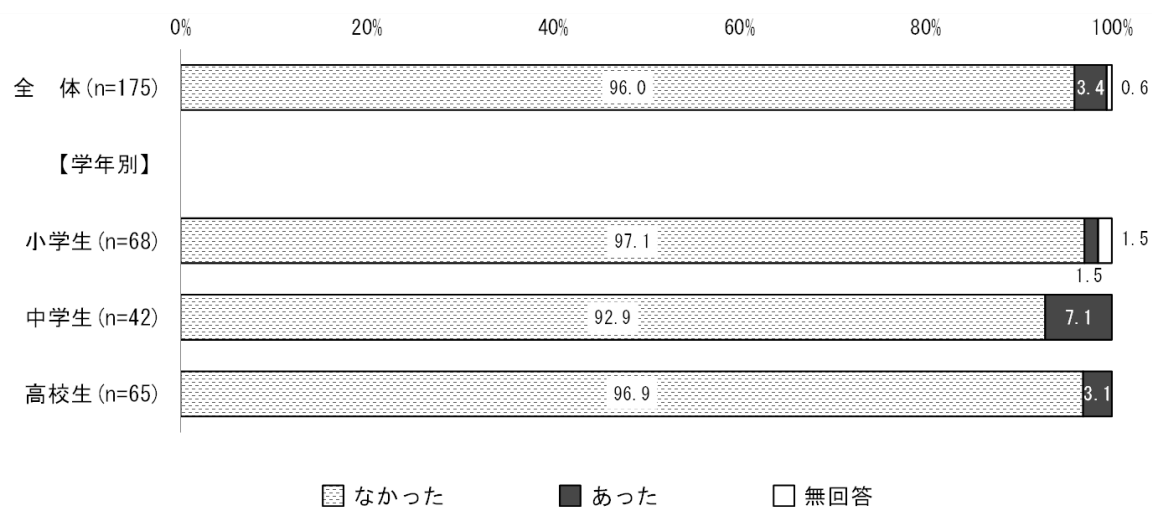
1) 生活の満足度

最近の生活への満足度については、「満足している」が49.1%、「まあ満足している」が43.4%、「あまり満足していない」が4.0%、「満足していない」が2.3%となっています。



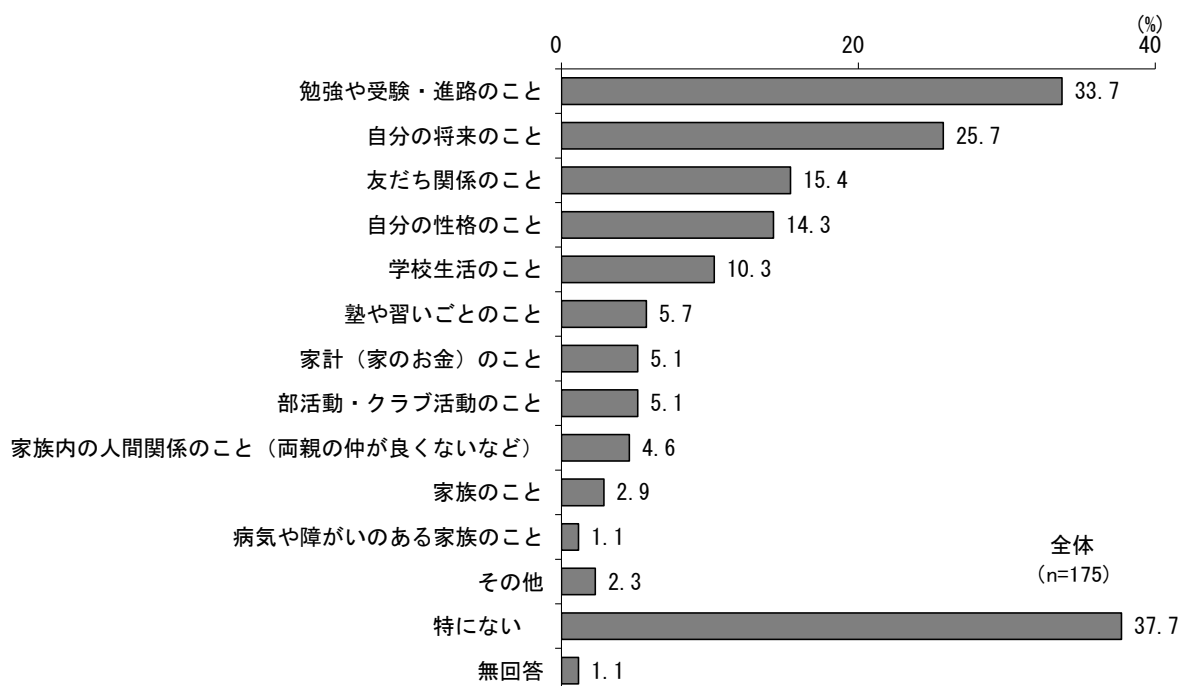
2) 家族の世話などで学校に行けなかったなどの経験

家族の世話などで学校に行けなかったり自分の時間がなくなったなどの経験があるかについては、「あった」が3.4%、「なかった」が96.0%となっています。



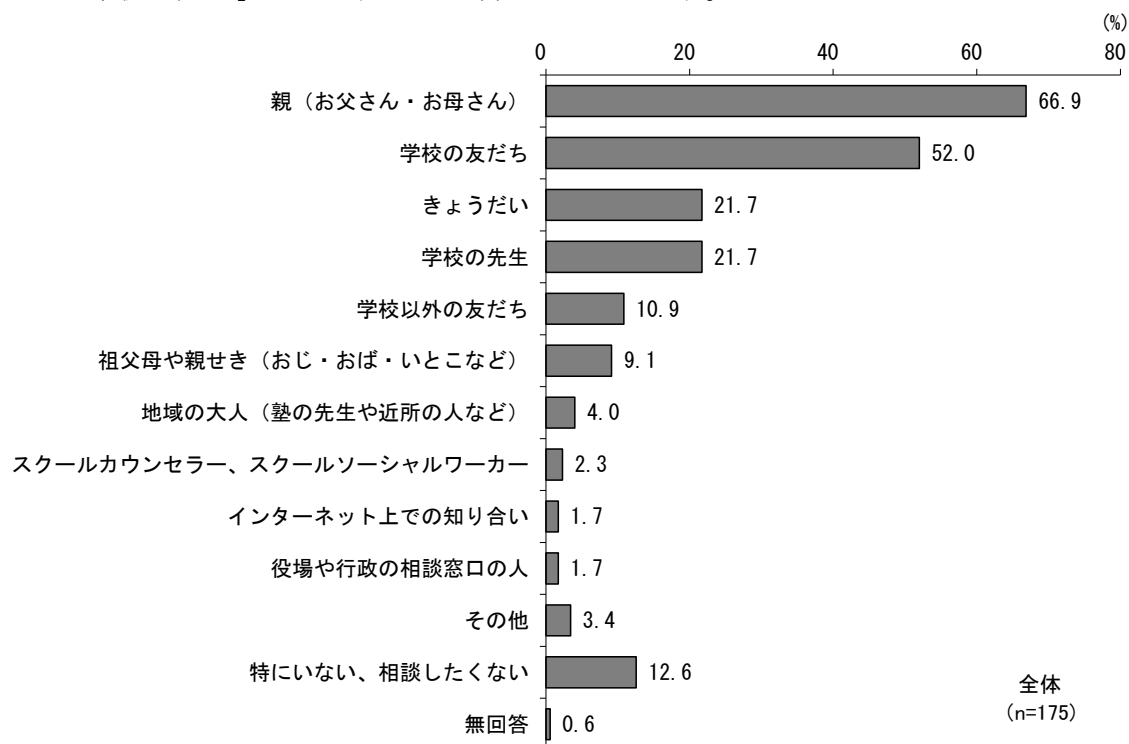
3) 現在の悩みごと

現在、困っていることや悩んでいることについては、「勉強や受験・進路のこと」の割合が33.7%と最も高く、次いで「自分の将来のこと」が25.7%、「友だち関係のこと」が15.4%などの順となっています。



4) 相談相手

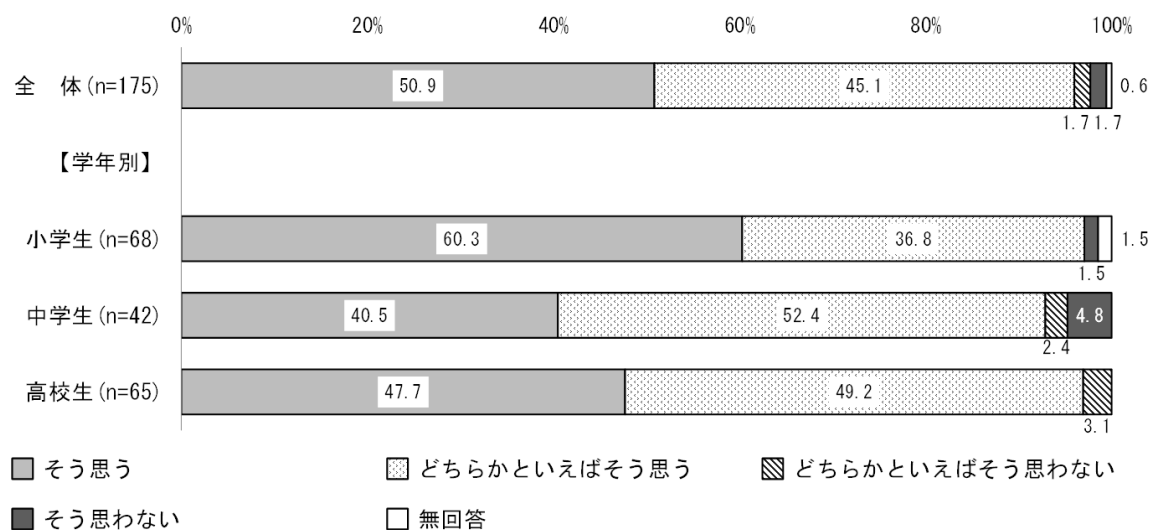
困っていることや悩んでいることの相談相手については、「親（お父さん・お母さん）」の割合が66.9%と最も高く、次いで「学校の友だち」が52.0%、「きょうだい」と「学校の先生」が21.7%などの順となっています。



5) 自分のことについてどう思っているか

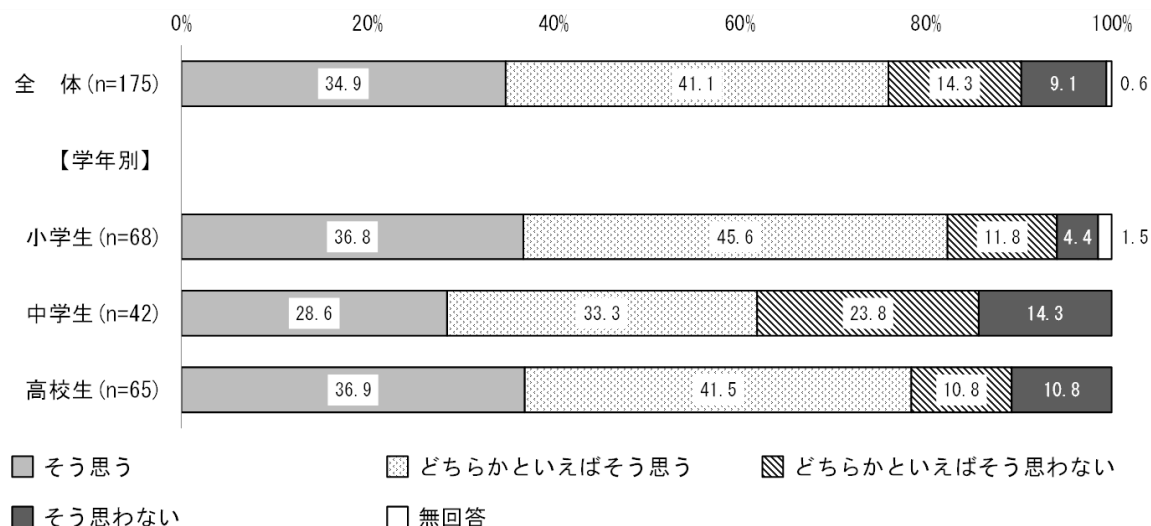
① 今、自分は幸せだ

今、自分は幸せだと思っているかについては、「そう思う」が50.9%、「どちらかといえばそう思う」が45.1%、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」が1.7%となっています。



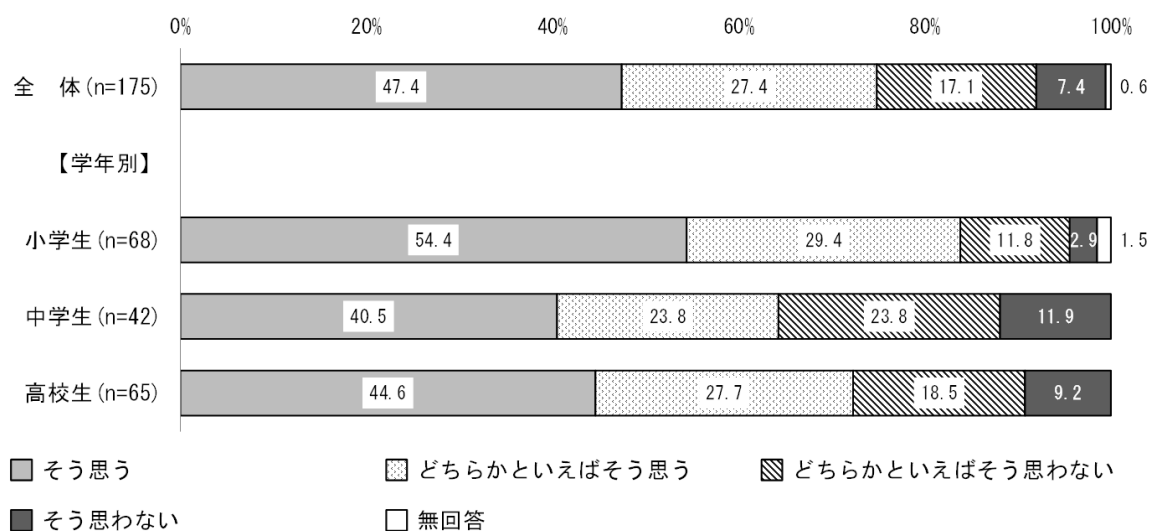
② 自分のことが好きだ

自分のことが好きだと思っているかについては、「そう思う」が34.9%、「どちらかといえばそう思う」が41.1%、「どちらかといえばそう思わない」が14.3%、「そう思わない」が9.1%となっています。



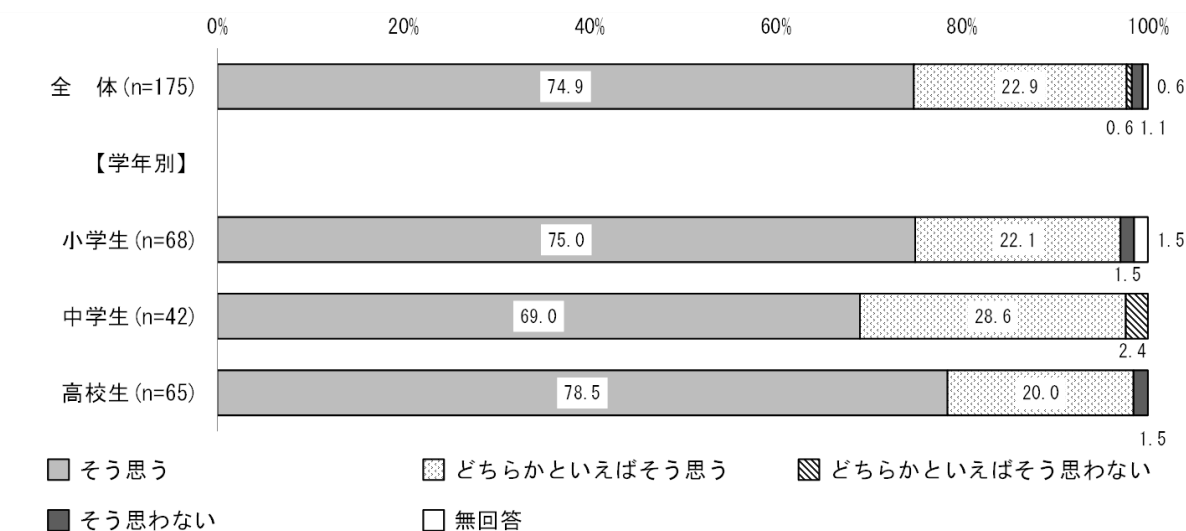
③ 自分には将来の夢や希望がある

自分には将来の夢や希望があると思っているかについては、「そう思う」が47.4%、「どちらかといえばそう思う」が27.4%、「どちらかといえばそう思わない」が17.1%、「そう思わない」が7.4%となっています。



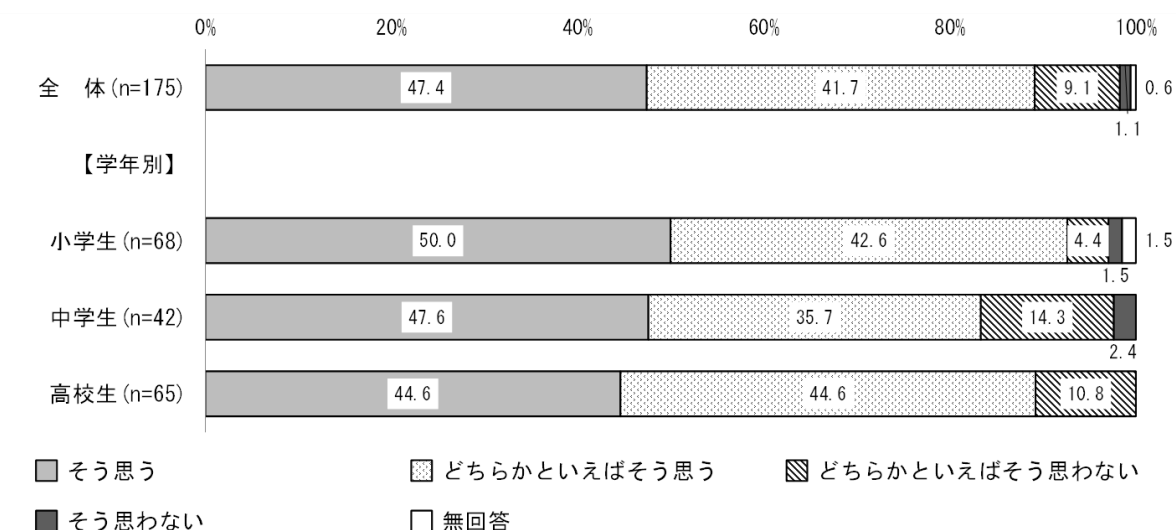
④ 自分は家族から大切にされている

自分は家族から大切にされていると思っているかについては、「そう思う」が74.9%、「どちらかといえばそう思う」が22.9%、「どちらかといえばそう思わない」が0.6%、「そう思わない」が1.1%となっています。



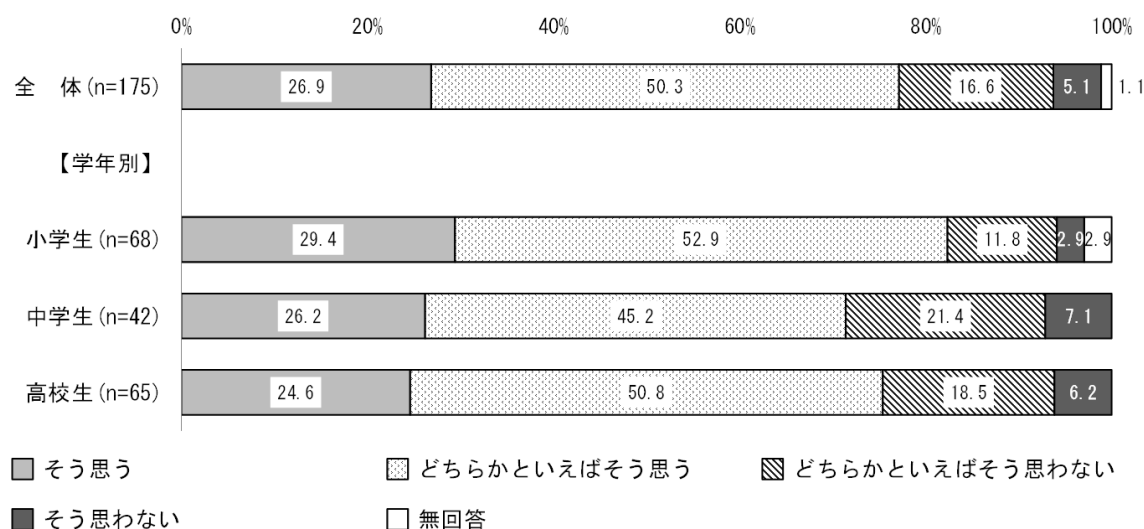
⑤ 自分は友だちから好かれている

自分は友だちから好かれていると思っているかについては、「そう思う」が47.4%、「どちらかといえばそう思う」が41.7%、「どちらかといえばそう思わない」が9.1%、「そう思わない」が1.1%となっています。



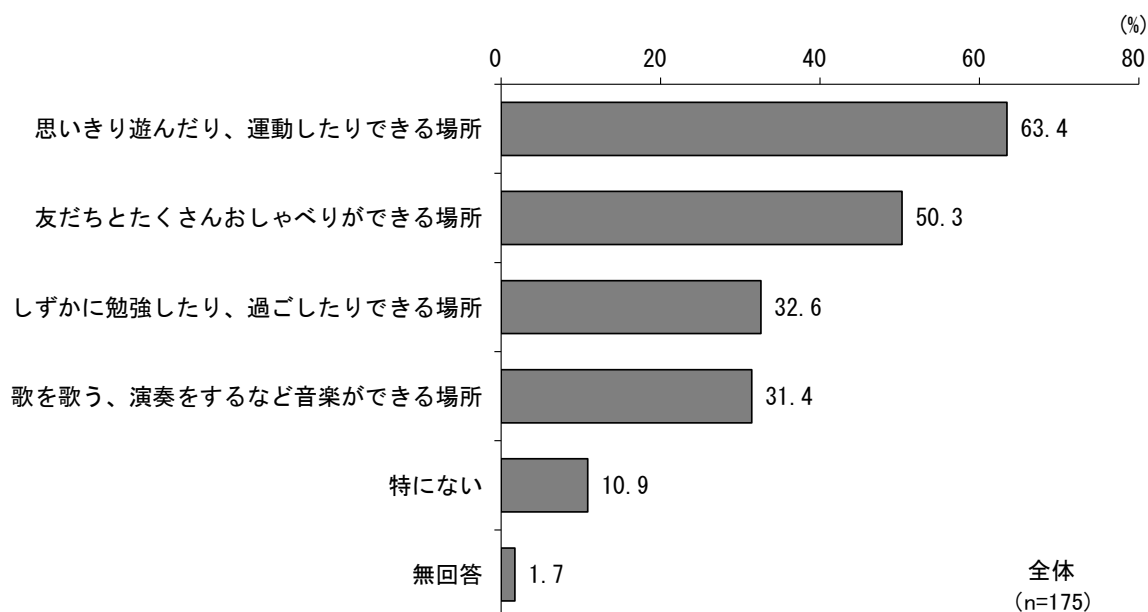
⑥ 自分は周りの人の役に立っている

自分は周りの人の役に立っていると思っているかについては、「そう思う」が26.9%、「どちらかといえばそう思う」が50.3%、「どちらかといえばそう思わない」が16.6%、「そう思わない」が5.1%となっています。



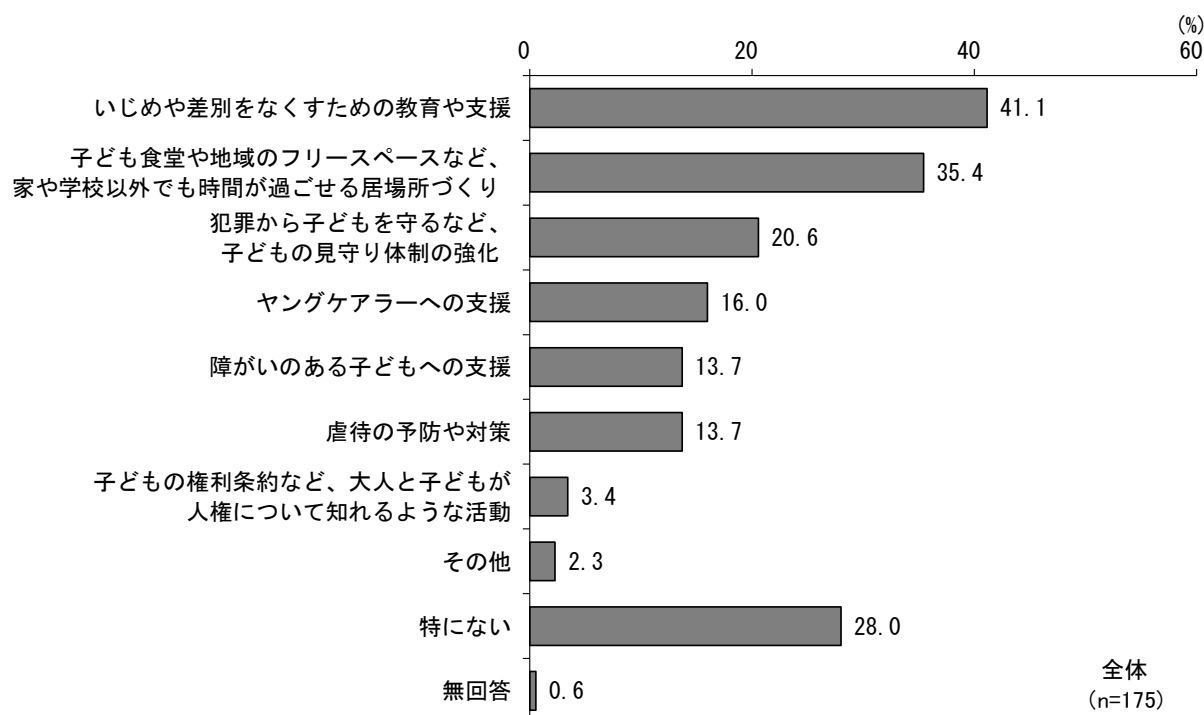
6) 近くにあったらよいと思う場所

近くにあったらよいと思う場所については、「思いきり遊んだり、運動したりできる場所」の割合が63.4%と最も高く、次いで「友だちとたくさんおしゃべりができる場所」が50.3%、「しずかに勉強したり、過ごしたりできる場所」が32.6%などの順となっています。



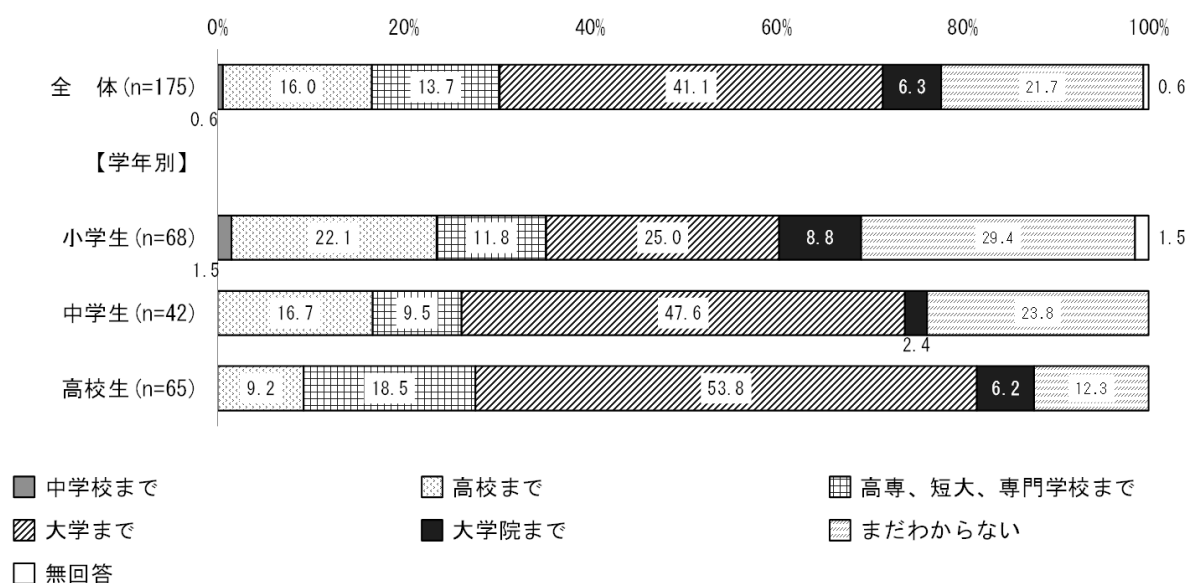
7) 充実してほしいことに関する取組

充実してほしいことに関する取組については、「いじめや差別をなくすための教育や支援」の割合が41.1%と最も高く、次いで「子ども食堂や地域のフリースペースなど、家や学校以外でも時間が過ごせる居場所づくり」が35.4%、「犯罪から子どもを守るなど、子どもの見守り体制の強化」が20.6%などの順となっています。



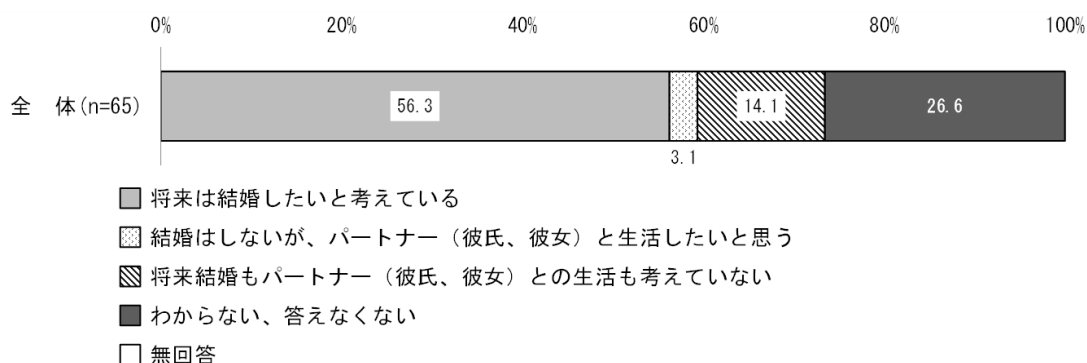
8) 将来の進学希望

将来の進学希望については、「中学校まで」が0.6%、「高校まで」が16.0%、「高専、短大、専門学校まで」が13.7%、「大学まで」が41.1%、「大学院まで」が6.3%、「まだわからない」が21.7%となっています。



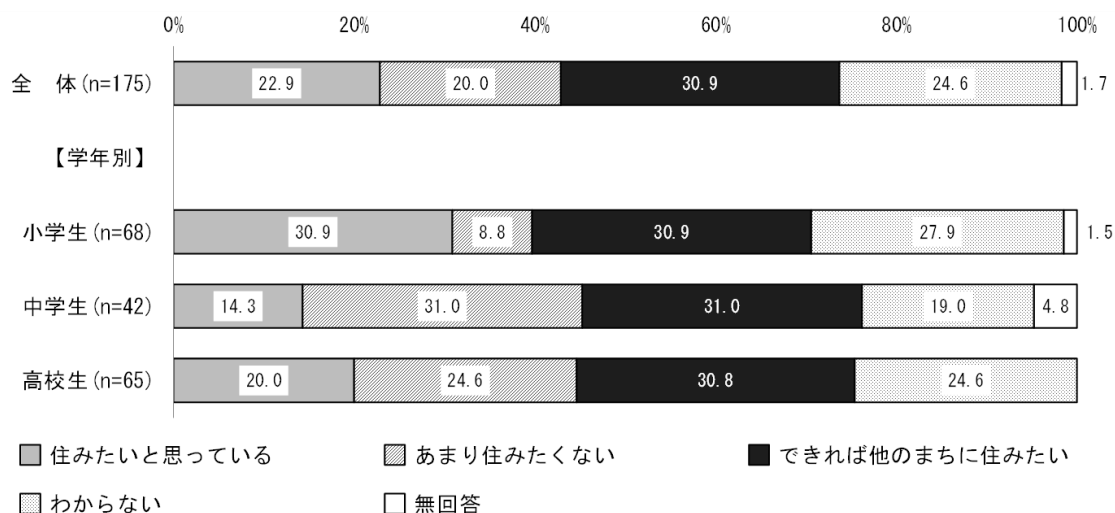
9) 結婚に対する考え（高校生のみ）

結婚・同棲に対する考えについては、「将来は結婚したいと考えている」が56.3%、「結婚はしないが、パートナー（彼氏、彼女）と生活したいと思う」が3.1%、「将来結婚もパートナー（彼氏、彼女）との生活も考えていない」が14.1%、「わからない、答えたくない」が26.6%となっています。



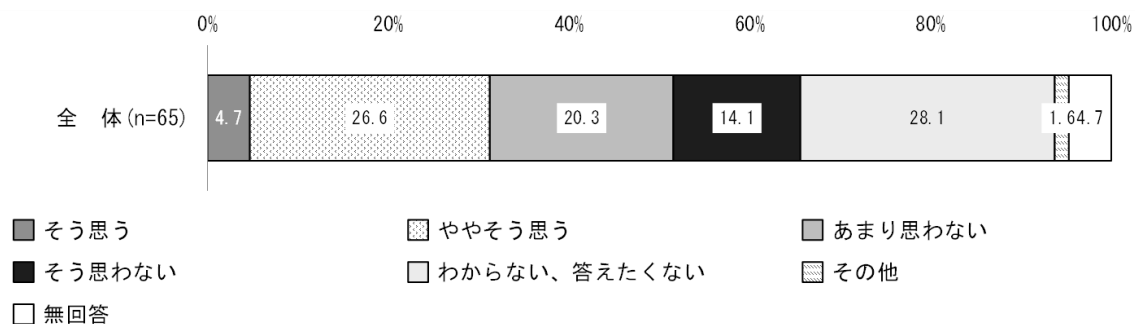
10) 将来の町への居住意向

将来の町への居住意向については、「住みたいと思っている」が22.9%、「あまり住みたくない」が20.0%、「できれば他のまちに住みたい」が30.9%、「わからない」が24.6%となっています。



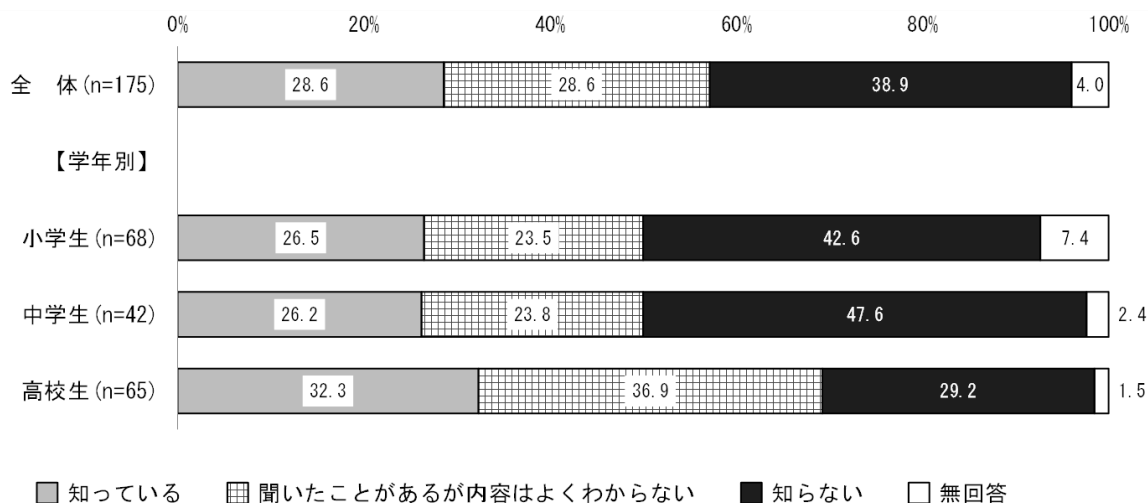
11) 将来の町での子育て意向（高校生のみ）

将来、朝日町で子育てしたいと思うか高校生のみにきいたところ、「そう思う」が4.7%、「ややそう思う」が26.6%、「あまり思わない」が20.3%、「そう思わない」が14.1%、「わからない、答えたくない」が28.1%などとなっています。



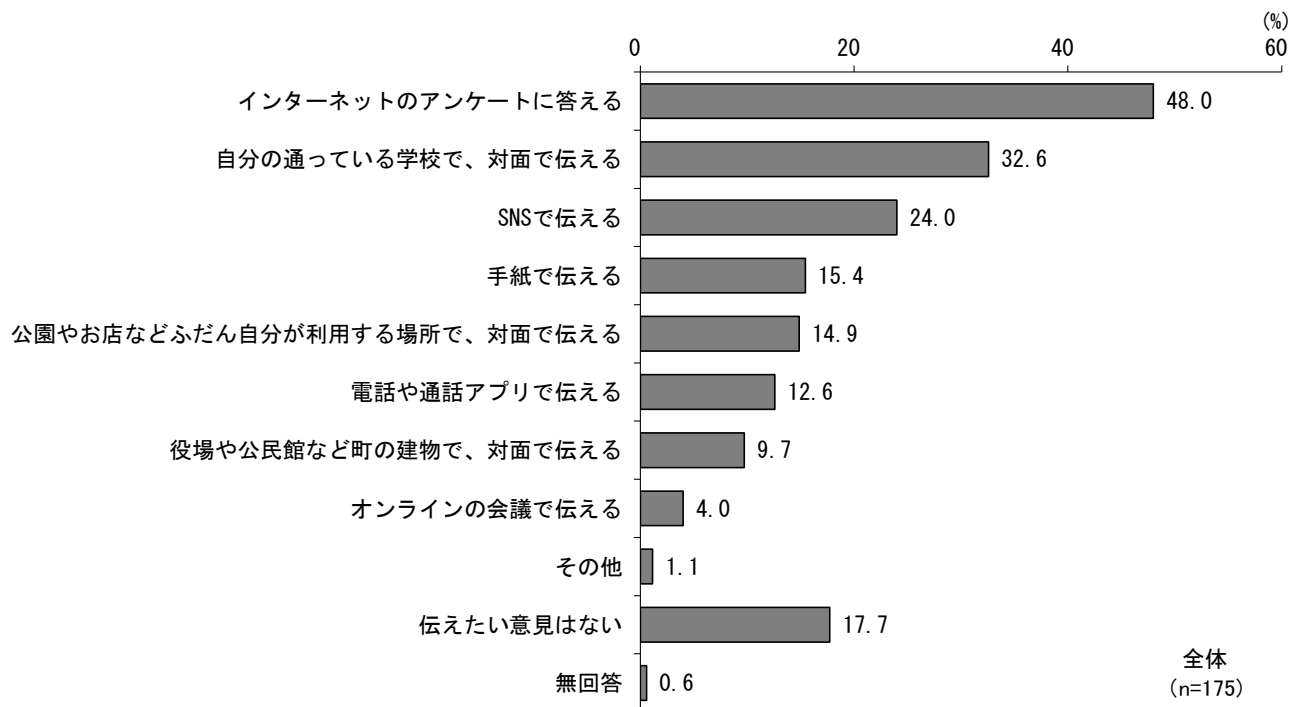
12) 『意見を表明する権利』の認知

すべての子どもに『意見を表明する権利』があることを知っているかについては、「知っている」が28.6%、「聞いたことがあるが内容はよくわからない」が28.6%、「知らない」が38.9%となっています。



13) 意見を伝えやすい手段

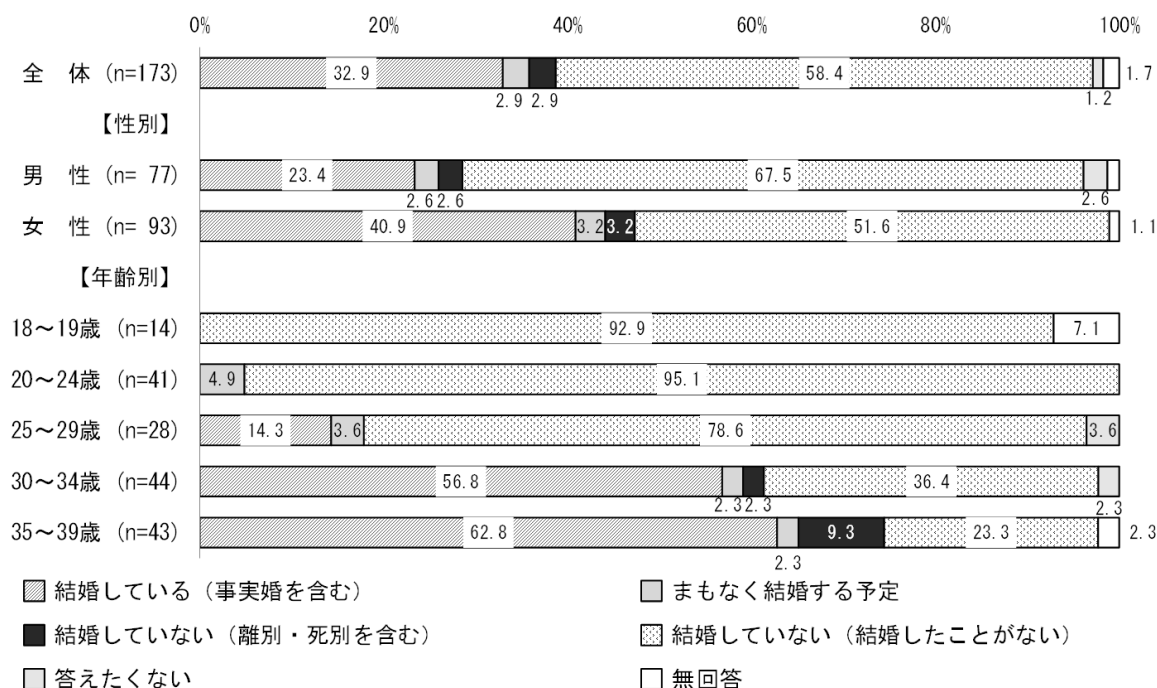
自分の意見を伝えやすい場所や手段については、「インターネットのアンケートに答える」の割合が48.0%と最も高く、次いで「自分の通っている学校で、対面で伝える」が32.6%、「SNSで伝える」が24.0%などの順となっています。一方、「伝えたい意見はない」が17.7%となっています。



②若者アンケート

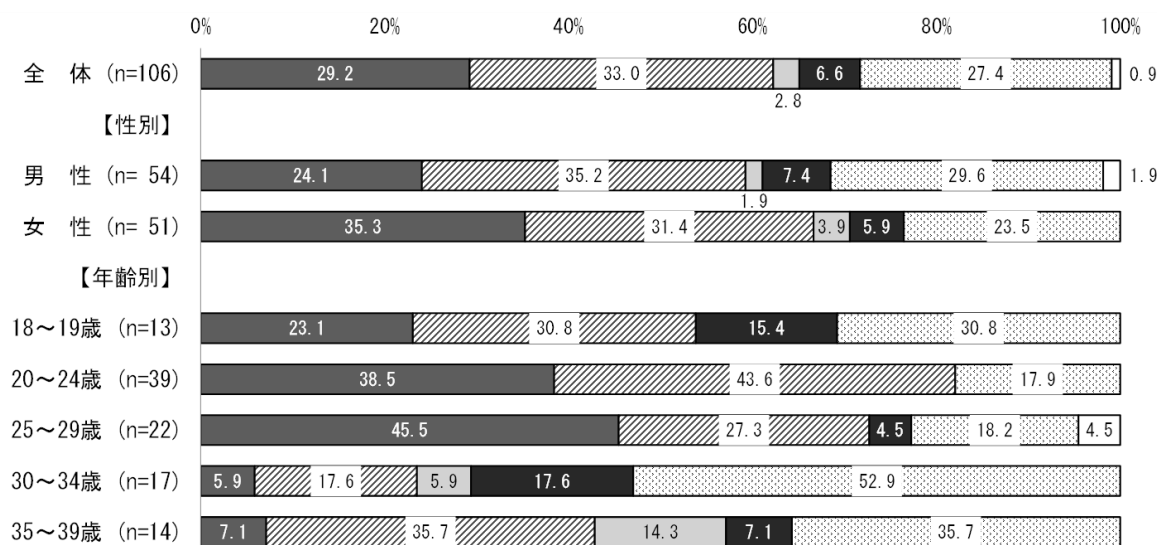
1) 結婚の状況

結婚の状況については、「結婚している（事実婚を含む）」が32.9%、「まもなく結婚する予定」が2.9%、「結婚していない（離別・死別を含む）」が2.9%、「結婚していない（結婚したことがない）」が58.4%などとなっています。



2) 将来の結婚の希望

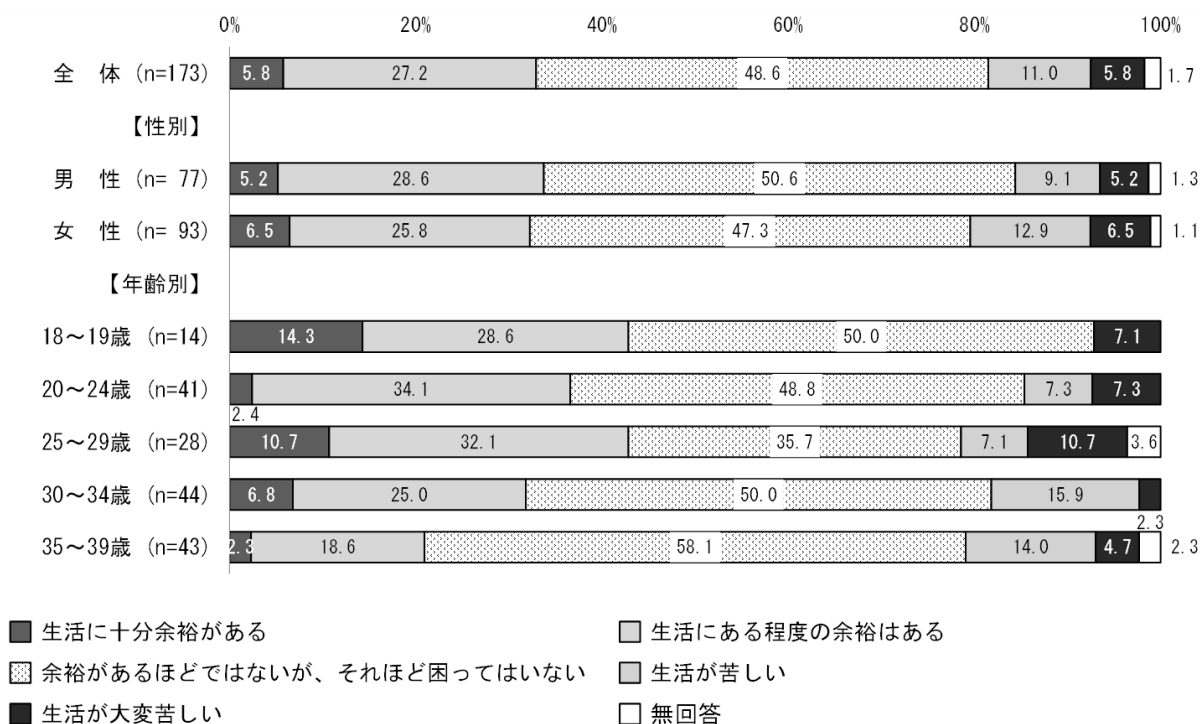
結婚していない人の将来の結婚の希望については、「結婚したい」が29.2%、「できれば結婚したい」が33.0%、「できれば結婚したくない」が2.8%、「結婚したくない」が6.6%、「わからない」が27.4%となっています。



■ 結婚したい ▨ できれば結婚したい □ できれば結婚したくない ■ 結婚したくない ▨ わからない □ 無回答

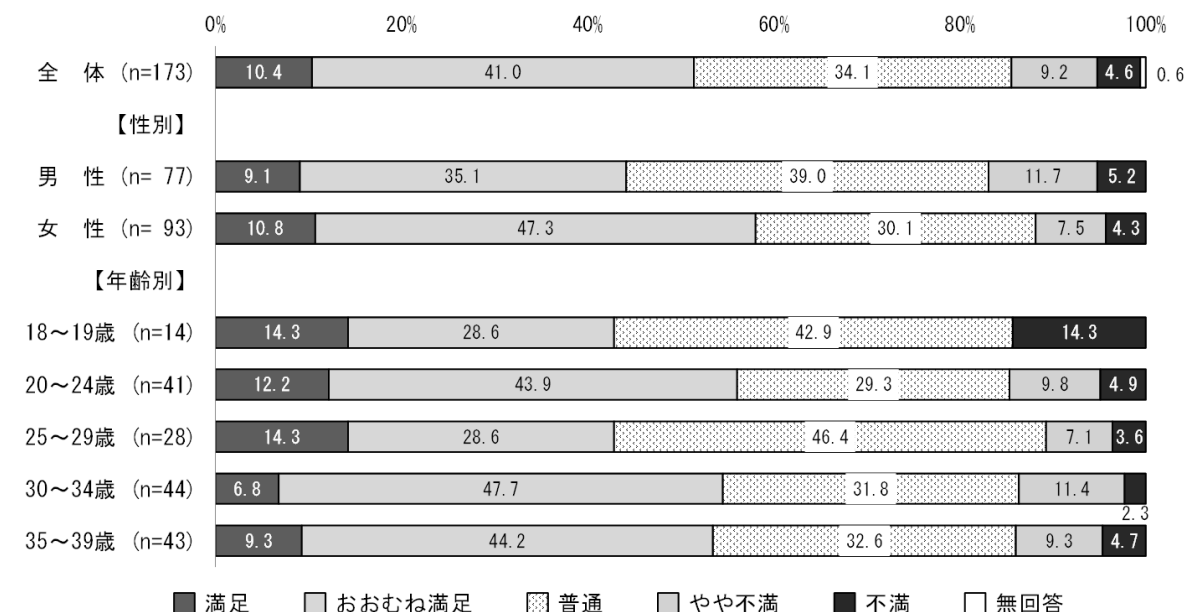
3) 経済的な余裕

現在の暮らしは経済的に余裕があるかについては、「生活に十分余裕がある」が5.8%、「生活にある程度の余裕はある」が27.2%、「余裕があるほどではないが、それほど困ってはいない」が48.6%、「生活が苦しい」が11.0%、「生活が大変苦しい」が5.8%などとなっています。



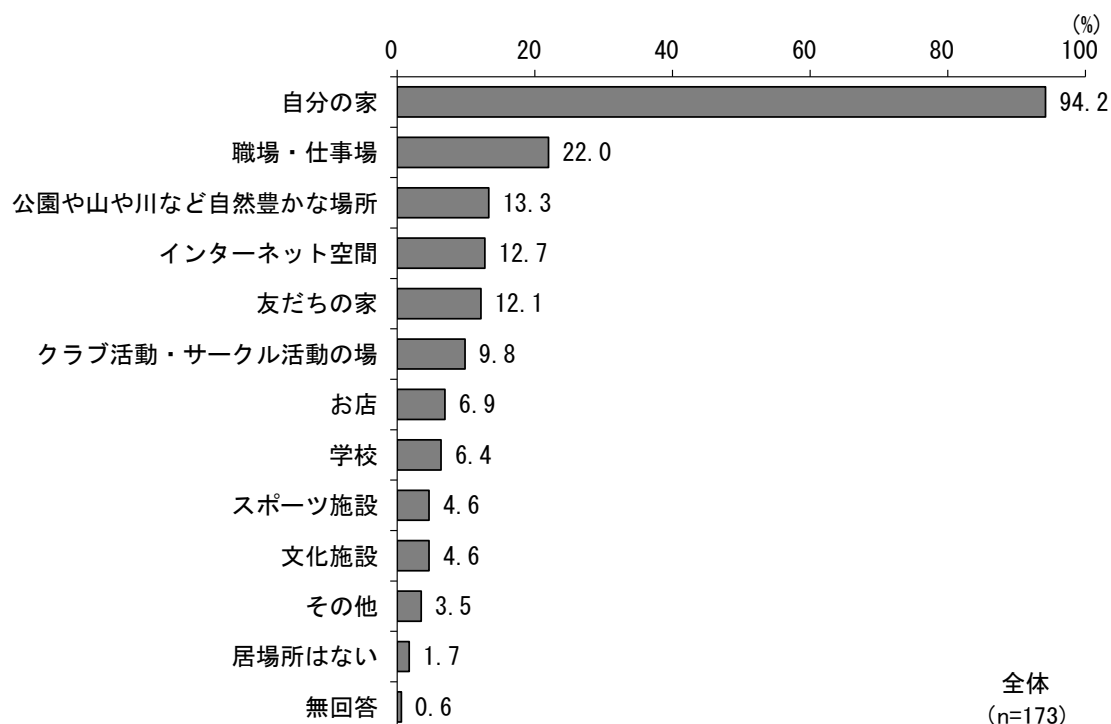
4) 生活の満足度

現在の生活の満足度については、「満足」が10.4%、「おおむね満足」が41.0%と『満足』が合わせて51.4%、「やや不満」が9.2%、「不満」が4.6%と『不満』が合わせて13.8%となっています。



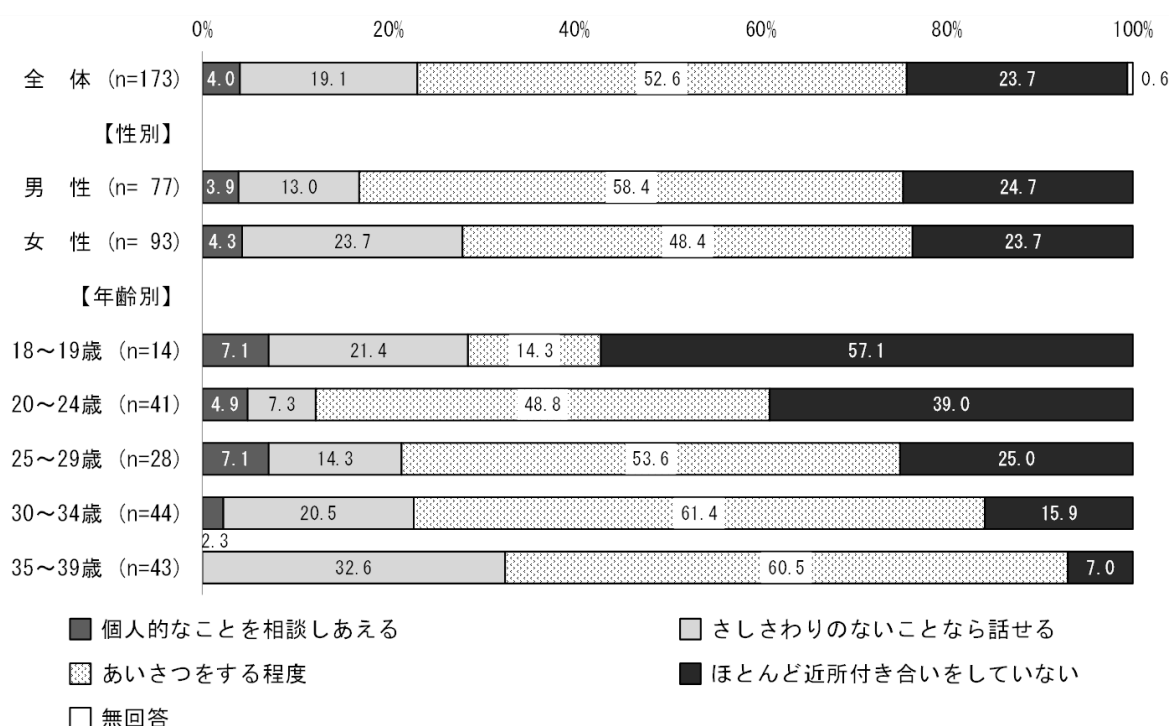
5) 自分にとっての居場所

自分にとっての「居場所」については、「自分の家」の割合が94.2%と最も高く、次いで「職場・仕事場」が22.0%、「公園や山や川など自然豊かな場所」が13.3%などの順となっています。



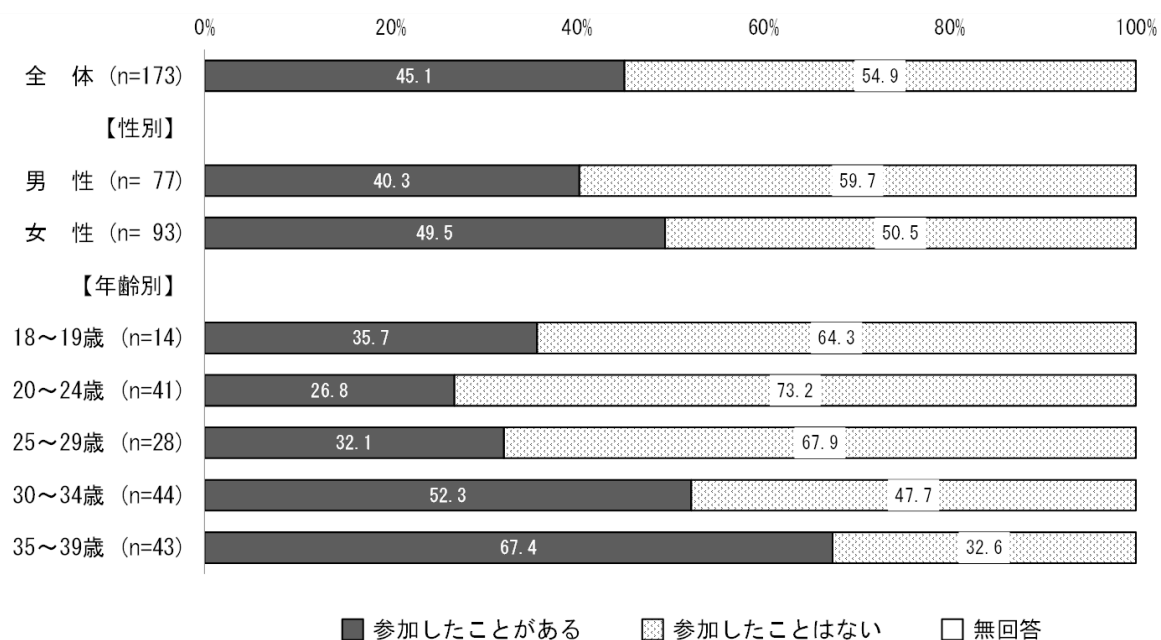
6) 近隣の人との付き合い方

近隣の人とどのようなお付き合いをしているかについては、「個人的なことを相談しあえる」が4.0%、「さしさわりのないことなら話せる」が19.1%、「あいさつをする程度」が52.6%、「ほとんど近所付き合いをしていない」が23.7%となっています。



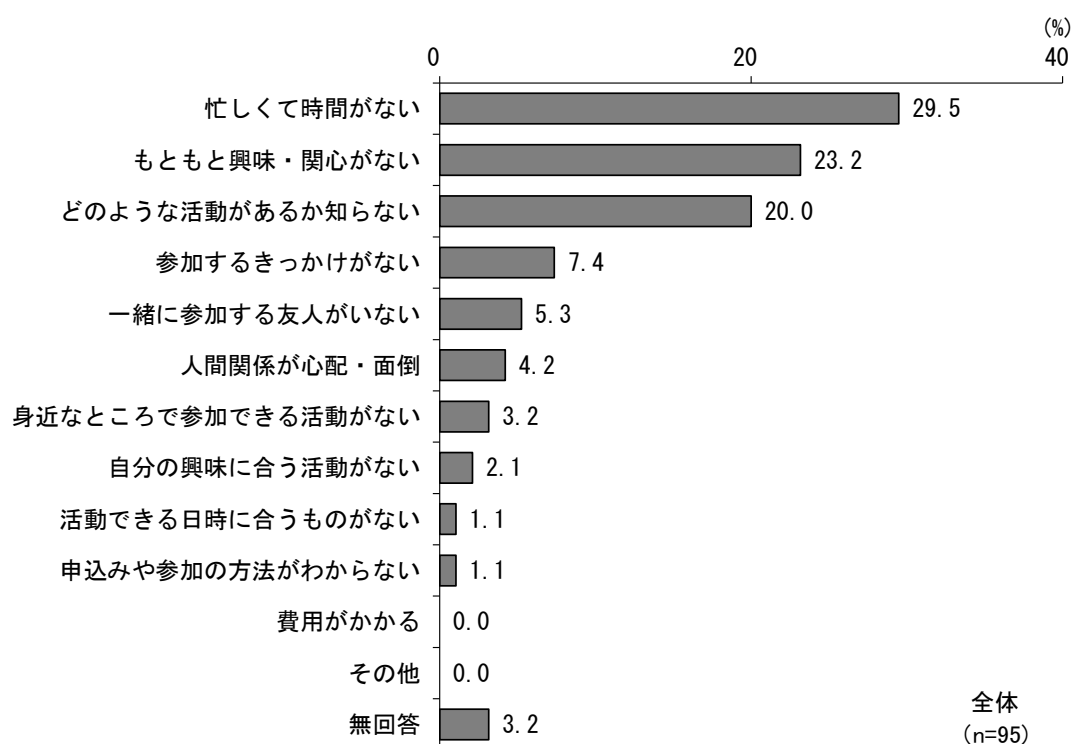
7) 地域活動への参加状況

ここ数年の間に学校や仕事以外で何らかの地域活動に参加したことがあるかについては、「参加したことがある」が45.1%、「参加したことはない」が54.9%となっています。



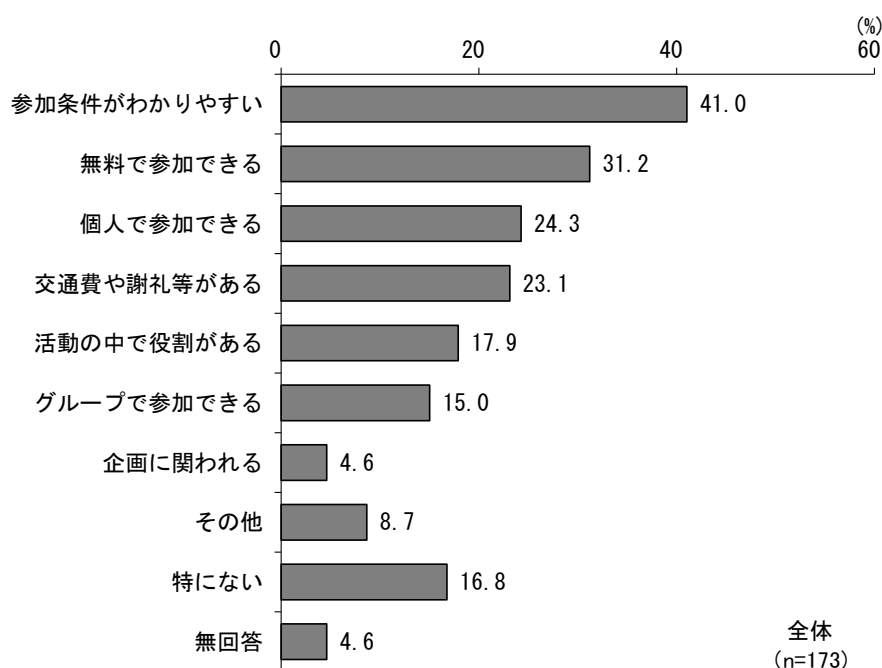
8) 地域活動に参加しない理由

地域活動に参加しない理由については、「忙しくて時間がない」の割合が29.5%と最も高く、次いで「もともと興味・関心がない」が23.2%、「どのような活動があるか知らない」が20.0%などの順となっています。



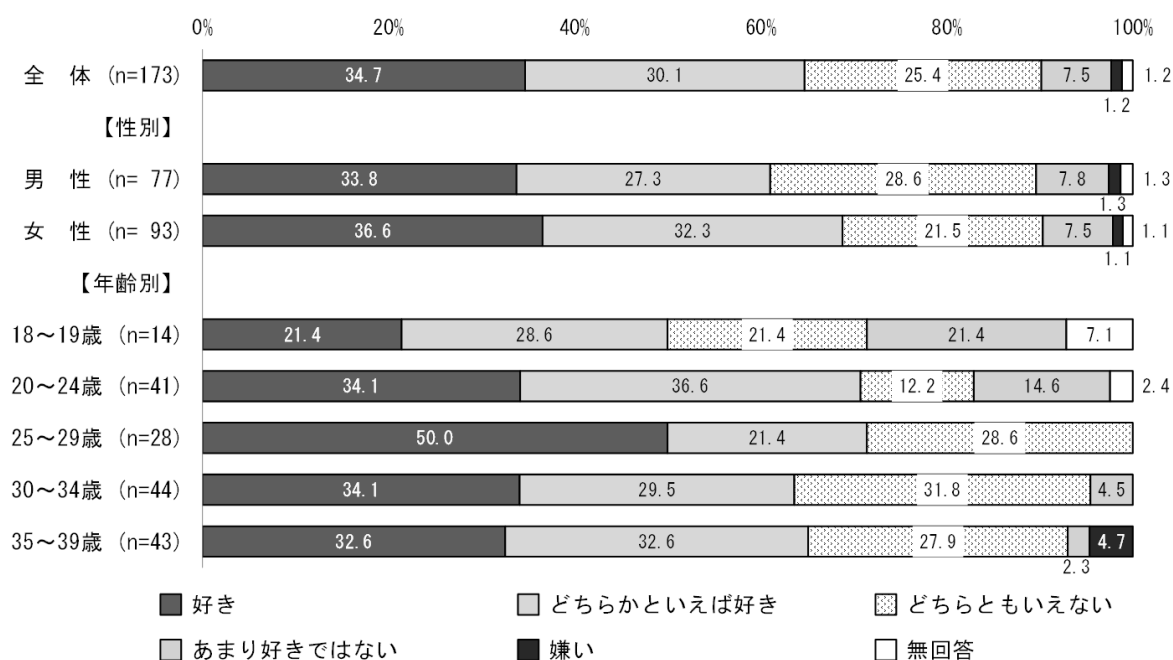
9) 地域活動に参加しやすくする工夫

地域活動に参加しやすくする工夫については、「参加条件がわかりやすい」の割合が41.0%と最も高く、次いで「無料で参加できる」が31.2%、「個人で参加できる」が24.3%などの順となっています。



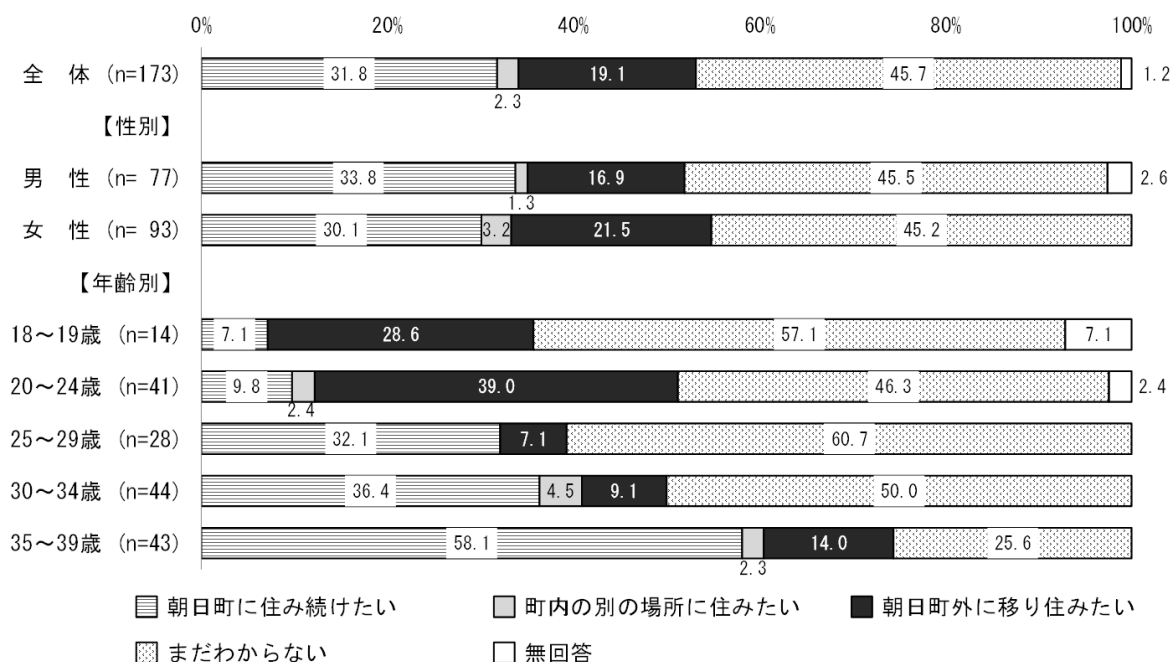
10) 朝日町が好きか

朝日町が好きかについては、「好き」が34.7%、「どちらかといえば好き」が30.1%と『好き』が合わせて64.8%、「どちらともいえない」が25.4%、「あまり好きではない」が7.5%、「嫌い」が1.2%と『好きではない』が合わせて8.7%となっています。



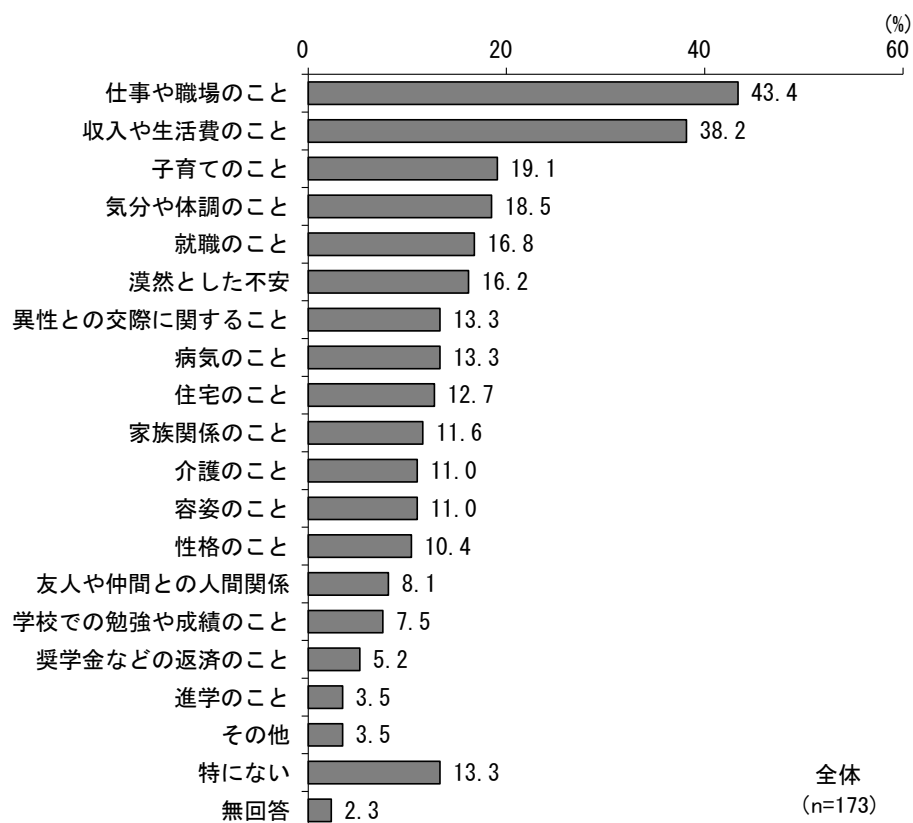
11) 今後の町への居住意向

今後の町への居住意向については、「朝日町に住み続けたい」が31.8%、「町内の別の場所に住みたい」が2.3%、「朝日町外に移り住みたい」が19.1%、「まだわからない」が45.7%となっています。



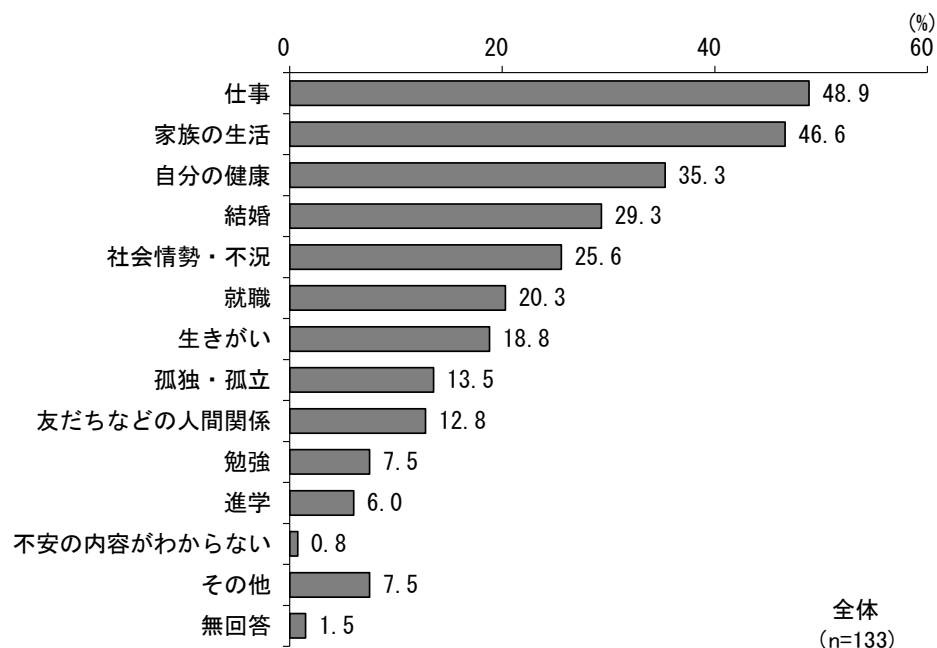
12) 悩みや不安の状況

悩みや不安があるかについては、「仕事や職場のこと」の割合が43.4%と最も高く、次いで「収入や生活費のこと」が38.2%、「子育てのこと」が19.1%などの順となっています。



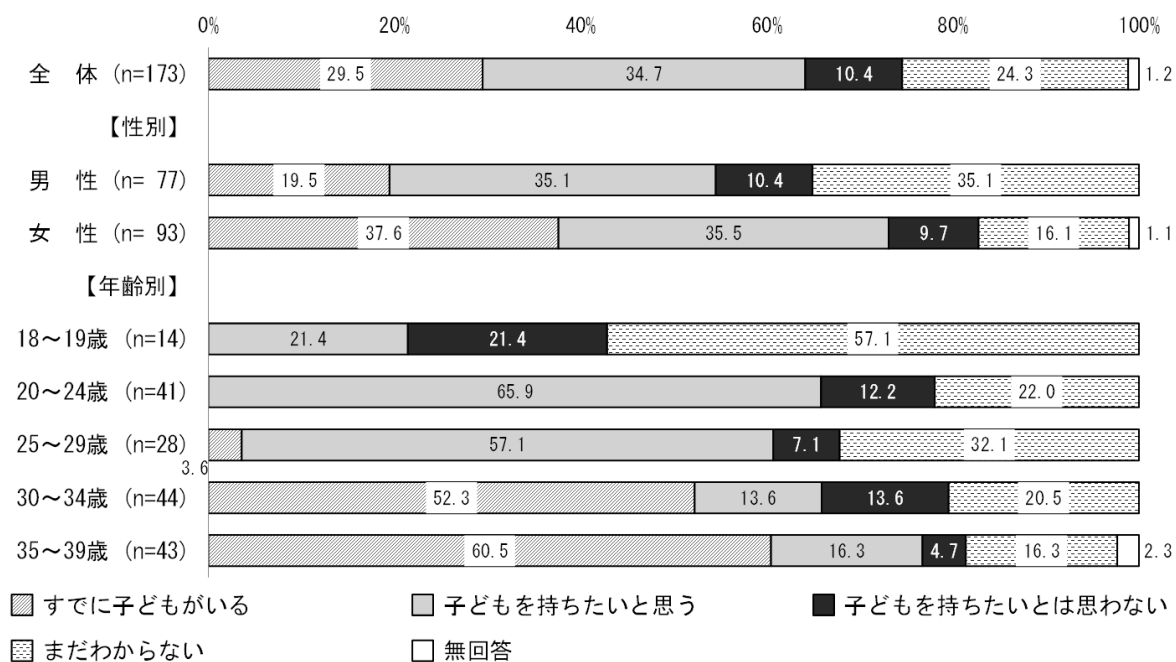
13) 将来不安に感じていること

不安に感じていることについては、「仕事」の割合が48.9%と最も高く、次いで「家族の生活」が46.6%、「自分の健康」が35.3%などの順となっています。



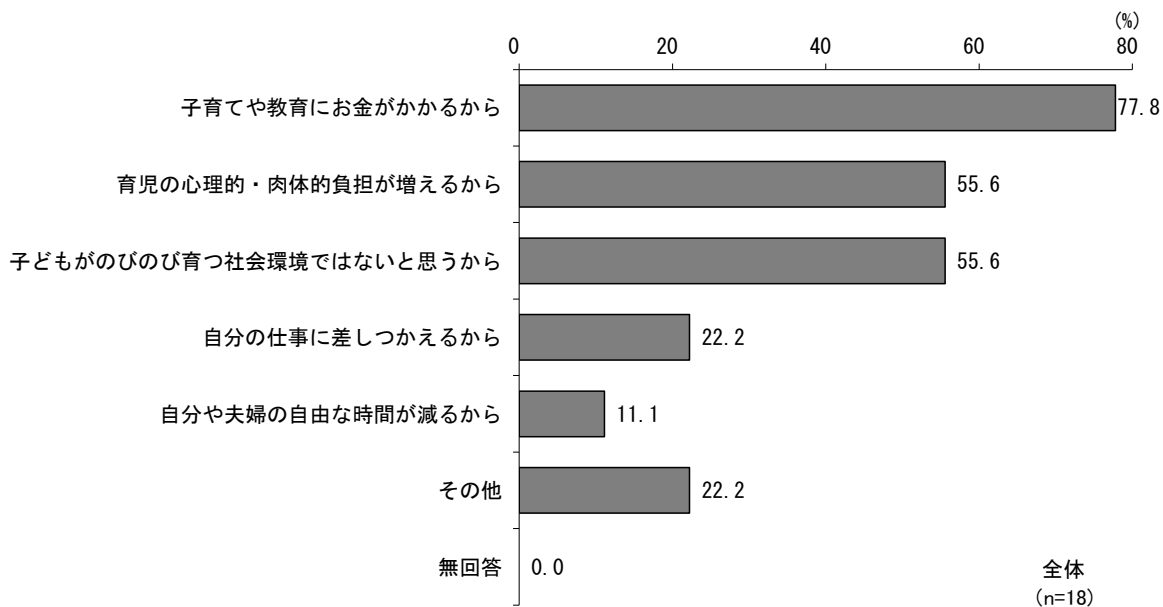
14) 将来子どもをもちたいか

将来子どもをもちたいかについては、「すでに子どもがいる」が29.5%、「子どもを持ちたいと思う」が34.7%、「子どもを持ちたいとは思わない」が10.4%、「まだわからない」が24.3%となっています。



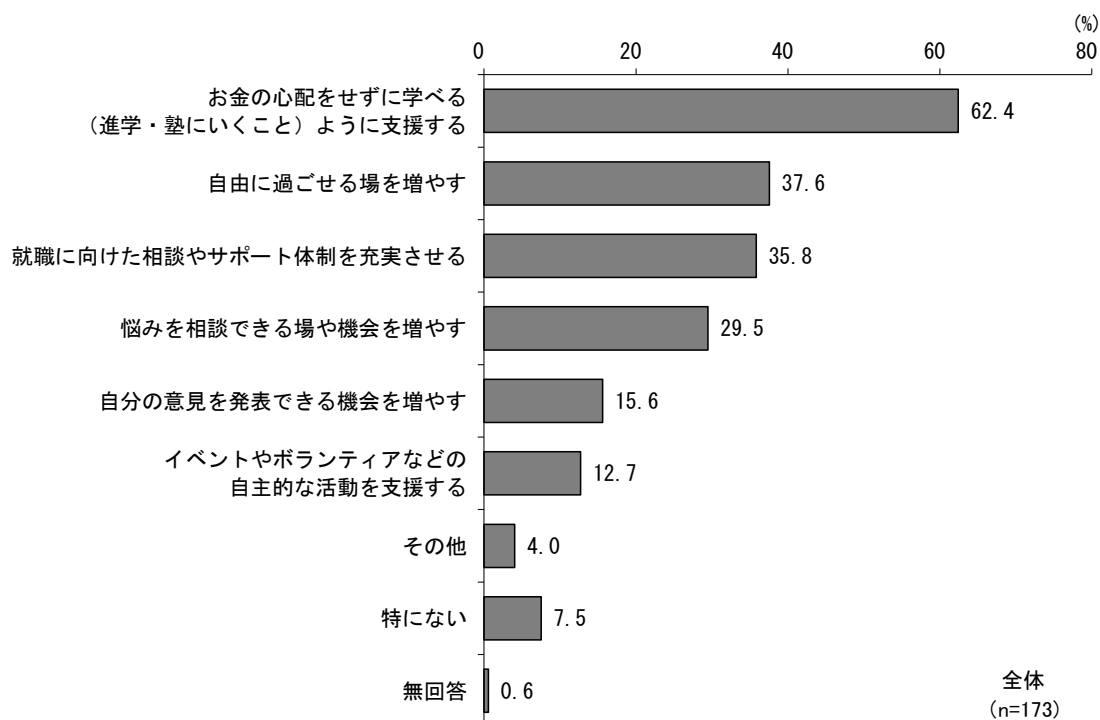
15) 将来子どもをもちたくない理由

子どもを持ちたいと思わない理由については、「子育てや教育にお金がかかるから」の割合が77.8%と最も高く、次いで「育児の心理的・肉体的負担が増えるから」と「子どもがのびのび育つ社会環境ではないと思うから」が55.6%などの順となっています。



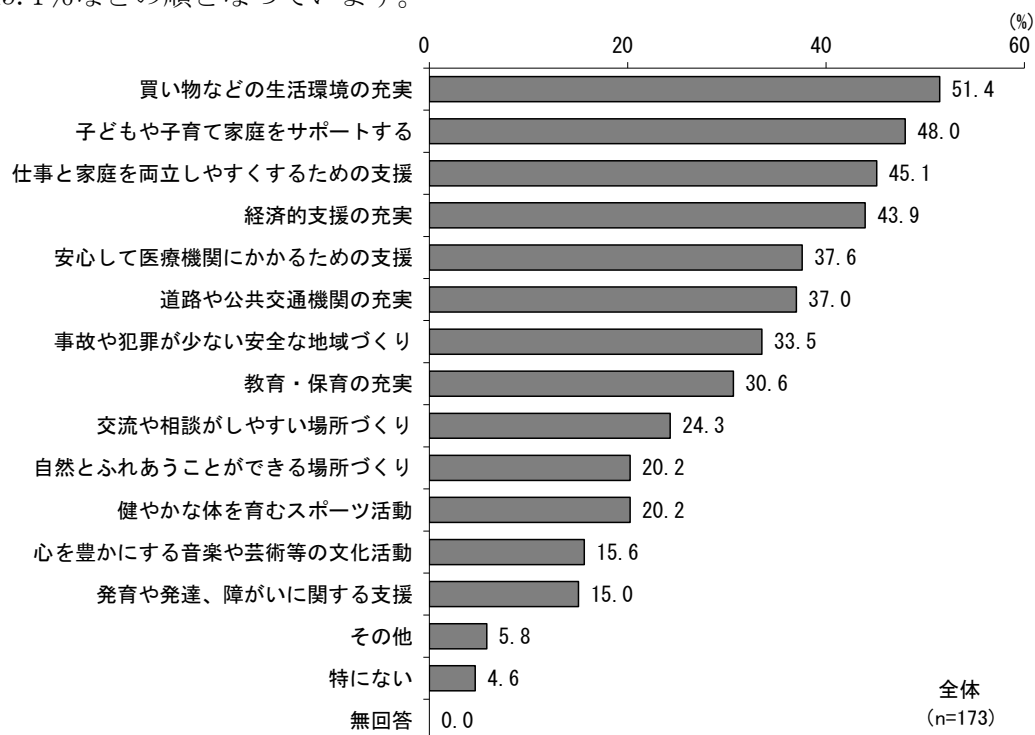
16) 若者のために必要な取組

これからの若者のために必要な取組については、「お金の心配をせずに学べる（進学・塾に行くこと）ように支援する」の割合が62.4%と最も高く、次いで「自由に過ごせる場を増やす」が37.6%、「就職に向けた相談やサポート体制を充実させる」が35.8%などの順となっています。



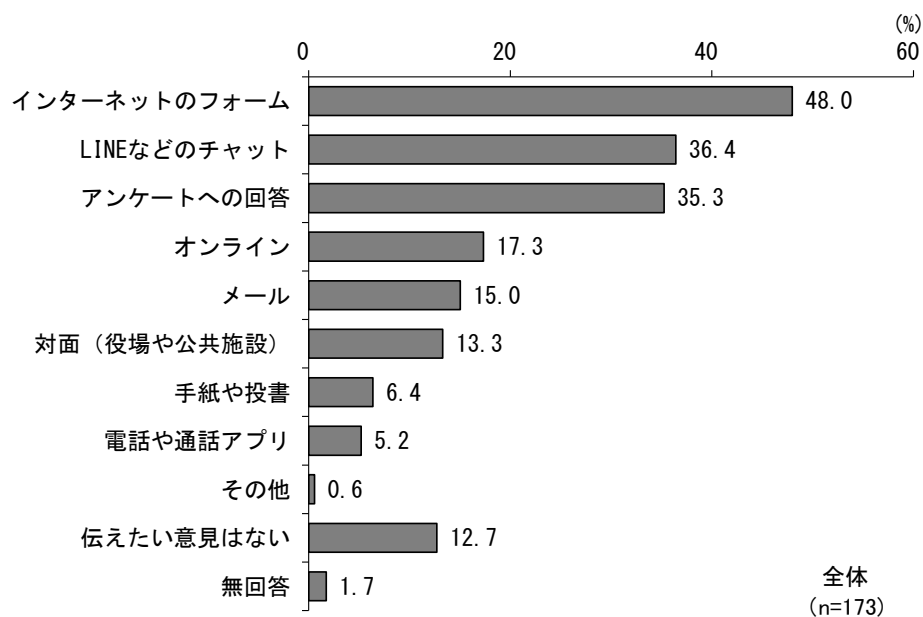
17) 町に力を入れてほしいこと

子どもや若者、子育ての環境・支援で、朝日町に特に力を入れてほしいことについては、「買い物などの生活環境の充実」の割合が51.4%と最も高く、次いで「子どもや子育て家庭をサポートする」が48.0%、「仕事と家庭を両立しやすくするための支援」が45.1%などの順となっています。



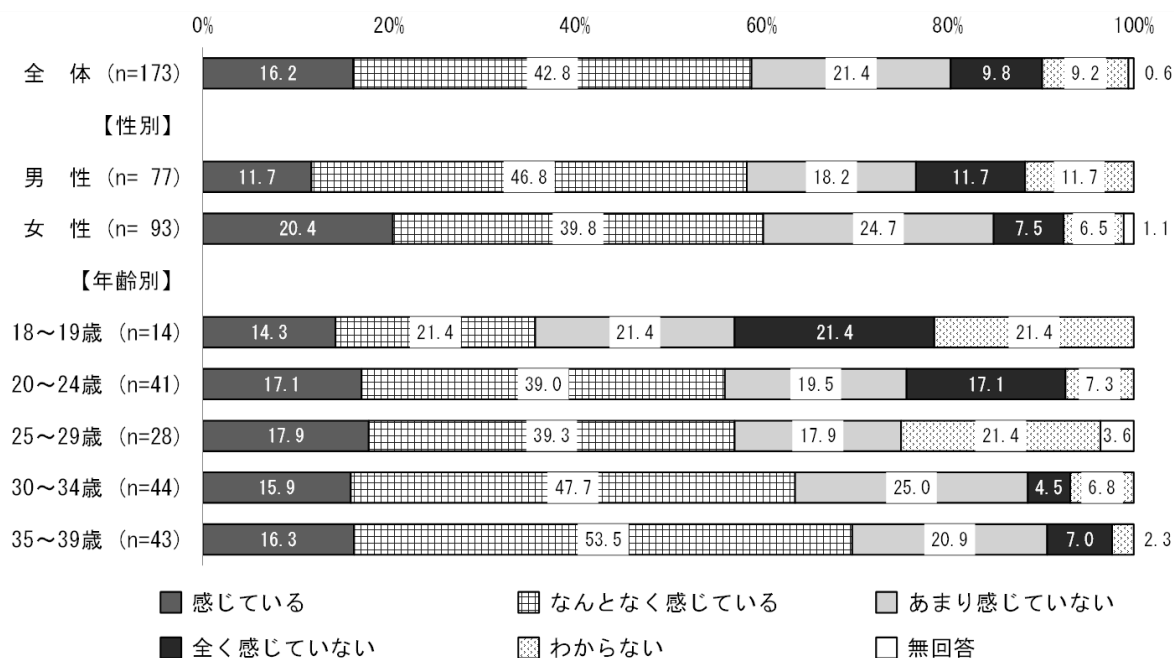
18) 町に意見を伝えやすい方法

自分の意見を朝日町に伝えたいときに意見を伝えやすい方法については、「インターネットのフォーム」の割合が48.0%と最も高く、次いで「LINEなどのチャット」が36.4%、「アンケートへの回答」が35.3%などの順となっています。



19) 町が住みやすいと感じるか

朝日町が住みやすいと感じるかについては、「感じている」が16.2%、「なんとなく感じている」が42.8%と『感じている』が合わせて59.0%、「あまり感じていない」が21.4%、「全く感じていない」が9.8%と『感じていない』が合わせて31.2%となっています。



③保護者アンケート

1) 世帯全体の収入

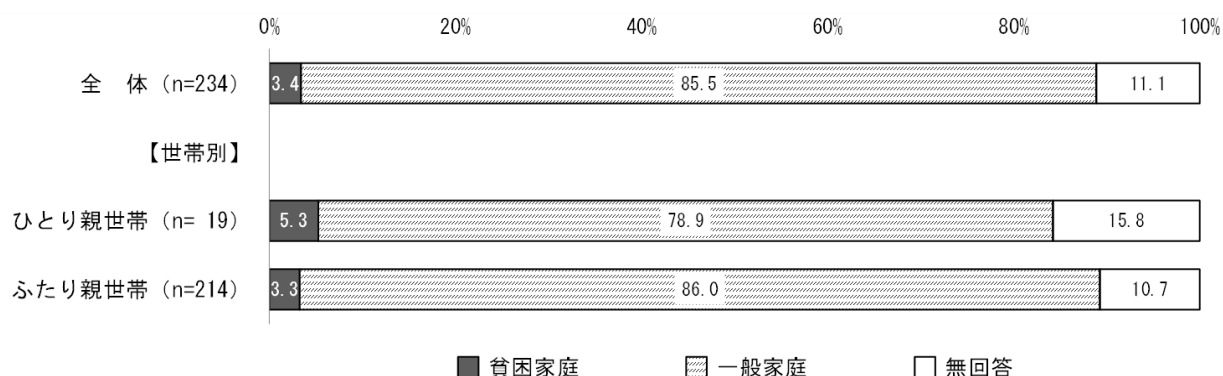
世帯全体の昨年の年間収入（総支給額（手取り額：所得税、住民税、社会保険料等を差し引いた額））については、「800万円以上」の割合が26.1%で最も高く、次いで「600～800万円未満」（25.2%）、「500～600万円未満」（16.2%）などの順となっており、「200万円未満」は1.3%となっています。

	n	%
200万円未満	3	1.3
200～300万円未満	5	2.1
300～400万円未満	20	8.5
400～500万円未満	24	10.3
500～600万円未満	38	16.2
600～800万円未満	59	25.2
800万円以上	61	26.1
無回答	24	10.3
全体	234	100.0

等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯を、相対的貧困家庭と位置づけます。

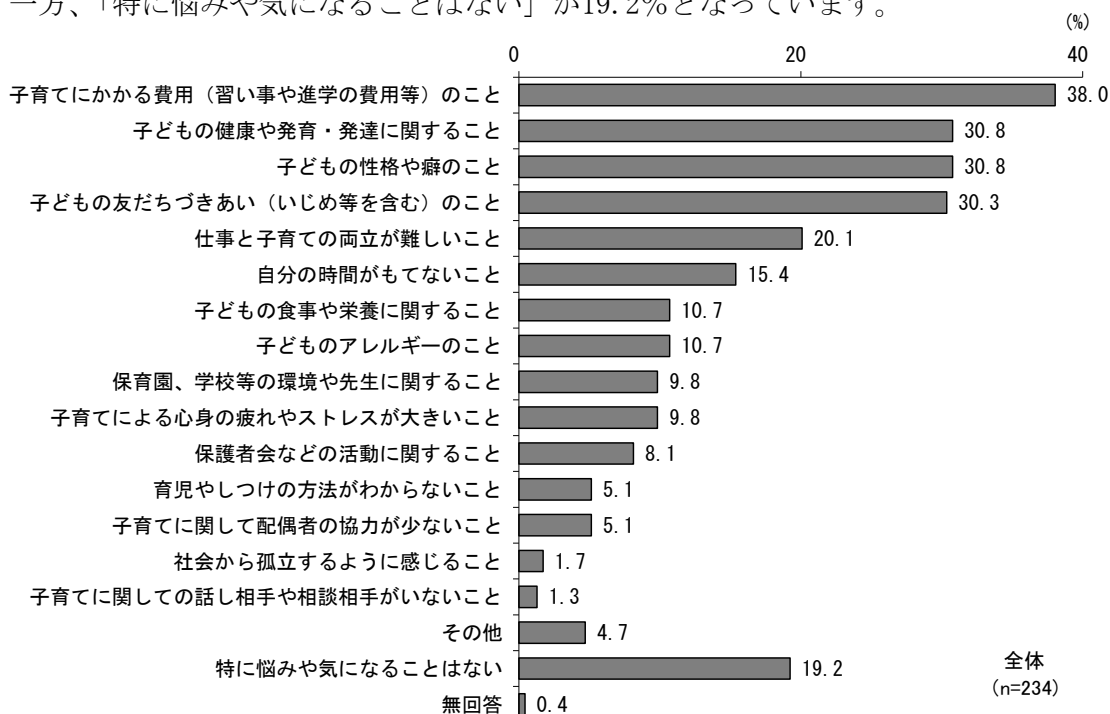
厚生労働省の国民生活基礎調査によると、2021（令和3）年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は127万円となっており、「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯員の割合）は15.4%となっています。この額を下回る家庭を相対的貧困家庭とします。

本アンケート結果から相対的貧困家庭の割合を算出すると、3.4%となっています。



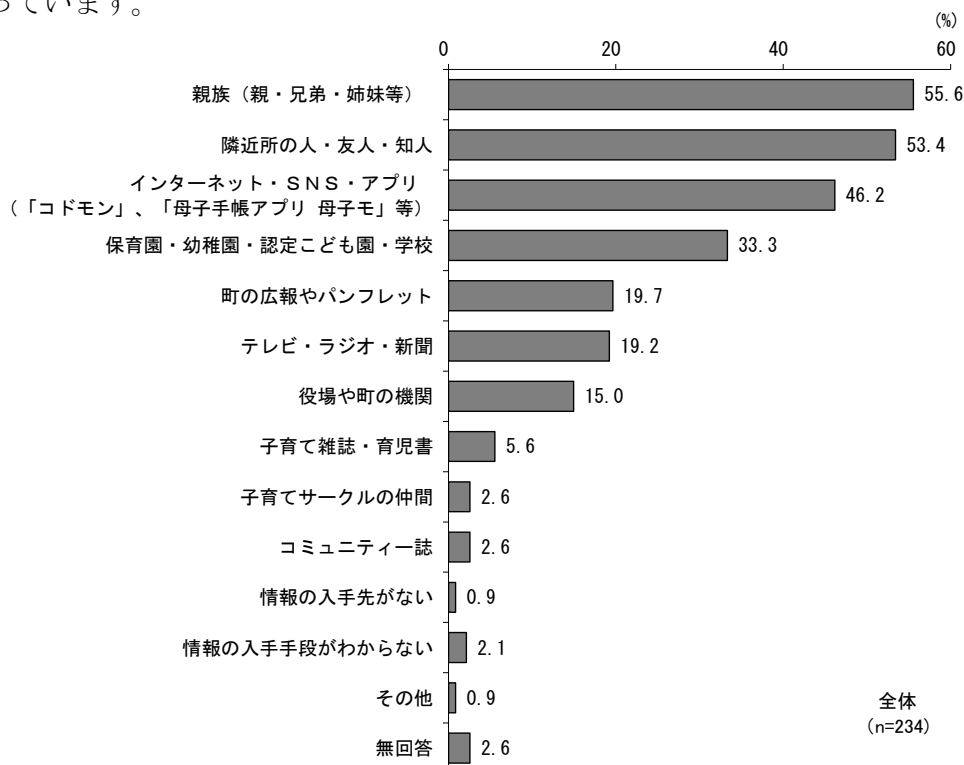
2) 子育てにおいて悩んでいること

子育てをする上で、特に悩んでいることについては、「子育てにかかる費用（習い事や進学費用等）のこと」の割合が38.0%と最も高く、次いで「子どもの健康や発育・発達に関すること」と「子どもの性格や癖のこと」が30.8%などの順となっています。一方、「特に悩みや気になることはない」が19.2%となっています。



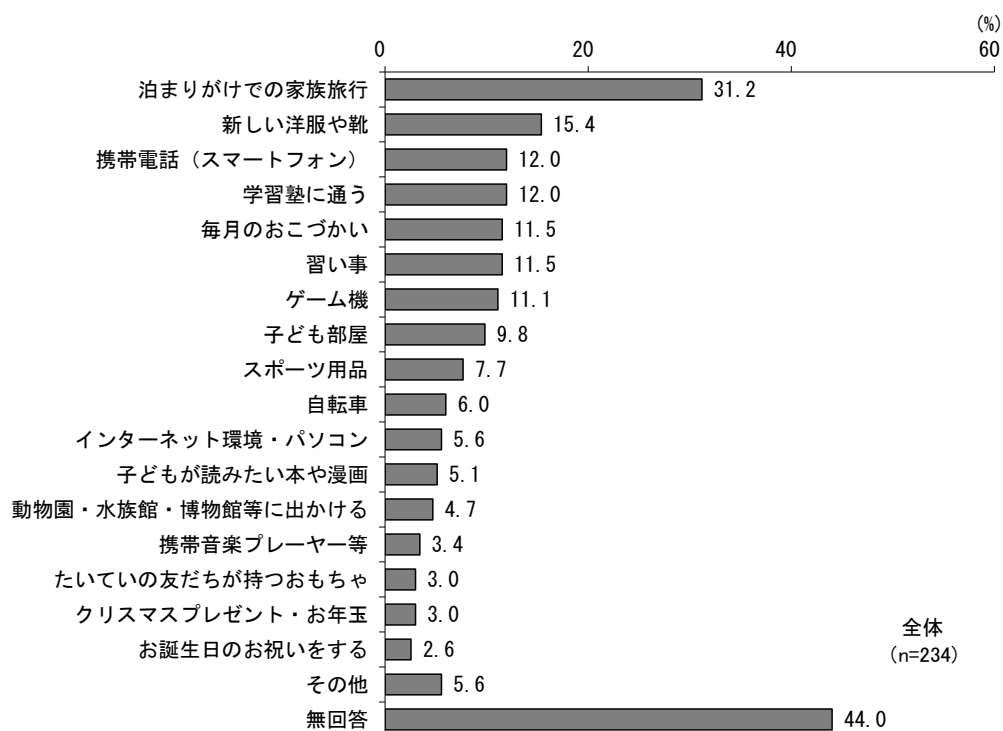
3) 子育て情報の入手先

子育てや教育に関する情報の入手先については、「親族（親・兄弟・姉妹等）」の割合が55.6%と最も高く、次いで「隣近所の人・友人・知人」が53.4%、「インターネット・SNS・アプリ（「コドモン」、「母子手帳アプリ 母子モ」等）」が46.2%などの順となっています。



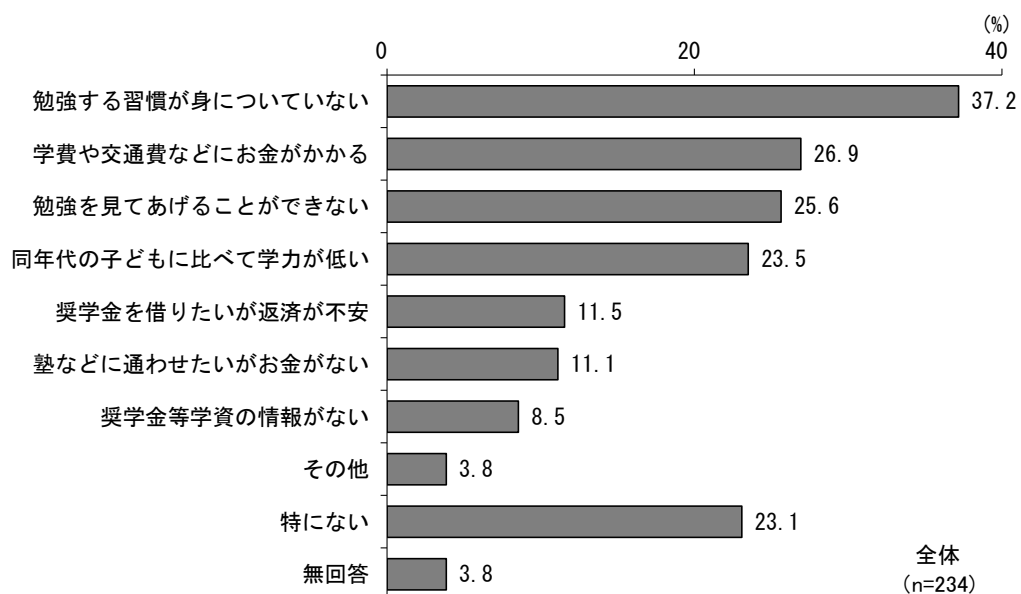
4) 経済的な理由で買えなかった・できなかったこと

経済的な理由で買えなかった・できなかったことについては、「泊まりがけでの家族旅行」の割合が31.2%と最も高く、次いで「新しい洋服や靴」が15.4%、「携帯電話（スマートフォン）」と「学習塾に通う」が12.0%などの順となっています。



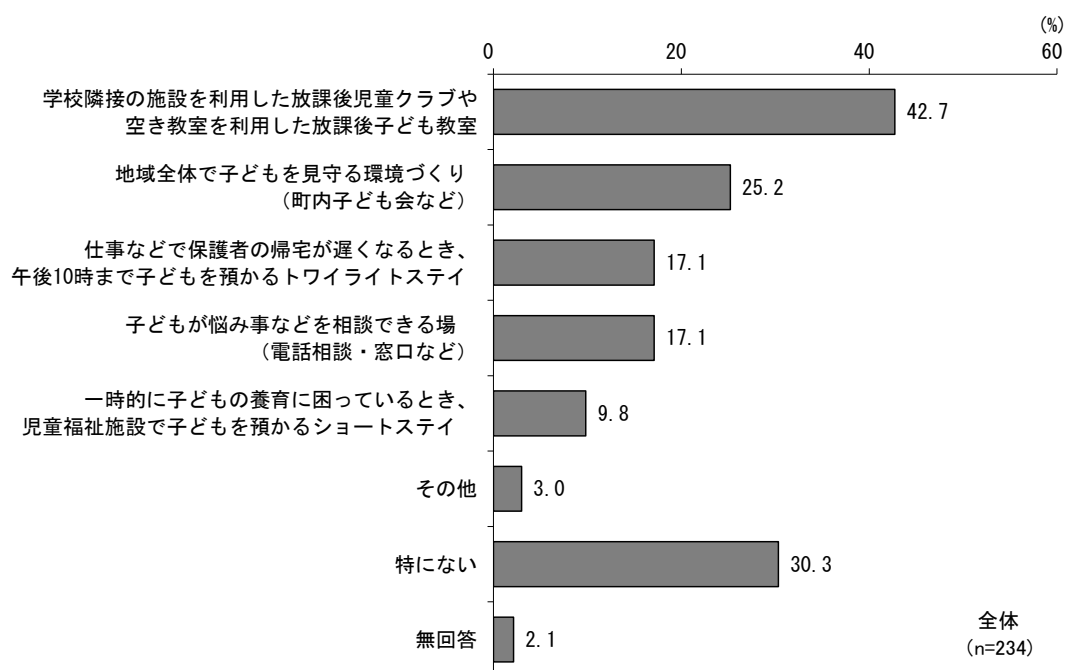
5) 教育に関して心配なこと

子どもの教育に関して心配なことについては、「勉強する習慣が身についていない」の割合が37.2%と最も高く、次いで「学費や交通費などにお金がかかる」が26.9%、「勉強を見てあげることができない」が25.6%などの順となっています。



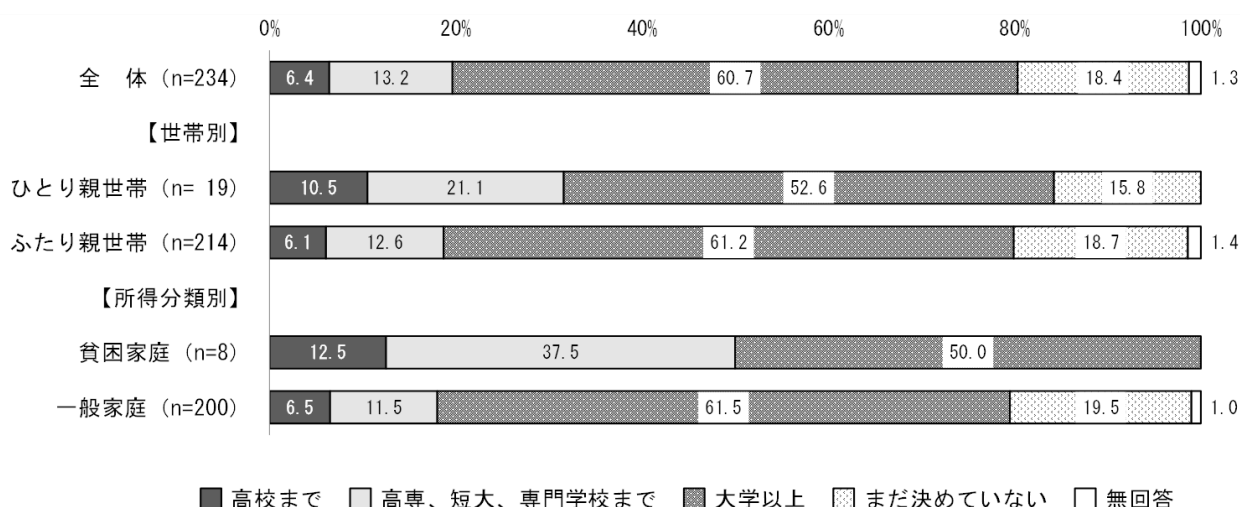
6) 放課後の子どもの居場所づくりで充実してほしいこと

放課後の子どもの居場所づくりにおいて充実してほしいことについては、「学校隣接の施設を利用した放課後児童クラブや空き教室を利用した放課後子ども教室」の割合が42.7%と最も高く、次いで「地域全体で子どもを見守る環境づくり（町内子ども会など）」が25.2%、「仕事などで保護者の帰宅が遅くなる時、午後10時まで子どもを預かるトワイライトステイ」と「子どもが悩み事などを相談できる場（電話相談・窓口など）」が17.1%などの順となっています。



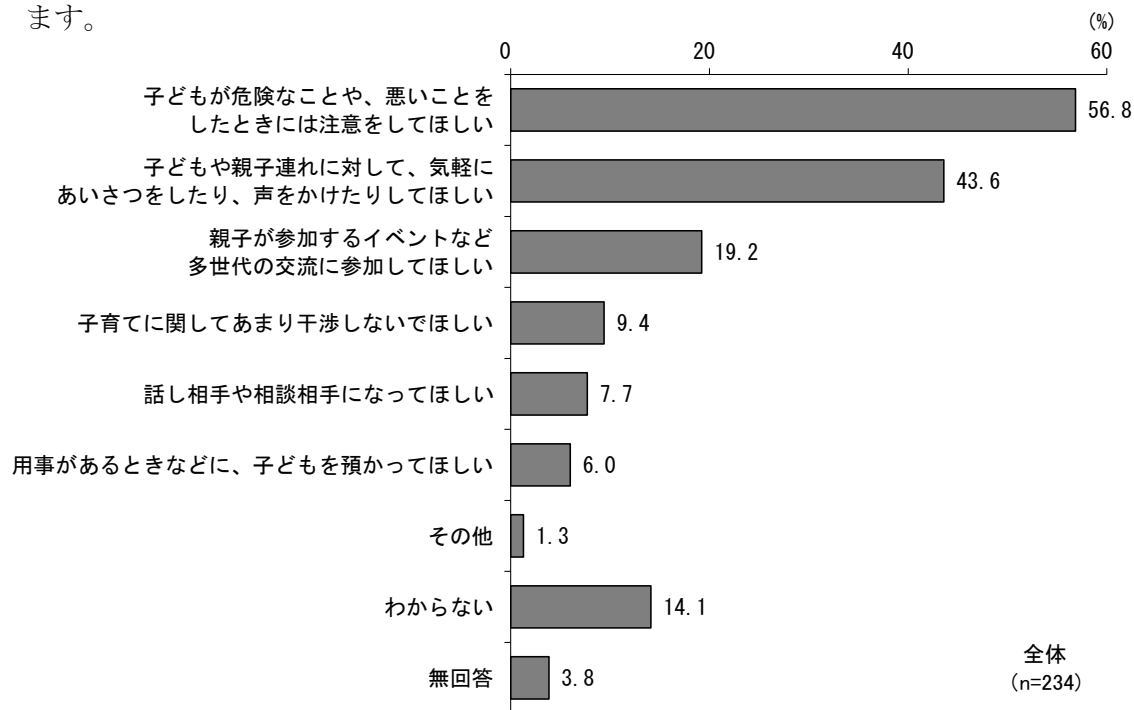
7) 子どもにどの段階まで教育を受けさせたいか

子どもにどの段階まで教育を受けさせたいかについては、「高校まで」が6.4%、「高専、短大、専門学校まで」が13.2%、「大学以上」が60.7%、「まだ決めていない」が18.4%となっています。「中学まで」と回答した人はいませんでした。



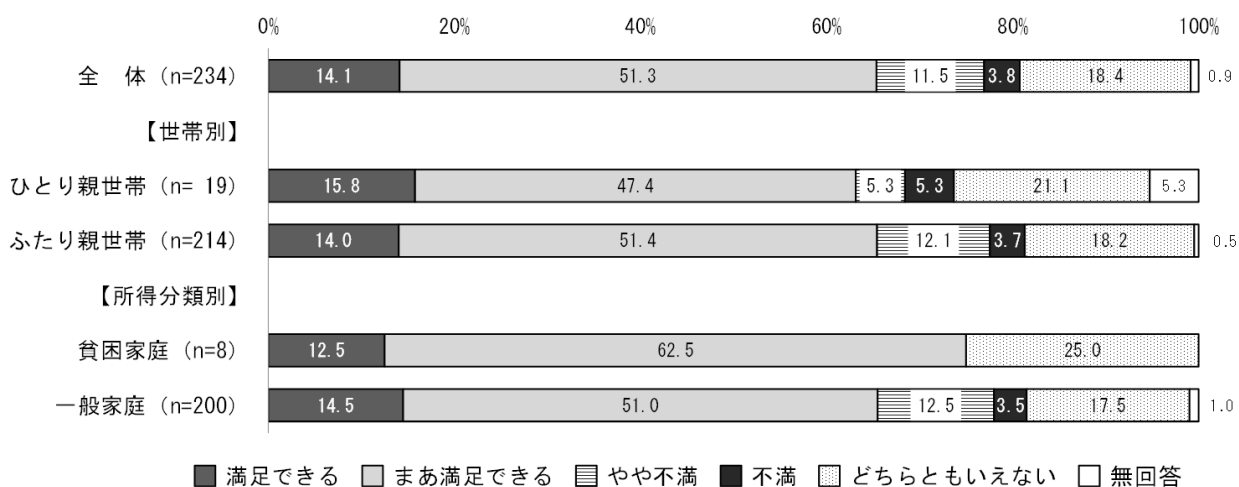
8) 子育てに関して地域の人に望むこと

子育てに関して地域の人に望むことについては、「子どもが危険なことや、悪いことをしたときには注意をしてほしい」の割合が56.8%と最も高く、次いで「子どもや親子連れに対して、気軽にあいさつをしたり、声をかけたりしてほしい」が43.6%、「親子が参加するイベントなど多世代の交流に参加してほしい」が19.2%などの順となっています。



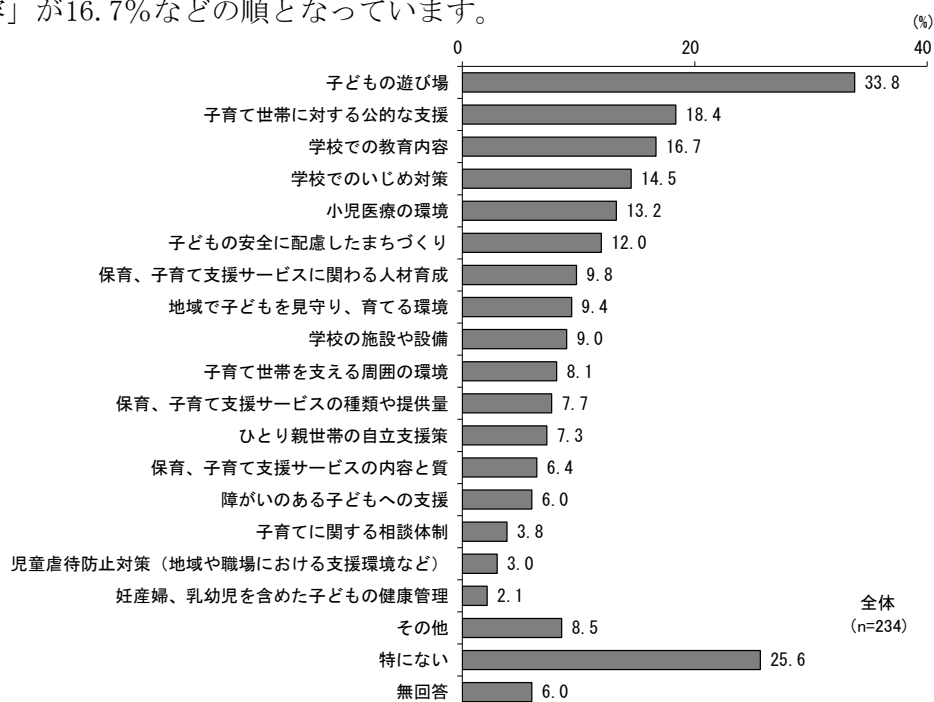
9) 町の子育て環境や子育て支援への評価

町の子育て環境や子育て支援への評価については、「満足できる」が14.1%、「まあ満足できる」が51.3%と『満足』が合わせて65.4%、「やや不満」が11.5%、「不満」が3.8%と『不満』が合わせて15.3%となっています。



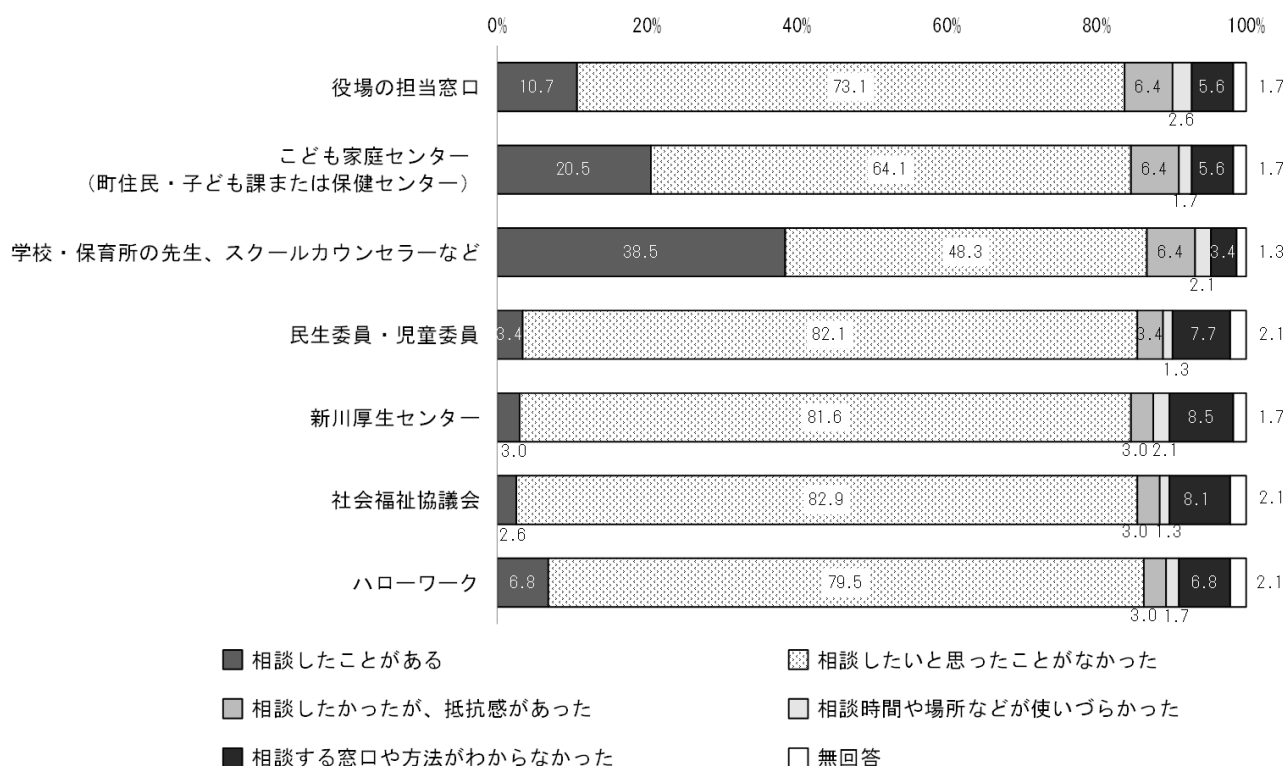
10) 町子ども・子育て支援で不満なこと

町子ども・子育て支援で不満なことについては、「子どもの遊び場」の割合が33.8%と最も高く、次いで「子育て世帯に対する公的な支援」が18.4%、「学校での教育内容」が16.7%などの順となっています。



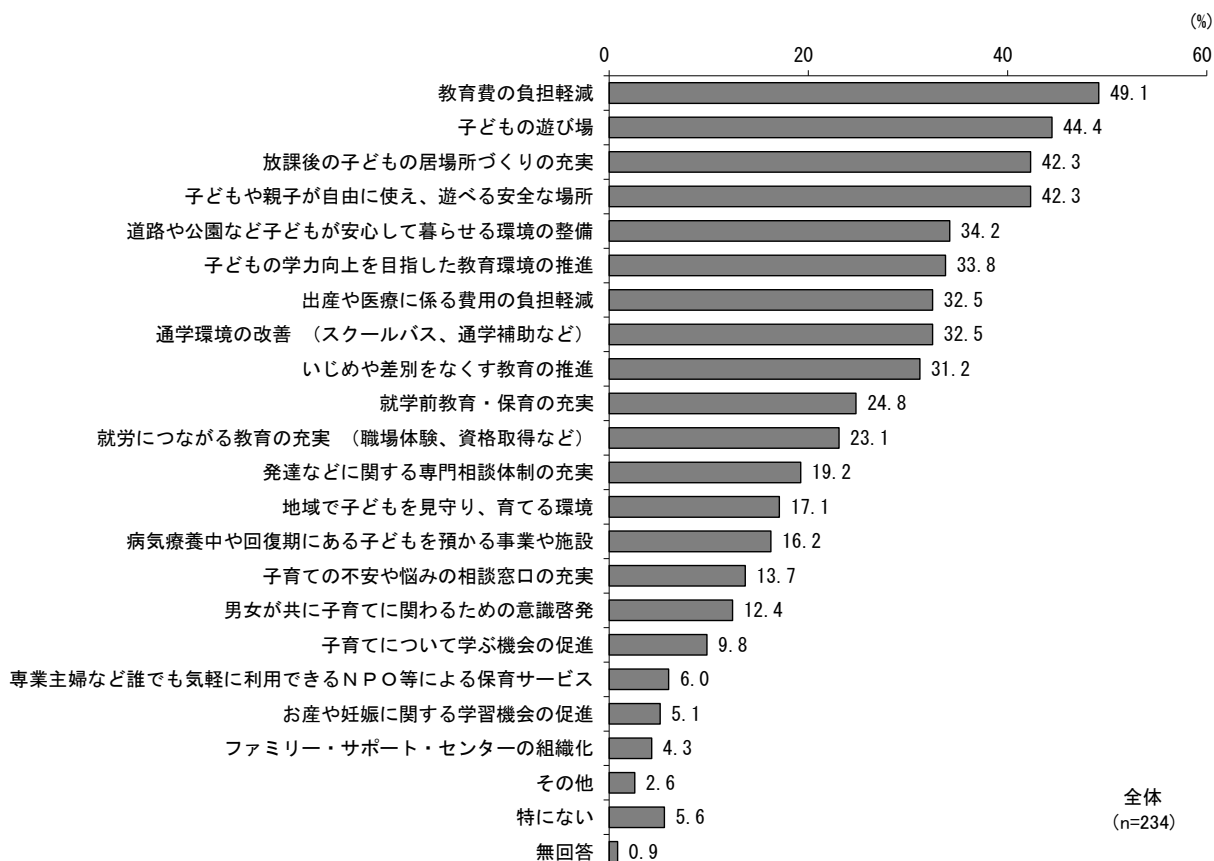
11) 公的機関への相談

公的機関への相談経験については、「相談したことがある」割合は、「学校・保育所の先生、スクールカウンセラーなど」で38.5%、「こども家庭センター（町住民・子ども課または保健センター）」で20.5%、「役場の相談窓口」で10.7%などとなっています。



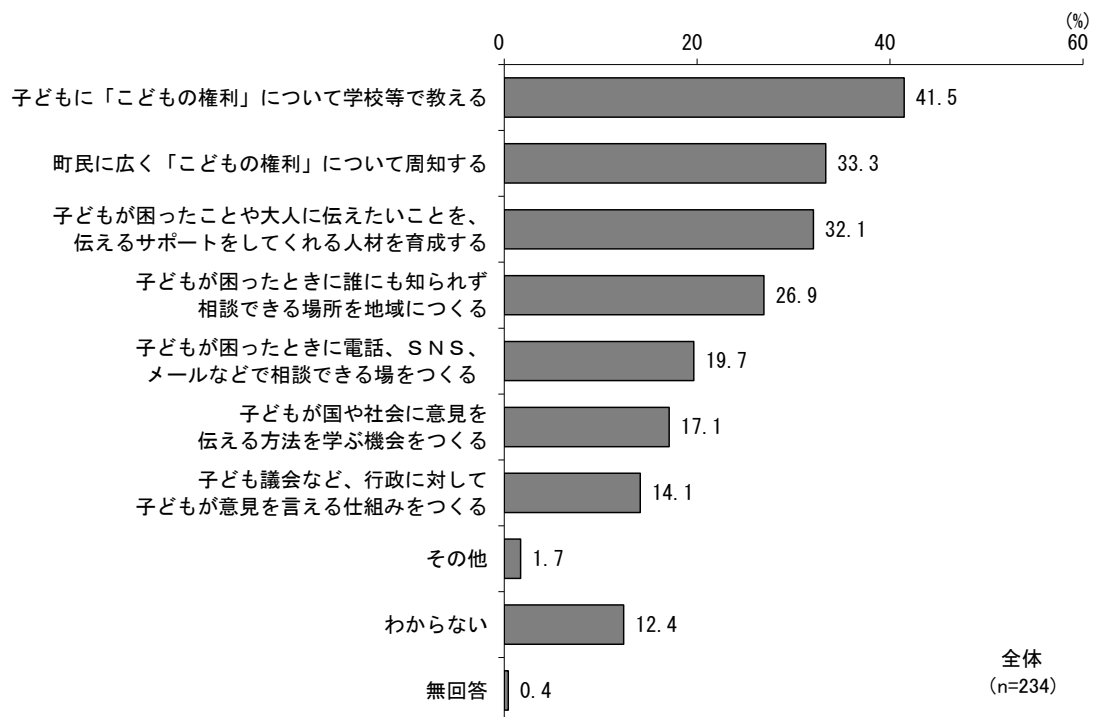
12) 子どもの成長に必要な支援

子どもの成長に必要なと思う支援については、「教育費の負担軽減」の割合が49.1%と最も高く、次いで「子どもの遊び場」が44.4%、「放課後の子どもの居場所づくりの充実」と「子どもや親子が自由に使える、遊べる安全な場所」が42.3%などの順となっています。



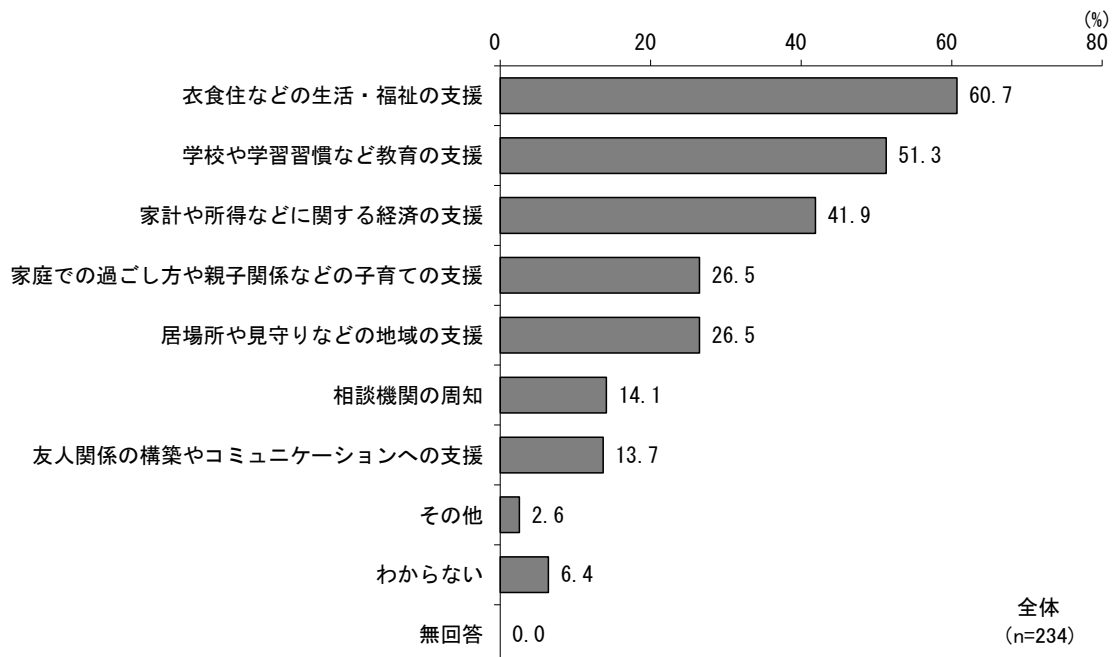
13) こどもの権利を守るために必要なこと

こどもの権利を守るために、どのような仕組みがあると良いと思うかについては、「子どもに『こどもの権利』について学校等で教える」の割合が41.5%と最も高く、次いで「町民に広く『こどもの権利』について周知する」が33.3%、「子どもが困ったことや大人に伝えたいことを、伝えるサポートをしてくれる人材を育成する」が32.1%などの順となっています。



14) 子どもの貧困に対して必要な支援

子どもの貧困に対して必要だと思う支援については、「衣食住などの生活・福祉の支援」の割合が60.7%と最も高く、次いで「学校や学習習慣など教育の支援」が51.3%、「家計や所得などに関する経済の支援」が41.9%などの順となっています。



3 課題の整理

こども大綱や各種統計データ、アンケート調査等、庁内での関係課における課題等から得られた朝日町におけるこども・若者・子育てを取り巻く現状を分析し、本計画で取り組むべき課題を整理しました。

(1) 少子化・人口減少への対応

【国勢調査】

朝日町の人口は年々減少しており、令和6年は9,945人となっています。年代別の人口をみると、0～4歳と20歳代の女性が特に少ない状況にあります。

また、出生数・出生率ともに減少傾向にあります。



人口減少が進む中、特に若い世代の町外流出が顕著であり、出生数も減少傾向にあります。若者が地域に定着し、安心してこどもを産み育てられる環境の整備が必要です。

また、核家族化が増加傾向にあり、地域とのつながりが希薄化する中で、困難を抱える家庭が孤立感を深めているのが現状です。

(2) こども・若者の権利の保障

【こども大綱】

こども施策に関する基本的な方針の一つに「こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る」を掲げ、「こどもまんなか社会」を実現することを使命としています。今後は、こども・若者の意見表明の機会と社会参画の機会を確保することが求められ、こども施策を実施・評価をする際には、こども・若者の意見を幅広く聴取し、その意見を施策に反映させるとされています。

【子ども・若者アンケート調査】

「子どもアンケート調査（児童生徒用）」では、「今の自分は幸せだ」、「自分のことが好き」、「自分の将来には夢がある」、「自分は家族から大切にされている」、「自分は友だちから好かれている」、「自分は周りの人に役に立っている」など、こどもが大切にされ、信頼されていると感じられることで、自分に自信を持ち、自分を好きだと思える割合が、「90%以上」となっています。一方で、すべての子どもには「意見を表明する権利」があるということを知っているかという問いに、「知っている」は、28.6%、「聞いたことがあるが内容がよくわからない」、「わからない」という割合が67.5%となっています。



こども・若者が自分の権利について理解を深め、その権利を保障するとともに、保護者や地域の理解を深め、学校や地域で分かりやすく伝える取組の推進が必要です。

(3) こども・若者の主体的参加の促進

【子ども・若者アンケート調査】

「こども・若者アンケート調査（若者用）」における「地域活動への参加」については、「参加したことがある」が45.1%、「参加したことがない」が54.9%となっており、「参加したことがない」理由として、「どのような活動があるのか知らない」が20.0%となっています。参加しやすくするための方法として、「参加条件がわかりやすい」、「個人でも参加できる」、「無料で参加できる」などの方法が必要という回答が多くなっています。

「こども・若者アンケート調査（児童生徒用）」における「どのような方法であれば意見が伝えやすいか」という問いには、「匿名なら伝えることができる」、「意見がどのように扱われるのか明確であることが必要」などの意見の回答が多くなっています。



こども基本法の理念に基づき、こども・若者が自分の意見を表明し、施策に参画できる機会の創出が求められています。

(4) 切れ目のない支援体制の構築

【子どもアンケート調査】

「子どもアンケート調査（保護者用）」では、保護者同士や親子で参加する交流の機会や相談の機会の充実を望む意見が多くありました。

また、子育てに関する相談窓口として、最も多かったのは、「学校、保育の先生、スクールカウンセラー」が38.5%「こども家庭センター」が20.5%となっていますが、一方で「相談時間や場所などが使いづらかった」、「相談する窓口や方法がわからなかった」という回答もあったことから、相談しやすい、情報を入手しやすい環境の整備が必要です。



妊娠、出産、子育ての不安が解消され、安心してこどもを産み育てることができるよう、保健・福祉等が連携した切れ目のない支援を実施していく必要があります。

切れ目のない支援を実施していく上で、相談しやすい窓口、相談体制の整備を図り、情報提供の充実やわかりやすい情報発信に努めていく事も重要となっています。

妊娠期から子育て期、さらには若者の自立に至るまで、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制が必要です。特に、支援が途切れやすい思春期から青年期への支援の充実が課題です。

(5) 支援が必要なこども・家庭への対応

【こども大綱】

「児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においては様々ないきづらさにつながり得るものであり、どのような背景や思想信条があっても許されるものではない」としています。しかしながら、その原因は複雑で、親自身の被虐待経験や貧困、疾病、障害等が背景にある場合があります。核家族化や地域とのつながりが希薄化する中で、困難を抱える家庭が孤立感を深めているのが現状です。

【こども・若者アンケート、子どもアンケート調査】

「こども・若者アンケート調査（若者用）」が求める居場所については、「落ち着いてくつろげる場所」が78.5%、「周りに気をつかわず、自分のペースでいられる場所」が63.1%と結果となっています。「子どもアンケート調査（児童生徒用）」での近くにあったらいいなと思う場所の問いでは、「思いきり遊んだり、運動したりできる場所」が63.4%、「友だちとたくさんおしゃべりができる場所」が50.3%という割合となっています。



児童虐待、貧困、障害、ヤングケアラーなど、特に支援が必要なこどもや家庭に対して、早期発見・早期支援につなげる体制の強化が必要です。

(6) 安心して子育て・子育てできる環境整備

【子どもアンケート調査（保護者用）】

「子どもアンケート調査（保護者用）」では、子育て支援で力を入れてほしいものとして、「子どもの健康や発育・発達に関すること」、「子育てにかかる費用（習い事や進学費用）」、「仕事と子育ての両立が難しいこと」について悩んでいるという意見が多くみられます。このため、保護者の孤立感や子育てへの不安などを和らげることで、支援が必要な家庭が、適切なサービスや支援に結びつくよう気軽に相談できる仕組みや体制づくりが重要となっています。また、経済的格差による教育環境が制約されることのないよう支援が必要です。

このような状況を踏まえ、ライフステージを通じた保健・医療・福祉・保育・教育関係者の緊密な連携の確保とネットワークを充実させること、児童虐待・障害・貧困などに対しては地域や関係機関とも連携しつつ、課題に応じた支援策を強化していく必要があります。また、家庭内において負担が特定の誰かに偏ることなく、男女ともに協力しながら育児に参加することは、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備していくといった観点から重要なことです。これらを実現するためには、子育て家庭が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の下、子育てしていけるよう、父親の育児・子育て参加を促進しつつ、総合的な子育て支援を展開し、更に地域の人々が育児や子育ての役割、育児休業等に対する理解を深めるよう周知・啓発し、多様な家庭環境を支える社会的基盤形成をより進め、広げていく必要があります。

また、「子どもアンケート調査（保護者用）」において、町に期待したいことについては、「教育費の負担軽減」が最も多く49.1%、「子どもの遊び場」が44.4%、「子どもや親子が自由に使え、遊べる安全な場所」が42.3%、「道路や公園など子どもが安心して暮らせる環境整備」が34.2%、「通学環境の改善」が32.5%などとなっており、こどもが健やかに成長していくために

は、居住環境が整備されるとともに、安心して外出・移動できる環境の整備が必要です。こどもが安心して育つ観点から利用しやすい施設などの整備・充実を進めるとともに、こどもを事故や犯罪の被害から守り、安全で安心できるまちを目指します。



教育・保育の質・量の確保が重要であります。社会全体の子育てに対する理解の醸成、子育て意識の向上が必要です。その他、子育ての孤立化を防ぐため、地域住民、企業、団体など、多様な主体が協働し、こども・若者の育ちを支える仕組みづくり、こどもが安全に安心して生活し、健やかに成長できる環境を整備する必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画では、すべてのこどもが健やかに育ち、子育てが楽しいと思えるまちを目指し、次の基本理念を掲げます。

みんなで育てるあさひっ子
～豊かな心をはぐくむまちづくり～

この基本理念は、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもの権利を保障するとともに、すべての子育て家庭を地域全体で支え、安心してこどもを産み育てることができる環境を整備するという朝日町の決意を表しています。

また、こどもは地域の宝であり、未来の担い手です。こども・若者一人ひとりが、自分らしく健やかに育ち、豊かな心を持って成長していけるよう、家庭、地域、学校、行政、企業など、社会全体で支えていくことを目指します。

2 基本方針

基本理念の実現に向けて、次の3つの基本方針に基づき、施策を推進します。

基本方針1：こども・若者の権利の保障と主体的な参加の促進

こども基本法の理念に基づき、こども・若者を権利の主体として尊重し、その権利を保障します。すべてのこども・若者が差別されることなく、自分らしく生きることができるよう、多様性を認め合う社会づくりを進めます。

こども・若者が自分の意見を表明する機会を確保し、意見や提言については、施策への反映を検討します。こども会議等の開催、SNSやオンラインを活用した意見聴取など、多様な参画の機会を創出し、まちづくりへの主体的な参加を促進します。

また、すべてのこども・若者が、生まれ育った環境や直面する困難に左右されることなく、健やかに成長し、自立できるよう、支援が必要なこども・若者や家庭に対して、きめ細かな支援を提供します。

児童虐待の防止と早期発見・早期対応、ヤングケアラーへの支援を検討し、ひとり親家庭や障害のあるこども・若者への支援、こども・若者の貧困対策など、包括的な支援体制を整備します。併せて、社会から孤立することのないよう、すべてのこども・若者がその成長段階に応じて

安心して過ごせる居場所の整備を検討します。乳幼児の遊び場から、中高生の居場所、若者が集える多世代交流拠点まで、年齢に応じた居場所づくりを進めるとともに、地域におけるこども食堂や学習支援の場など、多様な居場所づくりを支援します。

基本方針２：切れ目のない成長支援体制の構築

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進むにつれ、子育ての不安や負担を抱えている親が増えています。また、子育てや教育にかかる経済的負担は大きく、理想の数のこどもを持っていない夫婦も多くみられます。妊娠、出産、子育ての不安が解消され、安心してこどもを産み育てることができるよう、保健・医療・福祉・教育などの各分野が連携して、親が、親として育つために、学習の機会や場の整備を行うなど、こどもや親を支えるまちをつくることが求められています。妊娠期から青年期の自立に至るまで、成長段階に応じた切れ目のない支援を提供します。母子保健、子育て支援、教育、福祉、就労支援、経済支援など、各分野の連携を強化し、総合的な支援体制を構築します。

基本方針３：安心して子育て・子育てできる環境整備

こどもたちや子育て世帯が、ずっと朝日町で暮らしたい、朝日町で子育てすることが楽しいと感じられるように、こどもの成長や子育て世帯に温かいまなざしを持ち、地域全体で子育てを応援していく地域づくりを推進する必要があります。

地域における子育て支援活動においては、シニア世代や大学生などの若者世代など、子育て支援の担い手として、それぞれが持つ経験や能力を活かすことができると考えられます。地域にある豊富な人材を生かし、子育てに関する知識や経験を伝え、多様な世代がこどもに関わり、つながりが生まれるまちをつくることが求められています。こどもたちが安全に過ごせる地域であれば、どの年代の人々も安心して暮らすことができます。

また、こどもたちは豊かな自然を通して、健やかな心と身体を培っていくことができます。安全・安心な地域づくりの視点と一方で、一人ひとりの個性を生かし、可能性を伸ばすことができる教育・保育により、こどもたちが健やかに、そして豊かに成長できるまちをつくることが求められています。安心して産み育てる環境は、保育の量の確保だけでなく、質の確保も重要です。また、幼児期は、人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、幼児教育の役割はますます重要となっています。

3 計画の体系

本計画は、基本理念「みんなで育てるあさひっ子～豊かな心をはぐくむまちづくり～」のもと、3つの基本方針に沿って施策を展開します。それぞれの基本方針のもとに具体的な施策を位置づけ、計画的に推進していきます。

基本理念	基本方針	施策
豊かな心をはぐくむまちづくり みんなで育てるあさひっ子	こども・若者の権利の保障と主体的な参加の促進	こども・若者の権利理解の促進
		意見表明・社会参加の機会づくり
		多様性を認め合う環境づくり
		年齢に応じた居場所づくり
		児童虐待・ヤングケアラー等への対応
		こども・若者の社会的自立支援
	切れ目のない成長支援体制の構築	妊娠期から乳幼児への支援
		子育て家庭の経済的負担の軽減
		相談支援体制の整備
		ひとり親家庭への支援
		発達支援・障害のあるこども・若者への支援
		地域や関係機関の連携強化
	安心して子育て・子育てできる環境整備	教育・保育の質の向上
		学童期・思春期の成長支援
		仕事と子育て・生活の両立支援
		地域の子育て・成長支援
		地域の安全の確保

第4章 施策の展開

基本方針1：こども・若者の権利の保障と主体的な参加の促進

施策1－1：こども・若者の権利理解の促進

こども基本法において、こどもは権利の主体として位置づけられています。朝日町では、すべてのこども・若者が自分の権利について理解し、他者の権利も尊重できるよう、権利教育を推進します。

こどもの権利には、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利があります。これらの権利について、こども自身の認識や、保護者・地域住民の理解が不十分な場合があるため、学校や地域で分かりやすく伝える取組を展開します。

学校では児童会・生徒会活動を通じて、こどもたち自身が主体的に権利について学び、行動する機会を設けます。保護者や地域住民に対しては、PTA 活動や地域学習会でこどもの権利を尊重する意義と実践方法を学ぶ場を提供します。保育士、児童福祉施設関係職員等の専門職には定期的な研修の実施に努め、支援の質の向上を図ります。

また、企業や事業所への理解促進、こどもの権利が侵害された際の相談窓口の周知にも努め、町全体でこどもを大切にする意識を醸成します。

① こども・若者の権利に関する啓発・広報活動

取組	内容
広報紙、ホームページ、SNS 等を活用した情報発信	こどもの権利条約やこども基本法の内容を分かりやすく伝え、町民の理解を深めます。
「こどもの権利の日」 (11月20日) 啓発イベント開催	講演会、広報等で、こどもの権利について学び、考える機会を提供します。
リーフレットの作成・配布	イラストや図表を用いた分かりやすい資料を、保育所、学校、公共施設等で配布します。
朝日町子育て用アプリ利用での情報提供	スマートフォンを通じて、いつでもこどもの権利について学べる環境を整えます。
相談窓口の周知	こどもの権利が侵害された際の相談窓口（こども家庭センター、教育センター、富山県こども総合サポートプラザなど）を周知し、早期対応につなげます。

② 学校・地域での権利教育の推進

取組	内容
学校における人権教育・道徳教育の充実	発達段階に応じた人権教育を通じて、自他の権利を尊重する態度を育成します。
こどもの権利に関する出前講座の実施	学校や地域に出向き、こどもの権利について分かりやすく伝える機会を提供します。
児童会・生徒会活動を通じた権利学習の推進	こどもたち自身が主体的に権利について学び、考え、行動する機会をつくります。
子育て支援センターでの保護者向け学習機会	保護者がこどもの権利について学び、日々の子育てに活かせるよう支援します。

③ 地域の理解促進

取組	内容
PTA、保護者会における学習機会の提供	保護者同士がこどもの権利について話し合い、理解を深める場をつくれます。
保育士、児童福祉施設職員等への研修	こどもに関わる専門職が、こどもの権利を尊重した支援ができるよう資質向上を図ります。
民生委員・児童委員、地域ボランティアへの啓発	地域でこどもを見守る方々に、こどもの権利についての理解を深めてもらいます。
企業や事業所における理解促進	働く保護者がこどもの権利を尊重した子育てができるよう、職場での理解を促進します。

施策１－２：意見表明・社会参加の機会づくり

こども基本法では、こども・若者が意見を表明する機会の確保と、その意見の尊重が求められています。朝日町では、こども・若者が自分の意見を自由に表明し、それが町政やまちづくりに反映される機会を充実させます。

年齢や発達段階に応じて、施策の立案や評価に参画できる仕組みを構築します。「まちづくりに関する発表会」を開催し、町の施策について意見を述べ、議論する場を設けます。

SNS やオンラインアンケート、意見箱など多様な方法で意見を収集し、誰もが気軽に意見を伝えられる環境を整えます。公共施設の整備やこども計画の策定など、施策の企画段階からこども・若者が意見を伝えられるよう参画の場の創出に努めます。

① こども・若者会議の開催

取組	内容
小中学生対象の「まちづくりに関する発表会」の開催	小中学生が町の施策について意見を述べ、こどもの視点を町政に反映させます。
若者対象の意見交流の機会の提供	若者世代が地域課題について議論し、若者の声を町づくりに活かします。
町の施策への意見聴取機会の創出	施策の企画段階からこども・若者の意見を取り入れ、当事者目線の施策を実現します。

② 施策立案・評価への参画機会の確保

取組	内容
こども計画策定へのこども・若者の参画	計画策定の段階からこども・若者が関わり、当事者の視点を計画に反映させます。
重要施策（公共施設整備を含む）に関するアンケート調査の実施	幅広いこども・若者の意見を集め、多様な声を施策に反映するよう努めます。

③ 多様な方法による意見聴取

取組	内容
SNS を活用した意見募集	若者が日常的に使うツールを活用し、気軽に意見を伝えられる環境を整えます。
オンラインアンケートの実施	スマートフォンやパソコンから簡単に回答でき、多くの意見を集めることができます。

意見箱（WEB も含む）の設置 （学校、児童館、図書館等）	匿名で意見を伝えたいこどもにも配慮し、多様な方法で意見を受け付ける機会、環境を整備します。
朝日町子育て用アプリ、 朝日町公式 SNS 等の活用	子育て世帯が日常的に使うアプリを通じて、子育てに関する意見を集めます。

施策１－３：多様性を認め合う環境づくり

年齢、性別、障害の有無、国籍、文化、家庭環境などの違いにかかわらず、すべてのこども・若者が互いを認め合い、尊重し合える環境を整備します。いじめ、差別、ハラスメントを許さず、すべてのこども・若者が安心して過ごせる地域社会を実現します。

いじめはこどもの心身に深刻な影響を与える重大な問題です。「いじめ防止基本方針」に基づき、未然防止、早期発見、適切な対応を組織的に行います。学校でのいじめ防止教育を充実させ、スクールカウンセラーや相談窓口を通じて早期に発見し、迅速に対応します。インターネット上のいじめに対しても、情報モラル教育と相談体制を強化します。

多文化共生の推進では、外国にルーツを持つこどもへの日本語学習支援を充実させ、多文化交流イベントで相互理解を深めます。多言語での子育て情報提供により、外国にルーツを持つ保護者も安心して子育てができる環境を整えます。

ジェンダー平等の推進では、性別にかかわらず個性を尊重する教育を推進し、固定的な性別役割分担意識を解消します。LGBTQ+など性の多様性についても理解を深め、すべての人が自分らしく生きられる社会を目指します。

① いじめ・差別・ハラスメントの防止

取組	内容
いじめ防止基本方針に基づく 取組の推進	いじめの未然防止、早期発見、適切な対応を組織的に行い、いじめのない学校づくりを進めます。
学校におけるいじめ防止教育の 充実	いじめの加害者にも被害者にもならないよう、発達段階に応じた予防教育を実施します。
早期発見・早期対応のための 相談体制整備	スクールカウンセラーや相談窓口を通じて、いじめを早期に発見し、迅速に対応します。
インターネット上のいじめへの 対応強化	SNS やオンライン上でのいじめに対して、情報モラル教育と相談体制を強化します。
差別やハラスメントに関する 相談窓口の周知	あらゆる差別やハラスメントについて相談できる窓口を周知し、被害者を支援します。

② 外国人家庭への支援

取組	内容
情報提供・相談事業	外国人の母親及びこどもに対し、関係機関との連携により、子育て情報の提供などの子育て支援を行います。また、生活面や子育てに関する相談を行います。
母子保健	こどもの健康を守るため、母子保健事業の実施により母子ともに健康管理を行います。
就園・就学支援等	地域子育て支援拠点事業等、各種子育て支援事業への参加を促すとともに、就園・就学に関わる支援を行い、特に就学漏れに至らないよう努めていきます。

③ 多文化共生の推進

取組	内容
外国語版の子育て情報の提供	外国にルーツを持つ保護者が子育て情報を得られるよう、多言語での情報提供を行います。

④ ジェンダー平等の推進

取組	内容
性別にかかわらず個性を尊重する教育の推進	固定的な性別役割分担にとらわれず、一人ひとりの個性を尊重する教育を行います。
性の多様性に関する理解促進	LGBTQ+など性の多様性について理解を深め、すべての人が自分らしく生きられる社会を目指します。
固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発	性別による役割を固定化せず、多様な生き方を認め合う意識を醸成します。

施策１－４：年齢に応じた居場所づくり

こども・若者が安心して過ごせる居場所を、成長段階に応じて整備します。家庭や学校以外の「第三の居場所」として、自由に遊んだり、学んだり、仲間と交流したりできる場所を確保します。

乳幼児期には、親子で気軽に集い交流できる子育て支援センターを充実させます。児童期には、放課後に安全に過ごせる児童館や放課後児童クラブを充実させ、また、こどもの活動を一元化し、提供していける体制づくりの支援・協力を図ります。

中高生・若者には、交流スペースやフリースペースの設置や、図書館の学習・交流スペースの確保を検討します。

地域における居場所として、こども食堂や学習支援の場を運営する団体を支援し、活動の継続・拡大を後押しします。居場所を運営する団体同士のネットワークを構築し、支援の充実を図ります。

① 乳幼児・児童向けの遊び場・居場所の充実

取組	内容
児童館	児童の健全育成を図る拠点施設として、こどもに適切な遊びの場を提供します。
放課後児童クラブ（学童保育）	就労等により昼間に保護者等が不在となる家庭の小学生に対し、授業の終了した放課後及び夏・冬・春休み・土曜日等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うことにより、児童の健全育成を図るとともに、保護者の子育てと仕事の両立を支援します。
こどもの居場所づくり事業	地域の力を活かした子育て支え合いを推進するため、自治振興会などが主体となり、放課後等においてこどもに適切な遊びの場を提供し、こどもの居場所の確保に取り組みます。また、町全体のこどもの居場所（イベント、サークル等）を一元化し、提供できるプラットホームの構築など、効果的なサービスの提供を図れるよう、支援・協力を図ります。

公園・遊び場の整備と安全管理	こどもたちが安全に外遊びできる公園を整備し、定期的な安全点検を実施します。
子育て支援センターにおける親子の居場所提供	親子で気軽に集い、交流できる場を提供し、子育ての孤立を防ぎます。

② 中高生・若者の居場所づくり

取組	内容
交流スペース・フリースペースの設置検討	中高生が気軽に立ち寄り、自由に過ごせる居場所の設置を検討します。
図書館における学習・交流スペースの検討	静かに勉強したり、友人と交流したりできるスペースを図書館に確保することを検討します。
公民館等の公共施設の利用促進	若者が公共施設を利用しやすい環境を整え、活動の場を提供します。

③ こども食堂・学習支援の場等の地域の居場所支援

取組	内容
こども食堂の設置・運営支援	地域でこども食堂を運営する団体を支援し、こどもの居場所と食事の場を提供します。
学力向上支援サポート	学習機会を確保するため、中学生に対して、学習支援を行います。
地域における居場所づくり活動への支援	地域住民やNPOが行う居場所づくり活動を財政的・人的に支援します。
居場所運営団体のネットワーク化	こどもの居場所づくり等を運営する団体同士が情報交換し、連携できるネットワークの構築に努めます。
インクルーシブな居場所づくり	障害のある子、外国ルーツの子、不登校の子など、配慮が必要なこどもが安心して過ごせる居場所づくりを進めます。
保育所地域活動事業の実施	世代間交流等、地域住民との交流により、児童の社会性を養うとともに、地域に根ざした保育所を目指します。

施策1-5：児童虐待・ヤングケアラー等への対応

児童虐待を予防し、早期発見・早期対応できる体制を強化します。また、家族のケアを担うヤングケアラーの実態を把握し、適切な支援を提供します。

児童虐待に関する通報・相談窓口（189ダイヤル等）を周知し、地域全体でこどもを守る意識を高めます。要保護児童対策地域協議会で情報共有と対応を行い、迅速な安全確認を徹底します。児童相談所、警察、医療機関との連携を強化し、迅速な対応を図ります。

ヤングケアラーについては、学校等で実態調査を行い、早期発見に努めます。相談窓口を設置し、家事・育児等の支援サービスや学習支援を提供します。

養育支援訪問事業の派遣により、家庭への支援を強化します。児童虐待防止推進月間（11月）における啓発やオレンジリボンキャンペーンにより、虐待防止の意識を高めます。

① こどもの虐待防止

取組	内容
要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会を定期的に開催し、関係機関の連携を強化し、ネットワークを構築することにより、個別のケースへの対応を行います。
こども家庭センター	子育て世帯を包括的に支援するため、住民・子ども課と保健センターが連携を強化し、すべての妊産婦、子育て家庭、こどもを対象として、誰一人取りこぼさず、切れ目のない相談・支援を行います。
こんにちは赤ちゃん事業	生後2～3か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。また、継続して支援が必要であると判断したケースに関しては、養育支援訪問事業の対象者として切れ目のない支援の提供に努めます。
心理相談員による個別相談	1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査時に臨床心理士に相談できる体制を整え実施します。また、保護者に対して、育児相談の周知を図ります。

② ヤングケアラーへの支援

取組	内容
学校等におけるヤングケアラーの実態調査	実態調査を実施し、ヤングケアラーの状況の把握に努めます。
早期発見のための啓発活動	ヤングケアラーについて広く啓発し、早期発見につなげます。
相談窓口の設置と周知	ヤングケアラーが相談できる窓口（こども家庭センター等）を広く、周知します。
家事・育児等の支援サービスの提供	家族のケアを担うこどもに対して、家事や育児の支援の提供に努めます。
学習支援の実施	ヤングケアラーが学習機会を失わないよう、学習支援を行います。
多機関連携の推進	早期発見や相談支援に対し、福祉、介護、教育、医療など、分野を超えた連携体制を構築します。
レスパイトケアの推進	ヤングケアラー自身の休息や学習時間を確保するための家事支援、ヘルパー派遣などの具体的支援を検討します。

③ 家庭への養育支援（訪問支援等）

取組	内容
養育支援訪問事業の実施	養育に困難を抱える家庭を訪問し、育児の支援を行います。
ショートステイ・トワイライトステイの実施	一時的に家庭での養育が困難な場合に、こどもの預かりを検討します。

④ 関係機関との連携強化

取組	内容
要保護児童対策地域協議会の機能強化	関係機関の連携を強化し、効果的な支援体制を構築します。
学校、保育所等との連携	日常的にこどもと接する機関と連携し、早期発見につなげます。

医療機関との連携	医療機関と連携し、虐待の早期発見と適切な対応を図ります。
県児童相談所との連携	専門的な支援が必要な場合は、速やかに児童相談所につなげます。
警察との連携	緊急性が高い場合は、警察と連携してこどもの安全を確保します。

⑤ 虐待防止の啓発活動

取組	内容
児童虐待防止推進月間（11月）における啓発	11月の推進月間に集中的な啓発活動を行い、虐待防止の意識を高めます。
オレンジリボンキャンペーンの実施	オレンジリボンを通じて、虐待防止の輪を広げます。
虐待防止に関する講演会・研修会の開催	地域住民や関係者向けに、虐待防止に関する学習機会を提供します。
子育て応援情報の発信	子育てに役立つ情報を発信し、保護者の孤立を防ぎます。

施策１－６：こども・若者の社会的自立支援

貧困、無業、社会的孤立など、困難な状況にあるこども・若者の社会的自立を支援します。教育機会を保障し、就労支援や生活支援を通じて、すべてのこども・若者が自立できる環境を整えます。

学力向上支援や就学援助制度や奨学金制度により、教育費の負担の軽減を図り、経済的などの理由で学習機会を失うことがないよう支援します。

生活困窮状態にある若者に対しては、生活困窮者への相談支援、居住支援、自立に向け、関係機関・団体と連携し、支援を行います。また、孤立防止のための見守りにより、社会的孤立を防ぎます。

① こどもの貧困対策

取組	内容
こどもの貧困把握	関係機関等との会議体や調査等を通じて、当町におけるこどもの貧困を把握していきます。
こども家庭センター	子育て世帯を包括的に支援するため、住民・子ども課と保健センターが連携を強化し、すべての妊産婦、子育て家庭、こどもを対象として、誰一人取りこぼさず、切れ目のない相談・支援を行います。
児童扶養手当	父母の離婚などにより父親または母親と生計をともにしていない児童が育成される家庭や、父親または母親が身体などに重度の障害がある家庭、父母に代わって児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の児童とその児童を養育する親等に係る医療費の助成を行います。

地域子育て支援センター事業	地域の子育て支援の中心施設として、子育てに対する相談等の支援を行うとともに、関係機関との連携を強化し、地域の子育てネットワークづくりを進めます。
子育て相談事業	子育てに関する相談を、保健センター、子育て支援センター及び各保育所で随時実施します。
にこにこ相談会	お子さんの発達や生活・行動・学習・進路などに関わる相談会を定期的に行います。
こどもサポートネットワーク連絡会	こどもを取り巻く関係者（小・中学校教諭、保健師、助産師、主任児童委員、保育士、子育てアドバイザー、行政等関係者）が連携し、事例検討、学習会、連絡会等を実施する事業です。
民生委員・児童委員	児童健全育成・児童虐待等、地域の状況を把握します。継続して実施します。
要保護・準要保護児童生徒に対する助成	生活保護及び生活保護に準ずる世帯の児童生徒に対する助成を引き続き実施します。
加藤・森島奨学資金給与制度	経済的な理由で、修学が困難な方に対して奨学資金給与制度があります。
中島奨学資金給与制度	経済的な理由により、大学などの就学が困難な生徒を対象に奨学金を支給します。
教育支援資金貸付制度	高等学校、大学又は専門学校に就学するのに必要な経費や、入学に際し必要な経費を貸付します。

② 学習支援・居場所づくり

取組	内容
学力向上支援サポート	学習機会を確保するため、中学生に対して、学習支援を行います。

③ 生活困窮家庭への包括的支援

取組	内容
生活困窮者自立支援制度の活用	国の制度を活用し、生活困窮家庭を包括的に支援します。
食料支援 (フードバンク等との連携)	フードバンクと連携し、食料支援を行います。
保護者の就労支援	生活困窮家庭における保護者の経済的自立を支えるため、就労支援やスキルアップ支援のため、関係機関・団体と連携を図ります。

④ 就労支援

取組	内容
ハローワークとの連携強化	ハローワークと密に連携し、求人情報の提供や就職活動を支援します。
職業訓練の機会提供	関係支援機関と連携し、就職に必要なスキルを身につける職業訓練の機会を提供します。

⑤ 経済的自立に対する支援

取組	内容
生活福祉資金の貸付	経済的に困難な若者に対して、必要な資金を貸し付けます。
自立に向けた伴走型支援	自立に向けて関係機関・団体と連携し、継続的に寄り添いながら支援します。

⑥ 相談支援体制の充実

取組	内容
ワンストップの相談窓口	様々な困難を抱える若者が、一つの窓口で相談できる体制を整えます。
多機関連携による支援	複数の機関が連携し、包括的な支援を提供します。

基本方針２：切れ目のない成長支援体制の構築

施策２－１：妊娠期から乳幼児への支援

妊娠期から乳幼児期は、こどもの生涯にわたる健康と発達の基盤を形成する重要な時期です。朝日町では、すべての妊産婦と乳幼児が安心して妊娠・出産・子育てができるよう、切れ目のない支援を提供します。

妊娠届出時の全数面談で一人ひとりの妊婦と向き合い、必要な支援につなげます。14回分の妊婦健診費用を公費負担し、経済的な負担を軽減します。妊婦訪問指導で、妊娠中の不安を軽減し、出産・育児の準備を支援します。

産後は、産婦健康診査を2回分公費負担することで、母親のこころとからだの健康状態を確認し、産後うつ予防に努めます。産後ケア事業や産前・産後ヘルパー派遣事業で、母親の心身のケアと育児支援を行います。乳児家庭全戸訪問事業では、保健師または助産師が生後2～3か月の乳児のいる家庭すべてに訪問し、子育ての悩みに応じ、母親の育児不安の軽減に努めます。

乳幼児健康診査を定期的実施し、こどもの発育・発達を確認するとともに、保護者の育児不安に寄り添います。

こども家庭センターを中心に、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談支援を提供します。オンライン相談や「ママカフェ」など、多様な相談手段を整え、いつでも相談できる体制を整えます。

① 妊娠・出産支援

取組	内容
プレ妊活健診	夫婦の将来の妊娠に向けた健康管理を推進し、夫婦の理想のライフプランの実現やウェルビーイングの向上を目指すため、妊娠・出産に影響する疾患を早期に発見し、現在の体の状態を把握する健診を受ける夫婦に、その健診費用の助成を行います。
不妊治療費助成の充実 不育症治療費助成の充実	国の動向を踏まえながら、不妊治療費・不育症治療費の助成を行うことで、治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減し、少子化対策の充実を図ります。 また必要時は個別相談も行い、治療に伴う身体的及び精神的負担の軽減に努めます。
産科医との連携	産科医療機関との連携を図り、また周産期地域連携ネットワーク会議に参加し、安心して出産育児ができる環境の整備に努めます。
産前・産後ヘルパー派遣事業	妊娠中や出産直後の体調がすぐれない時期にヘルパーに家事や育児を手伝ってもらうことで、妊婦や産後の母親またはその家族の負担軽減を図ります。
多胎妊婦健康診査費助成事業	多胎児を妊娠した妊婦に対し健康診査に係る費用を助成することで、多胎妊婦の経済的負担を軽減し、母子保健の推進を図ります。
妊産婦医療費助成	妊産婦の疾病の早期発見と適正な医療を確保するため、妊娠高血圧症候群、切迫早産等の治療に医療費を助成します。
小児救急医療の充実	新川医療圏小児急患センター（黒部市民病院内）との連携により、小児の救急医療体制を維持します。
子ども医療費助成事業	誕生から高校生世代までのこどもに係る医療費の助成を行います。

ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の児童とその児童を養育する親等に係る医療費の助成を行います。
----------------	---------------------------------------

② 母子保健の充実

取組	内容
母子健康手帳交付	保健師による直接交付と個別指導の継続で内容の充実に努めます。特定妊婦を把握した際には、訪問等の支援を行っていきます。また、国の動向を踏まえながら、母子健康手帳のデジタル化について検討を行います。
妊婦健康診査	健康診査費用を 14 回分助成することにより、定期受診の維持を図ります。必要者には精密健康診査を行います。
産婦健康診査	産後うつや新生児への虐待予防等を図る観点から、産婦健康診査に係る 2 回分の費用を助成します。これにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、産褥期の心身の不調の早期発見につなげ、安心して地域で子育てできるよう妊産婦から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備します。
妊婦の訪問指導	初産婦や転入者、医療機関から連絡があった者や健康診査にて訪問が必要とされた者に対し、訪問や電話連絡等による支援に努めます。また、要支援妊婦には速やかに関係機関と連携を図り、支援提供に努めます。
産後ケア事業	助産師による居宅訪問型に、施設での通所型、短期入所型による支援を行うなど、母親の身体的回復と心理的な安定を促すとともに、健やかな育児ができるよう支援します。
新生児・未熟児・産婦訪問指導	産婦や家族が、安心して赤ちゃんを産み育てられるよう訪問指導を行います。訪問助産師と密な情報交換を行い、連携して支援します。また、随時支援方法を検討し、医療機関と連携しながら支援を行います。
産前・産後サポート事業 (ママカフェ)	妊産婦が抱える妊娠・出産・子育てに関する悩みについて、助産師や保健師が相談支援を行うことで、妊産婦の不安や孤立感の解消に努めていきます。
乳幼児の健康診査	4 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児に対し健康診査、個別相談や保健指導を行います。また、必要者に対し精密健康診査受診票を発行します。 乳幼児の発達・発育の異常を早期に発見し、早期に対処するよう努めます。 また、乳幼児の虐待予防のために未受診者への受診勧奨や聞き取りを行い、発育・発達や所在の確認などの対応を継続します。
10～11 か月児健康診査	小児科医による診察、個別相談、歯科集団指導を行い、児の発育・発達の確認、子育てや離乳食についての相談支援を行い、母子ともに健やかに過ごしていけるようサポートしています。
歯科健康診査・フッ化物応用	1 歳 6 か月児から 3 歳 6 か月児を対象とし、半年毎に歯科健康診査を計 5 回実施し、希望者へのフッ化物塗布を行います。 また、永久歯むし歯予防として、保育所の年中児から小学校 6 年生までを対象に、週 1 回のフッ化物洗口を継続実施していきます。

インフルエンザワクチン・風しんワクチン予防接種費用の助成	こどものインフルエンザの重症化の予防、妊婦の先天性風しん症候群の発生の予防のため、予防接種費用を助成します。
育児相談	保健師や管理栄養士による相談を行います。 また、子育て相談専用電話も設置しています。
離乳食相談会	保健師・管理栄養士による離乳食指導、個別相談を行います。 気軽に参加できるよう、朝日町子育てアプリを使った周知や、SNSを通した予約体制の整備を進めます。

③ 育児不安への早期対応

取組	内容
こども家庭センターでの相談対応	妊娠期から子育て期まで、切れ目のない相談支援を提供します。
オンライン相談の実施	気軽に相談できるよう、SNS などオンライン相談窓口の設置を進めます。

施策２－２：子育て家庭の経済的負担の軽減

子育てにかかる経済的負担を軽減し、すべての家庭が安心して子育てができる環境を整備します。教育費、保育費、医療費など、様々な場面での経済的支援を充実させます。

保育料の軽減や幼児教育・保育の無償化により、保育にかかる費用負担を軽減します。学校給食費の支援や就学援助制度により、学齢期の教育費負担を軽減します。子ども医療費助成制度により、病気になった時も安心して医療機関を受診できるようにします。

妊婦のための支援給付金や誕生祝金、おうちで子育て応援事業により、出産・育児にかかる経済的負担を軽減します。ひとり親家庭に対しては、児童扶養手当や医療費助成により、生活の安定と自立を支援します。

各種支援制度の周知と利用促進により、必要な家庭に確実に支援が届くようにします。

① 教育・保育に対する経済的支援

取組	内容
保育料軽減事業	保育料は同時入所にかかわらず第2子は半額、第3子以降は無料とすることで、子育て家庭の経済的支援を実施します。
保育所主食提供・副食費無償	3～5歳児の保育所の給食の副食費無償とし、入所利用者の主食を無償提供します。
小学校・中学校の給食費無償	町内小学校・中学校に通う児童・生徒の給食費を町が全額補助しています。
就学援助制度の実施	経済的理由で就学が困難な家庭に対して、学用品費等を援助します。
高校生・大学生等への奨学金制度の充実	経済的な理由で、修学が困難な方に対して奨学資金給与制度があります。
大学等への進学支援	大学等への進学にかかる費用を支援し、経済的理由で進学をあきらめることがないようにします。

② 医療費の助成

取組	内容
子ども医療費助成制度の実施	18 歳（高校生世代）までこどもの医療費を助成し、病気になった時も安心して医療機関を受診できるようにします。
予防接種費用の助成	予防接種にかかる費用を助成し、こどもの健康を守ります。
妊産婦医療費の助成	妊娠・出産に伴う医療費を助成し、安心して出産できるよう支援します。

③ 各種手当の支給・支援

取組	内容
妊婦支援給付金	子育て家庭を妊娠期から切れ目なく支援するために、妊娠期、出産期に支給します。
児童手当等の支給	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当等の国の制度について、対象者に適正な手当支給に努めます。
誕生祝金	生まれてくるこどもの健やかな成育のために支給します。
チャイルドシートの貸し出し	6 歳未満のこどもを対象に、チャイルドシートを無料で貸し出します。
「おうちで子育て応援金」の支給	家庭で子育てする世帯を応援するため、応援金を支給します。
とみいくデジタルポイント	富山県在住の 1 歳半を迎えたお子さんに富山県内の指定サービスで利用できるポイントを支給します。
幼児教育・保育の無償化	国の制度に基づき、幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育、認可外保育施設等を利用する 3 歳から 5 歳までのこども、及び住民税非課税世帯の 0 歳から 2 歳までのこどもの利用料を無償化します。また、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施を促進します。
体操服の購入支援	小学校新 1 年生の体操服提供を実施します。
要保護・準要保護児童生徒に対する助成	生活保護及び生活保護に準ずる世帯の児童生徒に対する助成を引き続き実施します。
高校生世代新生活エール事業	タブレット端末購入費出費が嵩むことに対し、高校生世代新生活支援のため、高校生世代に対する経済的支援を行います。

施策 2－3：相談支援体制の整備

子育ての悩みや不安を気軽に相談できる体制を整備し、適切な支援につなげます。こども・若者本人からの相談にも対応できるよう、多様な相談手段を提供します。

こども家庭センターの機能を強化し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供します。母子保健と児童福祉を一体的に運営し、包括的な相談対応を行います。こども・若者総合相談窓口を設置し、あらゆる相談にワンストップで対応します。

SNS、メール、オンライン相談など、多様な相談手段を整備し、相談しやすい環境を整えます。電話相談の設置も検討し、いつでも相談できる体制を目指します。

臨床心理士、保健師、助産師、栄養士など、専門職による相談を充実させ、個別の悩みに専門的に対応します。

① 子育て相談体制・情報提供の充実

取組	内容
子育て相談事業	子育てに関する相談を、保健センター、子育て支援センター及び各保育所で随時実施します。
子育て支援ガイドブックの作成	各種の子育て支援サービス等が地域住民に周知されるよう、ガイドブックの作成・配布等による情報提供を行います。
朝日町子育て用アプリの利用	紙の母子健康手帳と併用して、成長記録や予防接種スケジュール管理などに活用できるほか、妊娠・子育て情報をタイムリーに配信します。 また、アプリの機能を拡充し、利用者の利便性の向上を図ります。
保育所 I C T	保育園の登園降園をスマホアプリで管理するとともに、町からの情報の発信や機能を活用したサービスを提供します。情報発信等活用の幅の拡充を図ります。
教育相談事業の充実	教育センターや教育支援センター「あすなろ」では、教育のこと、子育てやお子さんのことで気になっていることなど随時相談を受け付けています。
にこにこ相談会	お子さんの発達や生活・行動・学習・進路などに関わる相談会を定期的に行います。
親学び講座	親が自分の役割やこどもとの関わり方を学ぶ学習機会を提供します。各小中学校で学校や連携リーダーが主となって親学び講座を開催します。

② こども家庭センターの機能強化

取組	内容
母子保健と児童福祉の一体的な相談対応	保健と福祉の両面から、家庭を包括的に支援します。
妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援	ライフステージに応じて、継続的に支援を提供します。
支援プランの作成と継続的なフォロー	一人ひとりに合わせた支援プランを作成し、継続的にフォローします。
多職種連携によるチーム支援	保健師、社会福祉士等が連携し、チームで支援します。

③ こども・若者総合相談窓口の設置

取組	内容
こども・若者のあらゆる相談に対応する窓口の設置	こども・若者が抱える様々な悩みに対応する総合的な相談窓口を設置します。
ワンストップでの相談対応	一つの窓口で様々な相談（こども家庭センター）に対応できる環境整備に努めます。
適切な支援機関への橋渡し	相談内容に応じて、適切な支援機関につなぎます。
継続的な伴走型支援の実施	相談して終わりではなく、継続的に寄り添いながら支援します。

④ 専門的な相談支援

取組	内容
臨床心理士によるカウンセリング	心の専門家によるカウンセリングを通じて、心の悩みに対応します。
保健師、助産師による育児相談	育児の専門家が、子育ての悩みに丁寧に対応します。
栄養士による離乳食・食育相談	食の専門家が、離乳食や食育についての相談に応じます。
発達相談・療育相談	発達に関する専門的な相談を行い、必要な支援につなげます。
法律相談（家庭問題等）	家庭の法律問題について、専門家による相談を受けられるようにします。

⑤ 既存の相談機能の充実

取組	内容
「ママカフェ」での交流と相談	リラックスした雰囲気の中で、相談や交流ができる場を提供します。
保育所・学校での相談体制強化	日常的に通う場所で、気軽に相談できる体制を提供します。
子育て相談事業	子育てに関する相談を、保健センター、子育て支援センター及び各保育所で随時実施します。

施策２－４：ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が安心して生活し、こどもが健やかに育つことができるよう、相談支援、就労支援、生活支援、経済的支援など、包括的な支援を提供します。

ひとり親家庭相談窓口において、生活全般に関する相談や、養育費の確保、面会交流の支援など、きめ細かく対応します。

自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金により、就労に必要な資格取得を支援します。ハローワークと連携した就労支援により、安定した就労につなげます。

児童扶養手当の支給やひとり親家庭医療費助成、母子父子寡婦福祉資金の貸付により、経済的な支援を行います。住宅支援や学習支援・生活支援により、生活の安定を図ります。

① 相談支援体制の充実

取組	内容
ひとり親家庭相談窓口の設置	ひとり親家庭が気軽に相談できる窓口環境の整備に努めます。
生活全般に関する相談支援	就労、住宅、子育て、経済面など、様々な相談に対応します。

② 経済的支援

取組	内容
児童扶養手当	母子・父子家庭及び寡婦等に対し、手当を支給します。
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の児童とその児童を養育する親等に係る医療費の助成を行います。

母子父子寡婦福祉資金の貸付	経済的に困難なひとり親家庭に対して、必要な資金を貸し付けます。
住宅支援	住宅の確保や家賃の負担軽減に関する支援を行います。
学習支援・生活支援	関係機関と連携し、こどもの学習支援や、日常生活の支援を行います。

施策２－５：発達支援・障害のあるこども・若者への支援

発達支援・障害のあるこども・若者が、一人ひとりの特性に応じた支援を受けながら、地域で自分らしく生活し、社会の一員として活躍できる環境を整備します。

乳幼児健診での発達スクリーニングや発達相談により、早期発見に努めます。併せて、個別のニーズに応じた療育を提供します。

家族への支援として、関係機関・団体と連携し、情報提供し、相談支援を行います。

① 早期療育・発達支援体制の整備

取組	内容
乳幼児健診での発達スクリーニング	健診で発達の遅れや偏りを早期に発見し、適切な支援につなげます。
乳幼児健康診査事後フォロー	乳幼児健診において要観察判定となった子やその保護者が健診事後フォロー教室やことばの相談会に参加することで、具体的な子育てスキルを獲得し、児の健やかな成長発達を促します。必要に応じて、専門機関受診へつなげています。また、保健師による保育所訪問を実施し、保育士と連携した支援提供に努めます。
発達相談の実施	発達に関する専門的な相談を行い、保護者の不安を軽減します。
児童発達支援事業所の充実	未就学の障害児に対する療育を充実させます。
未就学児健診の実施	入学前の未就学児の健診を実施し、小学校生活の適切な支援につなげます。

② 障害のあるこどもに対する支援

取組	内容
障害児相談支援	障害児が障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成するほか、通所支援開始後、一定期間毎にモニタリングを行うなどの支援を行います。
児童発達支援事業	県発達障害者支援センターや医療型児童発達支援センターとの連携により、必要なサービスにつなげていきます。
保育所等訪問支援事業	就学前児童に対する保育所等訪問事業について、該当者に対する広報活動を進め、利用を促進します。

居宅訪問型児童発達支援	通所型の児童発達支援や放課後等デイサービスを利用することができない重度の障害のある児童などについて居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導を行います。
障害児入所支援事業	県発達障害者支援センターや医療型児童発達支援センターとの連携により、必要なサービスにつなげていきます。
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
日中一時支援	障害者（児）の日中における活動の場を確保するとともに、日常的に介護する家族の休息を目的として、社会に適応するための日常的な訓練等の支援を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な者に対して、外出のための支援を行うことにより地域における自立支援及び社会参加の促進を図ります。
放課後等デイサービス事業	就学している障害児を対象に、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のために必要な支援を行います。
特別支援教育の充実	学校教育においては、特別支援教育の充実により、障害児教育の充実を図ります。
障害児を持つ母親の集い	「たんぽぽの集い」を開催し、情報交換、親子交流会、学習会、施設見学等を実施し、障害児を持つ親への支援を行います。新規会員にも輪を広げていきます。
にこにこ相談会	お子さんの発達や生活・行動・学習・進路などに関わる相談会を定期的に行います。
特別児童扶養手当	身体や精神に中程度以上の障害のある児童（20歳未満）を監護している保護者または養育している者に対し手当を支給します。
心身障害児童福祉金	身体又は精神に障害のある児童（20歳未満）の保護者に、福祉金を支給します。福祉施設に通園・通学している者には増額支給を行います。
日常生活用具の給付	重度障害者に対し、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図ります。
補装具の給付	日常生活や身体機能の向上、就学・就労のために必要な補装具の購入や修理費用の助成をします。
障害児福祉手当	身体又は精神に障害のある児童（20歳未満）に対し、福祉手当を支給します。
特別支援教育就学に対する助成	小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒や、通常学級に在籍する特別支援学校の就学基準に該当する児童生徒に対する助成を継続して実施します。

重度心身障害者等医療費助成	身体障害者手帳１・２級、療育手帳Ａ、精神障害者保健福祉手帳１級所持者に保険診療の自己負担額を全額支給します。
軽度・中等度難聴時補聴器購入費助成事業	難聴児の健全な言語および社会性の発達を支援し、福祉の増進に資することを目的として、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律の補装具費支給の対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入、または修理に要する費用の一部を助成します。
自立支援医療（育成医療）費助成	身体障害を除去、軽減する手術等の治療にかかる医療費を助成します。

③ 就労・自立支援

取組	内容
就労移行支援	一般企業等への就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（Ａ・Ｂ型）	一般企業等での就労に結びつかなかった人等に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。Ａ型…雇用型 Ｂ型…非雇用型
就労選択支援	障害のある者の就労先の希望や特性、スキルに合った就職先を探す支援をします。
障害者就業・生活支援センターとの連携	就業面と生活面の一体的な支援を、専門機関と連携して行います。

④ 家族への支援

取組	内容
保護者向け相談支援	発達支援・障害のあるこどもを育てる保護者の相談に応じ、支援します。
親の会の活動支援	保護者同士が支え合える親の会の活動を支援します。
情報提供とネットワークづくり	福祉サービスや支援制度の情報を提供し、関係者のネットワークにつながるよう努めます。

施策２－６：地域や関係機関の連携強化

こども・若者の成長を切れ目なく支えるため、保健、教育、福祉、就労支援など、各分野の関係機関が連携し、情報共有と協働による支援体制を構築します。

要保護児童対策地域協議会を定期的に開催し、虐待が疑われるケースの早期発見・早期対応を行います。こども・若者支援地域協議会を設置し、ニート、ひきこもり、不登校等の支援について協議し、関係機関の連携による包括的支援を実施します。

こども家庭センターを中心とした連携体制を構築し、保健・医療・福祉・教育が情報を共有し、一貫した支援を提供します。民生委員・児童委員との連携強化や、地域の見守りネットワークの構築により、地域全体でこども・若者を支える体制を整えます。

① 要保護児童対策地域協議会の機能強化

取組	内容
定期的な会議の開催	関係機関が定期的集まり、情報共有と支援方針の検討を行います。
関係機関の情報共有と役割分担	各機関が持つ情報を共有し、それぞれの役割を明確にして支援を行います。
虐待が疑われるケースの早期発見・早期対応	虐待の兆候を早期に発見し、迅速に対応することで、こどもを守ります。
支援の進捗管理と評価	支援の進捗状況を定期的に確認し、必要に応じて支援方法を見直します。

② 母子保健・教育・福祉・就労支援の連携

取組	内容
こども家庭センターを中心とした連携体制の構築	こども家庭センターが中心となり、各分野が連携する体制を構築します。
保健・医療・福祉・教育の情報共有	こどもに関わる各分野が情報を共有し、一貫した支援を提供します。
学校と福祉の連携強化	学校と福祉機関が連携し、こどもと家庭を包括的に支援します。
就労支援機関との連携	若者の就労支援において、関係機関と連携して効果的な支援を行います。

③ 地域における協働ネットワークの形成

取組	内容
民生委員・児童委員との連携強化	地域でこどもや家庭を見守る民生委員・児童委員と連携します。
地域の見守りネットワークの構築	地域住民が互いに見守り、支え合うネットワークを構築します。
NPO、ボランティア団体との協働	地域で活動する NPO やボランティア団体と協働し、支援の幅を広げます。
企業・事業所との連携促進	企業や事業所と連携し、若者の就労支援や子育て支援を推進します。
こどもサポートネットワーク連絡会	こどもを取り巻く関係者（小・中学校教諭、保健師、助産師、主任児童委員、保育士、行政等関係者等）による事例検討や学習会等を実施します。 また、連絡会を通じて情報の共有等を図りながら、関係者間における連携を進めます。
ボランティアの登録・あっせん	子育て支援センターや保育園などにボランティアの募集の有無について確認するとともに、ニーズに応じてボランティア養成講座を行い、子育て支援に協力できる人を登録につなげます。
巡回補導の実施	春休み・夏休み・冬休みや祭り時における巡回補導、強調月間に啓発活動を継続して実施します。
子育てたすけ愛の会（ファミリーサポートセンター）	地域住民同士の育児に関する互助援助活動で、サービス提供者・利用者ともに登録する会員組織によって運営されます。
保育所地域活動事業の実施	世代間交流等、地域住民との交流により、児童の社会性を養うとともに、地域に根ざした保育所を目指します。

基本方針３：安心して子育て・子育てできる環境整備

施策３－１：教育・保育の質の向上

一人ひとりの個性を生かし、可能性を伸ばすことができる教育・保育により、こどもたちが健やかに、そして豊かに成長できるまちをつくることが求められています。

また、幼児期は、人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、幼児教育の役割はますます重要となっています。

全てのこどもが、発達段階に応じた幼児期の教育・保育を受けることができるよう各種事業・サービスを整備します。教育・保育の質の向上に向けた取組を推進するとともに、保育士に研修を行い、人材の資質向上に努めます。

① 教育・保育サービスの提供の確保

取組	内容
保育所事業の充実	調査等から求められた必要事業量が確保されるよう、町立の保育所を中心に、町外の広域的調整の中で町民の利用希望に対応できる体制整備を行います。
施設型給付体制の整備	町外を含む幼稚園、保育所、認定こども園などとの連携を進め、円滑な給付が行われるよう努めます。 また、必要な水準を確保するため、保育所施設や人材の確保を図り、町民が必要とするニーズに対応できる体制の整備を行います。
地域型保育給付体制の整備	現在のところ町内に事業所はありませんが、ニーズの動向を勘案して、町外の家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育などとの連携や誘致について検討します。
職員の資質の向上	計画的な研修の受講を継続し、幼児期の教育・保育の質の確保に努めます。また、小児保健等の新分野の研修も実施します。
職員配置の充実	障害や発達が気になる等のこどもの状況により、必要な職員の加配に努めます。
総合的な支援体制づくり	総合的な子育て支援情報を提供できるよう体制づくりを進めます。また、利用者支援事業の実施を検討します。

② 多様な保育サービスの提供

取組	内容
一時預かり事業	一時預かりは保護者の就労、冠婚葬祭等の用事のほか、育児疲れのリフレッシュなどに利用ができます。
病児・病後児保育事業	病気療養中または病気の回復期にある児童を、保護者に代わって、保育及び看護ケアを行います。 スマートフォンによる利用登録やネット予約ができる、病児保育ネット予約サービスを導入し、利便性の向上を図ります。
延長保育事業	多様な保育ニーズに対応するため、通常の開所時間を超えて保育を実施します。
休日保育事業	多様な保育ニーズに対応するため、日曜日及び祝日に保育所を開所し、保育を実施します。

乳児保育事業	産後休業や育児休業終了後の就労に対応するため、0歳児からの保育を実施します。
障害児保育事業	集団保育が可能な障害児の保育を実施します。
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	保育所に通園しないこどもに、家庭とは異なる経験や同世代のこどもと触れ合う機会を提供します。

施策3-2：学童期・思春期の成長支援

学童期・思春期は、心身が大きく成長し、社会性を身につける重要な時期です。学校、家庭、地域が連携して、こどもの健やかな成長を支えます。

コミュニティ・スクールの推進や学校支援ボランティアの活用により、地域ぐるみでこどもを育てる体制を構築します。思春期特有の心身の変化や悩みに対しては、性教育・生命尊重教育の充実、思春期保健相談、スクールカウンセラーによる相談支援などを通じて、きめ細かく対応します。

いじめや不登校など、困難を抱えるこどもに対しては、スクールソーシャルワーカーの配置・活用、教育相談、教育支援センター等により、個別の状況に応じた支援を行います。関係機関と連携し、早期対応に努めます。

① 学校教育の充実

取組	内容
道徳教育の充実	豊かな心を育むため、指導方法や指導体制の工夫・改善等を進め、こどもの心に響く道徳教育の充実を図ります。
社会に学ぶ「14歳の挑戦」事業	町内事業所の協力のもと、中学生の職場体験を実施します。体験を通じて、労働や周囲への意識変化が現れる等有用性が高く、今後も効果的な事業実施を行います。
いのちの授業	地域の専門分野（助産師・保健師・養護教諭等）の協力により、命と触れ合う体験（赤ちゃんを抱っこする等）や命の大切さについての話を聞くことで、小・中学校での命の教育の普及を図っていきます。
スクールカウンセラー等の配置	小・中学校において、スクールカウンセラーを引き続き配置して、教育相談体制の充実を図ります。
携帯電話・メール、SNS等の利用指導	メールやSNSの正しい使い方について、学校、生徒、保護者と講演会、ルールづくり等に取り組めます。
JFA こころのプロジェクト「夢の先生」	こどもたちに「夢を持つこと」の大切さを伝え、「仲間を尊重すること」の意味を感じてもらい、「フェアプレー精神」の真の意味を理解してもらうことを目的に、日本サッカー協会の協力を得て実施します。
小学校合同記録会	町内2小学校の合同記録会を年1回開催します。
学校施設の改修	小・中学校の施設の状況を把握し、必要な維持管理・修繕に努めます。
小学校・中学校の学校運営協議会制度	令和4年度から学校運営協議会制度として年間3回協議会を実施しています。
ICT教育環境の整備	小・中学校において、タブレット端末、デジタル教科書、生成AI等を活用した授業を充実します。

スタディメイト・英語指導員の配置	すべての小・中学校にスタディメイトを配置するほか、小学校における英語教育に対応するため英語指導員を配置します。
スクールバスでの登下校	通学距離に応じて、通年、冬期間等にあわせスクールバスを運行します。
GIGA スクール構想の推進	ひとり1台端末を整備し、授業以外に家庭学習においても活用できるようにしているほか、災害等の緊急時におけるオンライン授業に活用するなど、学びの保障につなげます。
保小中一貫教育の実施	保育所・小学校・中学校において一貫教育を行い、校種の垣根を越えて相互交流を行うことで「中1ギャップ」・「小1プロブレム」・「児童生徒数の減少」等への対応を図ります。
にこにこ相談会	お子さんの発達や生活・行動・学習・進路などに関わる相談会を定期的に行います。
早稲の香俳句出前講座	地域講師が出前講座に出向き、小学生に俳句や朝日町にゆかりのある芭蕉について学び、親しんでもらいます。
岩手県釜石市との中学生交流事業	友好都市である岩手県釜石市の中学生との交流を通じて、相互の理解と将来に向けた友情を育みます。

② 学校・家庭・地域の連携による育ち支援

取組	内容
コミュニティ・スクールの推進	学校と地域が目標やビジョンを共有し、地域全体で子どもたちの豊かな成長を支援していきます。
家庭教育支援の充実	保護者が家庭教育について学ぶ機会を提供し、家庭の教育力を向上させます。
地域行事へのこどもの参加促進	地域の祭や行事にこどもが参加することで、地域への愛着を育みます。

③ 思春期の心と体の健康支援

取組	内容
性教育・生命尊重教育の充実	発達段階に応じた性教育を行い、自他の生命を尊重する心を育てます。
思春期保健相談の実施	思春期特有の心身の変化や悩みについて、専門職が相談に応じます。
メンタルヘルス教育の推進	ストレスへの対処法や心の健康について学び、自己管理能力を育てます。
スクールカウンセラーによる相談支援	専門的な知識を持つカウンセラーが、こどもの心の悩みに寄り添います。
養護教諭と連携した健康相談	学校の養護教諭と連携し、心身の健康に関する相談に応じます。

④ 不登校やいじめへの対応

取組	内容
不登校児童生徒への支援	不登校のこどもに対して、個別の状況に応じた支援を行い、学校復帰を支援します。
教育支援センター「あすなろ」	学校で過ごすことが難しい児童生徒が安心して過ごし、学校とつながることができる居場所をつくり、学び続けられるようサポートします。

校内教育支援センター「ココ・カラ」	各校に校内教育支援センター「ココ・カラ」を設置し、不登校や、登校はできるが教室に入ることができない児童生徒の居場所として活用し、不登校対策を行います。
スクールソーシャルワーカーの配置・活用	福祉の専門職が、こどもを取り巻く環境に働きかけ、課題の解決を図ります。
いじめ防止対策の推進	いじめの未然防止、早期発見、適切な対応を組織的に行います。
関係機関との連携による早期対応	学校だけでなく、関係機関と連携して、いじめや不登校に早期に対応します。
保護者への相談支援	不登校やいじめで悩む保護者に対して、相談支援を行い、家族を支えます。

施策３－３：仕事と子育て・生活の両立支援

国の「ワーク・ライフ・バランス憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義されています。

社会全体の子育てに対する理解や子育て意識の向上・促進を図り、親子が共に過ごす時間が確保され、仕事をしながら子育てする親を支えるまちを実現することが求められています。

仕事と子育て・生活を両立できる環境を整備し、働きながら安心して子育てができる社会を実現します。企業や社会全体の意識改革を進め、多様な働き方を支援します。

① ワーク・ライフ・バランスの促進

取組	内容
企業への啓発活動	企業における子育て支援（育児休業制度の推進等）に対する理解と施策の充実を求めています。

② 男女の育児・家事参画の促進

取組	内容
延長保育、一時預かり等事業	延長保育事業、一時預かり保育事業等の充実やファミリー・サポート・センター事業等を実施します。
男女共同参画の推進	「朝日町男女共同参画社会づくり計画」を基に、夫婦で育児や家事を行う意識を啓発し、男女共同参画を推進していきます。

③ 多様な働き方への理解促進

取組	内容
ワーク・ライフ・バランスの意識啓発の促進	今までの働き方を変えることによって、男女共に仕事と子育てを両立できるよう、調和のとれた働き方の意識啓発を行います。
労働環境の整備	仕事と育児が両立できるよう、子育て中の職員の労働環境の整備を図ります。
就業に関する情報提供	ホームページ等により就業に関する情報を提供します。

施策３－４：地域の子育て・成長支援

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、子育て家庭の孤立化が進んでいます。子育ての悩みや不安を一人で抱え込むことなく、地域全体で子育て家庭を支え、こどもの健やかな成長を見守る環境を整備することが重要です。地域子育て支援拠点である子育て支援センターを中心に、親子が気軽に集い、交流できる場を提供するとともに、子育てに関する相談や情報提供を充実させます。

また、子育てサークルや子育てサロンなど、地域の自主的な子育て支援活動を促進し、親同士のネットワークづくりを支援します。さらに、多世代交流事業を推進し、高齢者や地域住民が子育てに関わることで、世代を超えた支え合いの関係を築き、地域全体の子育て力の向上を図るなど、地域の子育て・成長支援を図ります。

① 地域における子育て支援の充実

取組	内容
利用者支援事業	身近な場所での相談、情報提供や助言等の、必要な支援を行えるよう、地域子育て支援拠点、こども家庭センターにおける支援体制の整備を検討します。
地域子育て支援拠点事業（育児サロン・育児講座・赤ちゃん広場・おしゃべりサロン）	0～2歳児を中心として、親子及び家族がともに参加し、子育てに対する相談等の子育て支援を行います。 また、関係機関との連携を強化し、地域の子育てネットワークづくりの拠点として事業の充実を図ります。
こども家庭センター	子育て世帯を包括的に支援するため、住民・子ども課と保健センターが連携を強化し、すべての妊産婦、子育て家庭、こどもを対象として、誰一人取りこぼさず、切れ目のない相談・支援を行います。
子育てたすけ愛の会（ファミリーサポートセンター）	地域住民同士の育児に関する互助援助活動で、サービス提供者・利用者ともに登録する会員組織によって運営されます。
世代間交流事業	公民館事業やスポーツ事業として、世代を超えた交流を行う講座を開催します。
保育所地域活動事業の実施	世代間交流等、地域住民との交流により、児童の社会性を養うとともに、地域に根ざした保育所を目指します。
民生委員・児童委員	児童健全育成・児童虐待等、地域の状況を把握します。

② こどもの活動の場や機会の充実

取組	内容
地域スポーツ教室	ビーチボール等の競技やニュースポーツ教室等への参加を呼びかけ、こどもの運動機会の充実を図ります。
スポーツ少年団育成支援	こどものスポーツ参加機会の拡充や、スポーツ少年団の相互交流及び指導者の資質向上を図ります。
「まめなけ！あさひスポーツデー」開催事業	こどもたちの身近で気軽なスポーツを親しめる機会を提供します。

朝日町認定地域クラブ活動運営事業（仮称）	こどもたちの多様な活動の機会を確保し、中学生の運動・文化活動を充実することを目的に、行政、学校、指導者をはじめとする地域全体で支える朝日町認定地域クラブ活動運営協議会（仮称）により、推進します。
総合型地域スポーツクラブの支援	町民のスポーツ参加機会の拡充を図ります。
みんななび	地域や企業、町に縁のある方々が講師となって、学校教育では学ぶことのできない学びの場を、こどもたちに提供します。こどもたちの体験の創出と居場所としての役割を兼ね備え、みんなで学び合う場として発展させていきます。
ふるさと教育事業	次代を担うこどもたちに朝日町の文化・歴史・観光・自然・伝統などを見て、触れてもらい、朝日町の魅力を感じてもらうことで、「ふるさと愛」を育みます。

③ 子育てサークルや親子交流の場の支援

取組	内容
子育てサークルの育成支援	地域の自主的な子育てサークル活動に対し、活動場所や情報提供等の支援を行います。
親子交流イベントの開催	親子が一緒に楽しめるイベントを開催し、子育て仲間づくりのきっかけを提供します。
子育てサロンの開催支援	地域で実施される子育てサロンを支援し、身近な場所での交流を促進します。
父親の子育て参加促進	父親向けの子育て講座やイベントを開催し、父親の育児参画を促進します。
児童クラブ連合会の活動支援	児童の健全育成と児童クラブ活動の充実、および地域の振興を図ることを目的とする団体の活動を支援します。

④ 多世代交流による子育て支援

取組	内容
多世代交流事業の推進	高齢者とこどもが交流する機会を設け、世代を超えたつながりを深めます。
地域の子育て応援団の育成	地域住民が子育て支援の担い手となるよう、人材育成と活動支援を行います。
伝統文化の継承活動	地域の伝統行事や文化活動を通じて、世代間交流と文化継承を図ります。
地域全体の子育て力向上	地域住民の子育て支援に対する理解を深め、社会全体で支える意識を醸成します。
保育所地域活動事業の実施	世代間交流等、地域住民との交流により、児童の社会性を養うとともに、地域に根ざした保育所を目指します。

⑤ 食育の推進

取組	内容
離乳食相談会	保健師・管理栄養士による離乳食指導、個別相談を行います。気軽に参加できるよう、朝日町子育てアプリを使った周知や、SNSを通じた予約体制の整備を進めます。
乳幼児健康診査時の栄養相談	乳幼児健康診査で児の食事に関し困り感のある保護者に対して、個別相談・指導を行い不安の軽減に努めます。

学校の食育活動	小学生を対象に関係機関と連携し、農業体験や食文化の継承に努めます。
	学校給食には地元の旬の食材を使用し、生産者との交流を通じて、こどもたちへ味の伝承を行っていき、さらに、給食だより等を通じて生産者や地域の特産品を紹介し、当町の食材に関する知識や愛着を深めます。
	また、学校調理員を対象に、衛生管理等の研修を実施します。
	SNS を利用した食育を進めます。
保育所の食育活動	毎月の「食育の日」は、調理員を主として食の大切さを理解できるように取り組んでいきます。
	土に親しみ収穫の喜びを体験できるよう、各保育所での園庭やプランター等を利用して夏野菜作りやチャイルドクッキング等をしていきます。
	給食だより等を通じて、行事食や郷土食、季節の食の知識や食材を紹介し、ふるさとの味や魅力を伝えて郷土愛を育てていきます。
	保育所調理員を対象に、衛生管理等の研修を実施します。
	アレルギー等で調理員や保育士、栄養士や保護者を交えての情報交換を実施します。
	保育所の職員が、職種を超えて共有できる研修の場を持つことで、食育への共通理解を図っていきます。
	規則正しい食生活、健康保持のための適度な運動、食事マナーや歯や口の健康（8020 運動）の維持や改善にも配慮していきます。

施策3-5：地域の安全の確保

こどもが安全に安心して生活し、健やかに成長できる環境を整備することは、子育て支援の基盤となるものです。通学路や公園など、こどもの生活空間における安全性を確保するため、ハード面とソフト面の両面から総合的な対策を推進します。通学路の安全点検や防犯灯の整備、危険箇所への改善など、物理的な環境整備を進めるとともに、地域の見守り活動やこども110番の家の普及など、地域ぐるみでこどもを守る体制を強化します。

また、交通安全教室や防犯教室の開催を通じて、こども自身の危険回避能力を育成します。学校、警察、地域、行政が連携し、こどもを交通事故や犯罪から守る取組を推進するとともに、公園や児童遊園の安全点検を定期的実施し、安心して遊べる環境を整備します。

① 防犯・交通安全の推進

取組	内容
青少年育成朝日町民会議	青少年の健やかな成長を支援するため、こどもを犯罪、事故から守るため、巡回指導、啓発活動を行い、地域ぐるみの見守り体制を強化します。
こども110番の家の普及	こどもが緊急時に助けを求められる場所を確保し、地域の防犯力を高めます。
交通安全教室の開催	発達段階に応じた交通安全教室を開催し、こどもの交通安全意識を育みます。
防犯教室・訓練の実施	不審者対応訓練や防犯教室を実施し、こどもの危険回避能力を育成します。
学校・警察・地域の連携強化	防犯・交通安全の推進に向けて、学校・警察・地域の連携強化を図ります。

② こどもが安全に暮らせる環境の整備

取組	内容
通学路の安全点検と改善	定期的な安全点検を実施し、危険箇所の把握と改善対策を進めます。
防犯灯・街路灯の整備	通学路や公園周辺の照明を整備し、夜間の安全性を向上させます。
危険箇所マップの作成・共有	地域の危険箇所を可視化し、学校・家庭・地域で情報を共有します。
交通規制等の検討	通学時間帯の車両通行規制やスクールゾーンの設定など、具体的対策を検討します。
公園・遊び場の安全管理	公園や児童遊園の定期点検を実施し、遊具の適切な維持管理を行います。

施策の目標とする指標

この計画では、施策目標の実現を目指すために、次の項目を目標とする指標として、その到達度を調査し、施策や事業内容の評価を行うとともに取組内容の充実を図ります。

指標	現状値	目標値	備考
こどもの権利（意見を表明する権利）について「知っている」と答えた小中高校生の割合	28.6%	50.0%	こども・若者の活動機会や意見表明の機会の整備に努めます。
SNS・オンラインアンケートなど、デジタルを活用した意見聴取の実施回数（年間）	1回	4回	こども・若者の活動機会や意見表明の機会の整備に努めます。
こども・若者政策に関して「自身の意見が聴いてもらえている」と思う割合	—	50.0%	こども・若者の活動機会や意見表明の機会の整備に努めます。
「自分のことが好き」と答えた小中高校生の割合（自己肯定感）	76.0%	80.0%	町内のこども・若者の意見表明の機会の整備に努めます。
安心できる居場所があると感じる小中学生の割合	88.6%	95.0%	こども・若者の遊び場や居場所づくりの環境整備に努めます。
こどもの居場所づくり事業（子育て支援センター・児童館・放課後児童クラブ等の延べ利用者数）	19,483人	21,000人	こども・若者の遊び場や居場所づくりの環境整備に努めます。
中高生・若者向けフリースペース・交流スペースの設置数	—	1か所	こども・若者の遊び場や居場所づくりの環境整備に努めます。
ヤングケアラーの実態把握調査の実施	未実施	実施	こども・若者が自立できる支援に努めます。
「子育て環境・支援に満足」と答える保護者の割合	65.4%	80.0%	切れ目のない子育て家庭へ環境・支援の充実に努めます。
公的機関への相談したことがない理由「相談したかったが、抵抗感があつた」、「相談時間や場所などが使いづらい」、「相談する窓口や方法がわからなかった」割合	14.6%	10.0%	公的機関（役場担当窓口、こども家庭センター、保健センター等）での相談しやすい環境整備に努めます。

第5章 計画の推進

本計画を着実に推進し、すべてのこども・若者が健やかに育ち、安心して子育てができる環境を実現するためには、行政だけでなく、家庭、地域、学校、企業など、社会全体が連携・協働して取り組むことが不可欠です。

1 計画の推進体制

(1) 庁内推進体制の構築

こども・若者支援に関する施策は、福祉、保健・医療、教育、就労、住宅など多岐にわたる分野に関連しています。そのため、計画の推進にあたっては、住民・子ども課を中心としながらも、保健センター、教育委員会、健康課など庁内関係部局が緊密に連携し、横断的な推進体制を構築します。

定期的に庁内連絡会議を開催し、各施策の進捗状況の共有、課題の検討、新たなニーズへの対応などについて協議を行い、一体的かつ効果的な施策の展開を図ります。

また、国や県の関係機関とも密接な連携・協力体制を整え、最新の制度動向や先進事例などの情報を収集しながら、施策の充実に努めます。

(2) 朝日町こども・子育て会議

こども・子育て支援法に基づく「朝日町こども・子育て会議」を継続的に開催し、計画の進捗状況の確認や評価、施策の改善に関する審議を行います。

同会議は、こどもの保護者、子育て支援事業の関係者、学識経験者など、多様な立場の委員で構成されており、子育て当事者や現場の声を施策に反映させる重要な役割を担っています。

定期的に会議を開催し、年度ごとの事業実績や成果指標の達成状況について報告を行うとともに、委員からの意見や提案を次年度以降の施策展開に活かしていきます。

(3) 地域・関係機関との連携強化

計画を効果的に推進するためには、それぞれの主体が果たすべき役割を認識し、相互に連携・協力しながら取り組むことが重要です。

地域住民、町内会、民生委員・児童委員、主任児童委員、保育所、学校、NPO、ボランティア団体、企業など、多様な主体との連携・協働を推進します。

特に、要保護児童対策地域協議会などの既存のネットワークを活用し、支援が必要なこども・若者や家庭に対して、切れ目のない支援を提供できる体制を強化します。

また、地域における子育てサークルやこども食堂、学習支援活動などの自主的な取組を支援し、地域全体でこども・若者を見守り、育む環境づくりを進めます。

2 計画の進捗管理

(1) PDCA サイクルによる進行管理

本計画の実効性を確保するため、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）のPDCA サイクルに基づく進行管理を行います。

毎年度、各施策・事業の実施状況や成果指標の達成状況を把握し、朝日町こども・子育て会議において点検・評価を行います。評価結果を踏まえ、必要に応じて施策の見直しや改善を行い、より効果的な施策の展開を図ります。

(2) 町民への情報公開

計画の進捗状況や評価結果については、広報誌やホームページなどを通じて定期的に町民に公表し、透明性の確保に努めます。

また、町民からの意見や要望を施策に反映させるため、パブリックコメントやアンケート調査などを通じて、継続的に町民の声を聴取する機会を設けます。

(3) 計画の見直しと評価

本計画の計画期間は令和8年度から令和11年度までの4年間ですが、社会情勢の変化や制度改正、新たなニーズの発生などにより、必要に応じて計画の見直しを行います。

特に、国のこども大綱や県の関連計画の動向を注視し、整合性を図りながら、柔軟に対応していきます。

計画期間終了後は、本計画の成果を検証し、次期計画の策定につなげていきます。

本計画の推進にあたっては、「みんなで育てるあさひっ子」という基本理念のもと、町民一人ひとりがこども・若者の育ちと子育てを支える主体であるという意識を持ち、それぞれの立場でできることから取り組んでいくことが重要です。行政、家庭、地域、学校、企業など、すべての主体が連携・協働し、社会全体でこども・若者を育む環境を整備することで、朝日町の未来を担うこどもたちが健やかに成長し、希望を持って自立できる社会の実現を目指します。

資料編

1 「朝日町子ども・子育て会議」委員名簿

関係機関	氏 名	役 職 等	備考
福祉関係	小 澤 政 憲	朝日町社会福祉協議会会長	会長
	佐 田 み どり	朝日町民生委員児童委員協議会 会長	
教育関係	四 杉 昭 康	富山短期大学幼児教育学科 学科長教授	
	大 森 祐 子	朝日町小・中学校長会会長	
	善 田 洋一郎	朝日町P T A連絡協議会会長	
地域活動関係	犬 田 優	朝日町児童クラブ連合会会長	副会長
保健関係	安 達 万紀子	朝日町母子保健推進協議会会長	
	新 田 仁 美	朝日町保健センター主査	
子育て関係	追 分 竜 士	いちご保育園父母の会会長	
	宮 島 文 子	朝日町保育士会会長	

2 計画の策定経過

日程	会議等	内容
令和7年8月26日（火）	第1回子ども・子育て会議	（1）こども計画について （2）朝日町の現状について （3）こども計画にかかるアンケート調査（案）について
令和7年11月14日（金） ～11月28日（金）	朝日町子ども・若者・ 保護者アンケート実施	町在住の小学5・6年生 中学2・3年生 高校1～3年生：計533人 町在住の18～39歳の若者就学前児童 を持つ保護者：594人 小学生児童を持つ保護者：477人 郵送配布・郵送またはWEB回答により実施
令和8年1月26日（月）	第2回子ども・子育て会議	（1）こども計画にかかるアンケート調査結果について （2）こども計画（素案）について
令和8年2月17日（火）	第3回子ども・子育て会議	（1）こども計画にかかるアンケート調査最終報告について （2）こども計画（案）について
令和8年3月16日（月） ～3月26日（木）	パブリックコメントの実施	朝日町こども計画（案）の意見募集 閲覧場所：朝日町住民・子ども課の 窓口、朝日町ホームページ

朝日町こども計画

発行日 令和 8 年 3 月

発 行 朝日町 住民・子ども課

〒939-0793 富山県下新川郡朝日町道下1133

電話 (0765) 83-1100

